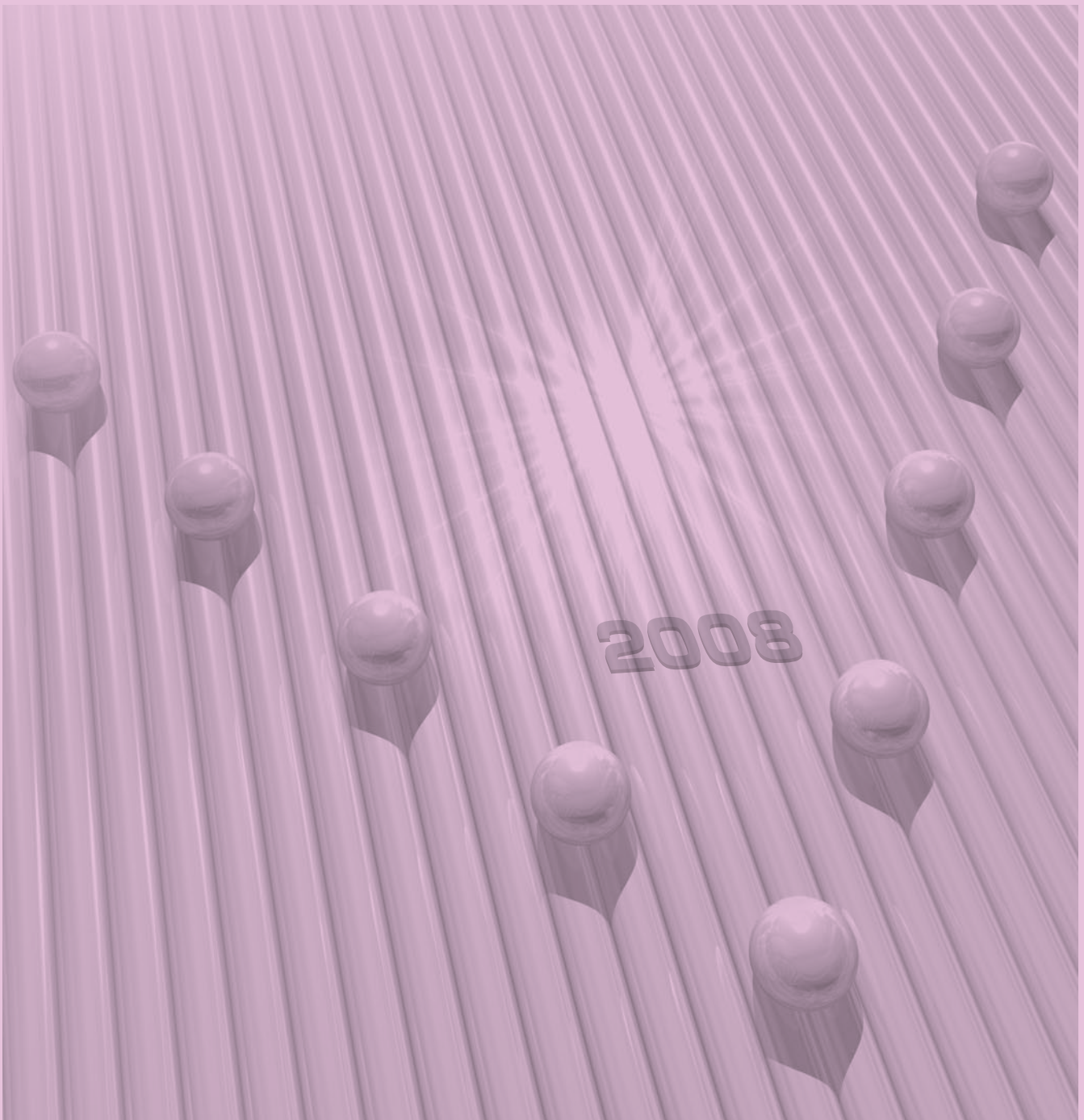


2008年度

シラバス

法学部



獨協大学

※「法学部シラバス」について・・・法学部長

※「法学部シラバスの見方」について

I 2008年度入学者

⇒ P1～P14

II 2003～2007年度・1999～2002年度入学者

⇒ P15～P130

「法学部シラバス」について

法学部長 福永 文夫

シラバス (syllabus) とは、授業科目の内容などを要約した一覧のことです。学生諸君の教室内および教室外の勉学に資するために、本学はシラバスを冊子形式で作成しています。

冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されており、「法学部シラバス」では、すべての法学部開設科目 (法律学科・国際関係法学科) を収載しています (ただし、演習等特別の開講形態のものは除く)。またインターネット上では、全学共通授業科目や他学部の開設科目についても見るすることができます。

これによって法学部のカリキュラムの全容がわかりますので、まずは全体に目をとおしてみてください。科目ごとに、①講義目的および講義概要、②テキスト・参考文献、③評価方法、④学期授業計画、の4項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れていることでしょう。

このうち、「講義目的および講義概要」欄には、教員による科目の位置づけや、受講者にとっての達成目標、および学期ごと授業の概略や講義の方法が記されています。「テキスト・参考文献」欄には授業で使用する教科書や参考とすべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートについて、また授業そのものについて、教員がなにを望んでいるかを知ることができます。さらに「学期授業計画」欄には、授業の詳細な内容とその進め方が、13週または26週分にわたって記載されていますので、受講者はこれを参考に学期ごとの学習計画を立てることができます。

シラバスは、学年初めの履修登録のときにだけ必要なものではありません。シラバスは教員と学生諸君とのあいだの授業に関する約束ですから、教員はこれに則して授業を進めたり成績評価をするべきですし、受講者もこれにしたがって授業に参加し成績評価を受けねばなりません。そのためには、授業期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の授業は、教員と学生とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって試されることとなります。そのためにも、法学部の授業をさらに良くする第一歩として、学生諸君がこのシラバスを大いに活用されることを希望します。

【シラバスの見方】

「シラバス」は、科目の担当教員が、学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。学生諸君は、シラバスを良く読み、計画的な履修登録をしてください。

※2003年度以降入学者の開設科目は、すべて春学期または秋学期で完結します。

※2002年度以前入学者の開設科目は、原則通年で開講されます。（一部半期完結の科目を開設）

※目次の「履修不可学科」の表記
 外：外国語学部 養：国際教養学部 経：経済学部
 律：法律学科 国：国際関係法学科 総：総合政策学科

上段は、春学期科目です。

08 律/国/総 ① 03~07 律/国 99~02 律/国	民法入門/民法入門/民法入門 ② 民事法入門/民事法入門 *****/*****	③ 担当教員名
④ 講義目的、講義概要 【 春学期 】	⑤ 授業計画 第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週 第13週	
⑥ テキスト、参考文献	⑦ 評価方法	

08 律/国/総 ① 03~07 律/国 99~02 律/国	刑法入門/刑法入門/刑法入門 ② 刑事法入門/刑事法入門 *****/*****	③ 担当教員名
④ 講義目的、講義概要 【 秋学期 】	⑤ 授業計画 第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週 第13週	
⑥ テキスト、参考文献	⑦ 評価方法	

下段は、秋学期科目です。

【記載内容】

① 適用年度・適用学科

適用年度と適用学科について

【08 律/国/総】

2008年度入学 法律学科/国際関係法学科/総合政策学科を対象とした科目です。

【03~07 律/国】

2003年度~2007年度入学 法律学科/国際関係法学科を対象とした科目です。

【99~02 律/国】

1999年度~2002年度入学 法律学科/国際関係法学科を対象とした科目です。

② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載
 (****表示の学科には開設されていません)

③ 担当教員氏名

④ 授業の目的や講義全体の説明、学生への要望が記載してあります。

⑤ 学期の授業計画についての欄です。原則として各週ごとに講義するテーマが記載してあります。

⑥ 授業で使用するテキストや参考となる文献が記載してあります。

⑦ 半期完結科目は、春・秋の学期末に成績評価が出ます。2002年度以前入学者の通年科目は年度末に成績評価が出ます。

【注意事項】

1.登録条件

秋学期の科目には、春学期の科目履修登録または、単位の修得を条件にした科目があります。

2.2002年度以前入学者の半期完結科目

(法律学特講B、模擬国際裁判、国際関係法特講B、国際関係特講B、地域研究特講B)

(民法Ⅰ、商法Ⅱは週2コマ開講で半期完結)

3.受講制限の科目について

外国法講読、国際関係法講読、国際政治講読、外国法文献研究、国際関係法文献研究については、受講希望者数により選抜する場合があります。

4.定員

「全学共通授業科目」と合併開講している科目については定員を設けていますので、「授業時間割表」を参照してください。

5.他学部との合併科目名

他学部との合併科目については講義目的、講義概要等で記載されている科目名が異なる場合があります。

目 次

【法律学科】2008年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	国	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	総	2
憲法入門	憲法・人権	大藤 紀子	金2	1	外	養	経	国	総	3
憲法入門	憲法・人権	古関 彰一	木3	1	外	養	経	国	総	4
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	国	総	5
民法入門		小柳 春一郎	火1	1	外	養	経	国	総	6
民法入門		山田 恒久	水1	1	外	養	経	国	総	7
刑法入門		内山 良雄	木1	1	外	養	経	国	総	8
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	9
国際関係法入門	国際関係法入門	櫻井 雅夫	水3	1	外	養	経	国	総	10
	総合政策入門	福永 文夫	金2	1	外	養	経	国	総	11
社会科学概論-1	社会科学概論-2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	国	総	12
	社会科学情報検索法	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	国	総	13
	民法I(代理・時効・物権変動)	常岡 史子	火3	1	外	養	経	国	総	14

【国際関係法学科】2008年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	総	2
憲法入門	憲法・人権	大藤 紀子	金2	1	外	養	経	律	総	3
憲法入門	憲法・人権	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	総	4
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	5
民法入門		小柳 春一郎	火1	1	外	養	経	律	総	6
民法入門		山田 恒久	水1	1	外	養	経	律	総	7
刑法入門		内山 良雄	木1	1	外	養	経	律	総	8
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	9
	総合政策入門	福永 文夫	金2	1	外	養	経	律	総	11
国際関係法入門	国際関係法入門	櫻井 雅夫	水3	1	外	養	経	律	総	10
社会科学概論-1	社会科学概論-2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	律	総	12
	社会科学情報検索法	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	律	総	13
	民法I(代理・時効・物権変動)	常岡 史子	火3	1	外	養	経	律	総	14

【総合政策学科】2008年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科					ページ
					外	養	経	律	国	
入門演習		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	国	2
総合政策入門		福永 文夫	金2	1	外	養	経	律	国	11
憲法入門	憲法・人権	大藤 紀子	金2	1	外	養	経	律	国	3
憲法入門	憲法・人権	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	国	4
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	5
民法入門		小柳 春一郎	火1	1	外	養	経	律	国	6
民法入門		山田 恒久	水1	1	外	養	経	律	国	7
	民法I(代理・時効・物権変動)	常岡 史子	火3	1	外	養	経	律	国	14
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	9
社会科学概論-1	社会科学概論-2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	律	国	12
	社会科学情報検索法	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	律	国	13

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	入門演習/入門演習/入門演習 フレッシュマンプログラム/フレッシュマンプログラム *****/*****	担当者	各専任教員
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法学部の新入生は全員、この科目を最初の学期(一年次の春学期)に履修することになります。18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で授業が行われます。</p> <p>授業では、大学での勉学の心がまえ、勉強の方法、専門的な書物の読み方、論文・レポートの書き方、報告や討論のしかたなどを学びます。大学での勉学の取り組みかたを理解し、そして身につけることが演習の目的です。</p> <p>各担当教員は、科目履修のしかたや勉強のしかたなど、大学での学習全般についてクラス所属学生の相談相手となるクラス・アドバイザーを兼ねています。大学生活に関する質問等があれば入門演習の担当者に気軽にご相談ください。</p>		<p>全13回の授業を予定しています。</p> <p>具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、第一回目の授業の際に、各担当教員から配布されます。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*****/***** *****/***** *****/*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法入門/憲法入門/憲法入門 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本国憲法の基礎的な理解を得ることを目標とする。憲法Ⅱ・Ⅲの理解を助けるべく、憲法とは何か、人権や統治の基本的な問題について扱いたい。</p> <p>また、改憲の動きを踏まえ、国民投票や憲法改正の限界等につき検討する。</p> <p>論点ごとに、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。</p> <p><参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）</p> <p><判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） ・植野・佐藤編『憲法判例 205』（発行・編集工房球）（発売・学陽書房）</p> <p><小型六法>（必携）</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに 憲法の意味と特質 日本国憲法と明治憲法の比較 日本国憲法の成立経過 日本国憲法の基本原理 国民主権 天皇制 平和主義の原理 憲法改正と国民投票 人権の観念 人権の享有主体① 人権の享有主体② 人権と公共の福祉 特別権力関係論とその問題点 私人間における人権の保障と限界 <p>（多少の変更がありうる）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法上の基本的人権の保障についての理解を深める。事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。</p> <p>論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。</p> <p>（テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献）</p> <p><参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）</p> <p><判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） ・植野・佐藤編『憲法判例 205』（発行・編集工房球）（発売・学陽書房）</p> <p><小型六法>（必携）</p>		<ol style="list-style-type: none"> はじめに 包括的基本権 法の下での平等 思想・良心の自由 信教の自由 政教分離原則 学問の自由と教育を受ける権利 表現の自由① 表現の自由② 経済的自由権 人身の自由と刑事手続上の人権 生存権 労働基本権 <p>（多少の変更がありうる）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法入門/憲法入門/憲法入門 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法講義の入門編です。日本国憲法を理解する上で、基礎的と考えられる諸問題について講義します。「憲法・人権」「憲法・統治」「憲法・発展」を理解しやすくすることを目的としています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 開講にあたって（近代憲法とはなにか） 2 基本的人権の歴史 3 明治憲法の構造 4 日本国憲法の制定過程 5 平和主義と憲法9条 6 日米安保条約の構造 7 国民主権の原理（国民、国民主権、人民主権） 8 基本的人権適用の限界 9 外国人の人権 10 基本的人権の私法関係への適用 11 代表民主制と直接民主制 12 選挙権の法的性格と選挙定数 13 春学期のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）</p>		<p>春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。</p>	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「憲法入門」での基礎的知識を基に、日本国憲法第三章に定める人権諸条項について基本的な考え方を講義することを目的としています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 平等権の概念 2 平等権をめぐる学説・判例 3 信教の自由と政教分離 4 表現の自由の意義 5 表現の自由と名誉・プライバシー 6 表現の自由と知る権利 7 表現の自由と検閲 8 学問の自由と大学の自治 9 生存権の法的性格と学説・判例 10 環境権の法的性格と判例 11 職業選択の自由とその規制 12 財産権の保障と制限 13 秋学期のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）</p>		<p>春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。</p>	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法入門/憲法入門/憲法入門 *****/*****/ *****/*****/	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>初めて憲法を学ぶ人たちを対象とした入門講義である。これから勉強する日本国憲法の案内的講義を行う。一年生が多く受講者であることを踏まえ、『六法』の引き方から勉強する。</p> <p>教科書のほか、必ず『六法』（出版社は問わない）を購入し、講義のときにもってくること。</p> <p>なお、秋学期の「憲法・人権」とワンセット履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス/教科書・参考書の説明 2. 『六法』の使い方、憲法とは何か 3. 憲法規範の特質 4. 憲法制定略史 5. 人権の成り立ち（1）/社会契約論 6. 人権の成り立ち（2）/人権カタログ 7. 人権の保障範囲（1）/外国人の人権 8. 人権の保障範囲（2）/法人の人権 9. 人権の保障範囲（3）/私人間適用 10. 平和主義（1）/9条の解釈論 11. 平和主義（2）/国際貢献論 12. 平和主義（3）/平和的生存権論 13. 予備日 	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村編『現代憲法入門講義（新2版）』（北樹出版） 高橋ほか編『憲法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣）		定期試験中に「論述式」の試験を行う。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 *****/*****/ *****/*****/	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「憲法入門」講義を前提に、人権論の各論的講義を行う。毎回、判例を読みあいながら、日本の人権状況を考えていきたい。</p> <p>教科書のほか、『判例集』、『六法』は必ず持参すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス/教科書・参考書の説明 2. 法の下での平等 3. 信教の自由（1）/人権 4. 信教の自由（2）/政教分離 5. 学問の自由と大学の自治 6. 表現の自由（1）総論 7. 表現の自由（2）知る権利と報道の自由 8. 表現の自由（3）プライバシー権 9. 経済的自由（1）総論 10. 経済的自由（2）判例研究 11. 生存権 12. 教育を受ける権利 13. 予備日 	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村編『現代憲法入門講義（新2版）』（北樹出版） 高橋ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第5版）』（有斐閣）		定期試験中に「論述式」の試験を行う。	

08 律/国/総	民法入門/民法入門/民法入門	担当者	小柳 春一郎
03~07 律/国	民事法入門/民事法入門		
99~02 律/国	*****/****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法を中心に民事法を概観する。講義では、主として、民法の財産法部分を採り上げる。</p> <p>民法は私たちの日常生活を規律する一般的な法であって、経済生活にかかわる財産関係と家族生活に関する関係をその対象としているが、この講義では、民法の全体について、その基本的な仕組みを解説する。ここで学んだことを基礎にして、民法の専門科目で、より詳しい知識と問題解決能力を習得できるように配慮する。</p> <p>民法財産法に関する部分は、全法学の基礎となる部分である。そこでは、いくつかの（法律行為などの）技術的概念を学ぶが、同時に民法の基本となる考え方もあわせて学ぶ事ができる。</p> <p>講義は、教科書を中心として行う。その理由は、学生の予習及び復習が容易なことである。各単元にある教科書の説明が理解できれば一応目的が達成されたことになるが、講義の後でも一定の基本事項について知識としての定着があるように配慮したい。また、小型版の六法を持参してきてもらい、条文参照に慣れる機会としたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 民事法 2 民法と民法典 3 権利と義務 4 法律行為 5 代理 6 時効 7 契約 8 所有権 9 不法行為 10 事務管理・不当利得 11 債務の弁済 12 家族 13 講義のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
野村豊弘『民事法入門』（有斐閣）		学年末の試験を中心にする。出席も加味する。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

08 律/国/総	*****/*****/****	担当者	*****
03~07 律/国	*****/****		
99~02 律/国	*****/****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	民法入門/民法入門/民法入門 民事法入門/民事法入門 *****/*	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的 民法の全体像とその内容の実現手続を概観します。 法律の科目は、もともと難解なものであるため、「易しく」、「解りやすく」講義することが不可能な科目です。入門科目ですが、しかし、 <u>内容は非常に難しい</u> ことを覚悟して下さい。 講義概要 講義は、全13回を、前半の7回の実体法を中心とした講義と、後半の6回の手続法を中心とした講義に分解します。前半の7回は、法律学科の小川教授が担当し、後半の6回は、国際関係法学科の山田教授が担当します。 なお、前半の第7回目の講義日には、前半のまとめテストを実施しますので、必ず受験してください。 前半では、法律学の中における民法の位置づけとその内容を概説します。 また、後半の6回は、民法で定められている権利を、実現するための手続である、民事訴訟手続を概観します。		1. 法とは何か（法と道徳、民事法・刑事法・行政法、実体法と手続法）／2. 中心的な概念（契約—消費貸借・売買、法律要件、法律行為、法律効果）、民法の構造（法典の成立、財産法と家族〔身分〕法）／3. 契約（典型契約、保証）、一般法と特別法（雇用と労働法、民法と商法・経済法・消費者法）／4. 契約によらない法律関係（不法行為、事務管理、不当利得、取得時効）、家族〔身分〕法（親族、相続）／5. 民法総則（人、能力、代理、意思表示とその瑕疵、消滅時効）、物権（所有、担保、物権の効果） 6. 債権（譲渡、消滅—弁済・相殺、債権の効果—債務不履行・債権者代位・債権者取消） 7. <u>前半「民法」の試験</u> 8. 民事訴訟手続のながれ／9. 訴訟の主体（裁判所、当事者能力、訴訟能力）／10. 訴えの提起（訴状の記載事項、送達、二重起訴）11. 判決の効力（既判力制度、主観的限界、客観的限界、既判時間的限界）／12. 民事訴訟法における諸原則（処分権主義、弁論主義）／13口頭弁論（事実と証拠、主張責任、挙証責任）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しません。 参考書としては、『基本民事法』（成文堂）が考えられます。		前半の第7回目の講義日に実施する試験、13回の講義が終了した後に実施する定期試験の合計点、及び、出席状況並びに、受講態度を総合して評価する。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	刑法入門/刑法入門/***** 刑事法入門/刑事法入門 *****/*****	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人は、犯罪を行うと、刑罰を科せられます。刑罰は、受刑者の人権を著しく侵害し、法的制裁の中で最も厳しいものですから、感情論で場当たりに、ましてや無実の者を間違いで罰してはなりません。そこで、①どのようなことをすると犯罪が成立し、どのように処罰されるべきかを解明する「刑法学」、②犯罪が発生したときの捜査・取調べ、証拠収集、刑事裁判などの適正な進め方について論じる「刑事訴訟法学」、③犯罪現象を分析し、その原因を探り、犯罪対策を講じ、刑務所で受刑者をどのように更生させるか検討する「刑事政策学」が必要となります。</p> <p>本講義は、法学部において2年生以降に開設されている①②③の科目の学問内容の概略、相互関係を初学者のみなさんに理解してもらうこと、刑事法学全体の見取り図を提供することを目標とします。刑事法学の専門用語は難解ですから、拒絶反応が出ないようにその意味内容をやさしく解説し、刑事法に興味を持ち、進級したら①②③の科目を履修したいと思ってもらえたら、幸いです。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法の種類・内容【テキスト序章、各章概要】 2. 刑法の役割【第1章1】 3. 犯罪とは何か（1）【第1章2】 4. 犯罪とは何か（2）【第1章2】 5. 犯罪とは何か（3）【第1章2】 6. 犯罪の形態【第1章3】 7. 人の生命と刑法【第1章4】 8. なぜ人は犯罪を行うのか【第3章2】 9. 「罰する」ことの意味（1）【第3章3】 10. 「罰する」ことの意味（2）【第3章3】 11. 犯罪捜査のルール（1）【第2章1～4】 12. 犯罪捜査のルール（2）【第2章1～4】 13. 刑事裁判【第2章5】 <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあるので、あらかじめ、ご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：三井誠ほか編『入門 刑事法[第3版]』有斐閣		期末試験の答案に基づいて評価します。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*****/***** *****/***** *****/*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	***** / ***** / ***** ***** / ***** ***** / *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	刑法入門/刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事法入門 ***** / *****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑事法の世界は、「犯罪」とは何をいうのか、というように、犯罪概念を形成（規範定立）するところから（刑事立法論、刑法改正論）考察がはじまるものである。そこでは、犯罪と刑罰の歴史およびそれらに対する思想の学習から始めなければならない。「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。学期を進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要がある。</p> <p>そこで本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。</p> <p>2009年には、重大な刑事事件に関する裁判員制度がよいよスタートする。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読みましょう。 2. 刑事裁判とは何か。判例を読みましょう。 3. 刑事制裁の意義について。刑罰とは何か。 4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原理。 罪刑法定主義、謙抑主義、行為主義、責任主義 5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。 大津事件から学ぶもの。 6. 刑事司法の概要（警察・検察・裁判・矯正・保護の流れと課題） 7. 刑事裁判の基本原則（証拠主義をめぐる問題） 8. 誤った裁判（冤罪はなぜ生じるか） 9. 国民の司法参加（裁判員制度、検察審査会） 10. 犯罪論のポイント（1）構成要件論 不作為犯、因果関係 11. 犯罪論のポイント（2）違法論、正当防衛 社会的相当性 12. 犯罪論のポイント（3）責任論、錯誤論、 未遂犯論、共犯論、 13. 犯罪各論の重要課題（生命犯罪の検討） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>指定教材：井田良『基礎から学ぶ刑事法（第3版）』有斐閣（参考教材：安部哲夫ほか『新版現代法学入門（第4版）』尚学社、大谷実『刑事法入門（第6版）』有斐閣）</p>		<p>学期末試験 80 点、出席 20 点によって評価する。</p>	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	国際関係法入門/国際関係法入門/**** 国際関係法入門/国際関係法入門 *****/****	担当者	櫻井 雅夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[[講義の目的] 専門課程に進む前に身につけなければならない法学・国際法・国際関係に関する基礎知識を提供することを目的にしています。</p> <p>[講義の概要] 単に法分科論を頼りにばらばらの知識を詰め込もうとするものではありません。例えば、公法とは何か、国際法とは何かということを勉強することよりも、何が問題か、その問題をどう解決するかということにウエイトを置くのです。</p> <p>国際関係法とは何かということはもちろん勉強しますが、それよりも今地球規模でどのような問題が起こっているかを知り、専門課程に進んでからその問題を解決するさいに必要となる術^{すべ}を提供するわけです。</p> <p>授業では、毎回ビデオとパワーポイントのスライドを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>[はじめに] 受講にあたっての心構え</p> <p>[総論] 1 法, 国際, 国際法, 国際関係, 国際関係法 2 新しい国際関係と法 第二次世界大戦—太平洋戦争を中心に— 3 国際連合法</p> <p>[各論] 4 戦争・平和維持・安全保障と法 5 軍縮と法 6 人権・人道と法 7 貧困・難民と法 8 環境と法 9 児童・薬物・犯罪・エイズ・地雷と法 10 貿易・投資と法 11 地域統合と法 12 開発と法</p> <p>[まとめ] 講義の総括 レポート作成の注意事項</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際関係法入門』東京：有信堂。 学期の第1回に細かいシラバスを配布します。		期末試験なし。レポート提出のみ。 出席を重視。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	国際関係法入門/国際関係法入門/**** 国際関係法入門/国際関係法入門 *****/****	担当者	櫻井 雅夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[[講義の目的] 専門課程に進む前に身につけなければならない法学・国際法・国際関係に関する基礎知識を提供することを目的にしています。</p> <p>[講義の概要] 単に法分科論を頼りにばらばらの知識を詰め込もうとするものではありません。例えば、公法とは何か、国際法とは何かということを勉強することよりも、何が問題か、その問題をどう解決するかということにウエイトを置くのです。</p> <p>国際関係法とは何かということはもちろん勉強しますが、それよりも今地球規模でどのような問題が起こっているかを知り、専門課程に進んでからその問題を解決するさいに必要となる術^{すべ}を提供するわけです。</p> <p>授業では、毎回ビデオとパワーポイントのスライドを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>[はじめに] 受講にあたっての心構え</p> <p>[総論] 1 法, 国際, 国際法, 国際関係, 国際関係法 2 新しい国際関係と法 第二次世界大戦—太平洋戦争を中心に— 3 国際連合法</p> <p>[各論] 4 戦争・平和維持・安全保障と法 5 軍縮と法 6 人権・人道と法 7 貧困・難民と法 8 環境と法 9 児童・薬物・犯罪・エイズ・地雷と法 10 貿易・投資と法 11 地域統合と法 12 開発と法</p> <p>[まとめ] 講義の総括 レポート作成の注意事項</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際関係法入門』東京：有信堂。 学期の第1回に細かいシラバスを配布します。		期末試験なし。レポート提出のみ。 出席を重視。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*****/総合政策入門 *****/*****/ *****/*****/	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>総合政策学科新生へのオリエンテーションの科目である。まず総合政策とは何かを、次いで総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの軸を示す。次いで、総合政策学科所属教員それぞれの専門分野に即して、地域、国際比較、法、政策と法に関し、様々な視点から総合政策学を検討する。最後に、具体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびローカルな視点双方から政策を考える糸口をしたい。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまるが、総合政策学科の入門編として必須科目となる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー総合政策の地平 2. 国際化の視点から 3. 地域の視点から (1) 4. 地域の視点から (2) 5. 国際比較の視点から (1) 6. 国際比較の視点から (2) 7. 法の視点から (1) 8. 法の視点から (2) 9. 政策と法 (1) 10. 政策と法 (2) 11. 事例研究 (1) 12. 事例研究 (2) 13. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。		講義中に行うテストおよびレポートで評価する。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	総合政策入門/総合政策入門/*****/ *****/*****/ *****/*****/	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>総合政策学科新生へのオリエンテーションの科目であるが、秋学期は法律学科および国際関係法学科の学生を対象とする。まず総合政策とは何かを、次いで総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの軸を示す。次いで、総合政策学科所属教員それぞれの専門分野に即して、地域、国際比較、法、政策と法に関し、様々な視点から総合政策学を検討する。最後に、具体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびローカルな視点双方から政策を考える糸口をしたい。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまるが、総合政策学科の入門編として必須科目となる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー総合政策の地平 2. 国際化の視点から 3. 地域の視点から (1) 4. 地域の視点から (2) 5. 国際比較の視点から (1) 6. 国際比較の視点から (2) 7. 法の視点から (1) 8. 法の視点から (2) 9. 政策と法 (1) 10. 政策と法 (2) 11. 事例研究 (1) 12. 事例研究 (2) 13. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。		講義中に行うテストおよびレポートで評価する。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会科学概論-1 社会科学概論-1/社会科学概論-1 社会科学概論/社会科学概論	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「社会科学」は法学・政治学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。</p> <p>春学期は、テキストとして吉岡友治氏の『世の中がわかる「〇〇主義」の基礎知識』を用います。同氏は、ロースクール向けの論文指導などをおこなっている、受験界のカリスマ的指導者です。本書では、民主主義をはじめとして、市場原理主義、保守主義、合理主義、実存主義、平和主義、ロマン主義、拝金主義、資本主義、帝国主義、悲観主義、ご都合主義、等々、実に多様な「〇〇主義」が論じられています。このテキストを用いて、「〇〇主義」につき、社会科学的に検証してみましょう。</p> <p>講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚える」よりも「考える」ことを目指してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. いったい、どれが一番「自由」な考え方なのだろうか？ 2. 正しい政治はどうしたらできるのか？ 3. よい行動をするための原理はなんだろうか？ 4. 判断を間違えないためには何に頼ればいいか？ 5. 私の心はいったいどう働いているのか？ 6. 自分と他人の区別はどうやってつけるのか？ 7. いったいどうすれば、私は個性的になれるのか？ 8. 貧しきことは美しきかな？ 9. 私はどうやって国を愛するのか？ 10. いったい私は何をどう愛したらいいのか？ 11. どのように人は人を支配・差別するのか？ 12. 生きていくためには、何を頼りにすればいいのか？ 13. 組織の中の困った人々に、どう対処するか？ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
吉岡友治『世の中がわかる「〇〇主義」の基礎知識』PH P新書、2007年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	社会科学概論-2/社会科学概論-2/社会科学概論-2 社会科学概論-2/社会科学概論-2 社会科学概論/社会科学概論	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「社会科学」は法学・政治学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。</p> <p>秋学期は、テキストとして大屋雅裕氏の『自由とは何か』を用います。同氏は、言語哲学や公共性の理論に取り組んでいる新進気鋭の法哲学者です。本書では、「自由な個人」の現代的在りようを検証するに際して、「規則」「監視」「責任」の観点から、それぞれに深い哲学的考察をおこなっています。今や「個人」は必ずしも「自由」なのではなく、監視社会の中でむしろ不自由な存在になっている、ということでしょう。自由であるためには、相応の条件をクリアしながら生きねばならないのかもしれないかもしれません。</p> <p>講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚える」よりも「考える」ことを目指してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 「個人」の自己決定と法・政治 2. 自由への障害 3. 自由への障害（続） 4. 二つの自由——バーリンの自由論 5. 交錯する自由 6. 見ることの権力 7. 強化される監視 8. 監視と統計と先取り 9. 監視・配慮・権力 10. 「配慮」の意味／衝突する人権？ 11. 事前の規制・事後の規制／規制手段とその特質 12. 刑法における責任と自由／自己決定のメカニズム 13. 責任のための闘争／主体と責任 	
テキスト、参考文献		評価方法	
大屋雅裕『自由とは何か——監視社会と「個人」の消滅——』ちくま新書、2007年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	***** / ***** / ***** ***** / ***** ***** / *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	社会科学情報検索法/社会科学情報検索法/社会科学情報検索法 社会科学情報検索法 b/社会科学情報検索法 b ***** / *****	担当者	滝沢 誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的 社会科学（主として法律学・政治学）を学ぶ上で、必要不可欠な情報の収集・分析・加工の技術を学ぶことを、主たる目的とする。情報収集の手段には、大別して、マニュアル（紙媒体）によるものと、コンピューターシステム（CD-ROM、オンラインデータベース、インターネット）を利用するものが考えられる。本講義では、後者を扱う。</p> <p>講義概要 もとより、収集された情報は、分析・加工をまわって意味のあるものとなる。したがって、その加工・分析には専門的な法律学・政治学の学習・研究が不可欠なのはいうまでもない。したがって、最新の情報を適切な方法で独得する技術の習得とはほぼ同様に、法律学・政治学の基礎的な知識の修得もその内容とする。そうした意味で、本講義は、法律学・政治学を学ぶ上での基礎知識を習得する目的を持つものである。本講義は、原則として法学部教員がオムニバス形式で行うが、図書館と図書館資料の検索については、獨協大学図書館の協力を得て、演習形式で実施する。受講に際しては、コンピュータ操作の基礎を身につけていること（全学共通科目の「コンピュータ入門 a」履修済み程度）が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODakション 2 図書館と図書館資料の検索－その1 3 図書館と図書館資料の検索－その2 4 図書館と図書館資料の検索－その3 5 図書館と図書館資料の検索－その4（まとめ） 6 法律学の論文、レポート等の作成方法 7 法学文献入門（専門書、白書等） 8 外国法①…英米法 9 外国法②…大陸法 10 法令、判例を調べる 11 情報化社会と知的財産法 12 国際法 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
弥永真生『法律学習マニュアル〔第2版補正版〕』（有斐閣、2005年）		小テスト（50%）及びレポート（50%）	

08 律/国/総	***** / ***** / *****		
03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総	民法Ⅰ(代理・時効・物権変動)		
03~07 律/国	***** / *****	担当者	常岡 史子
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、民法第一編から代理・時効を、第二編から物権総論を扱う。代理は、本人以外の者（代理人）のなした法律行為の効果を本人に帰属させるための制度であり、法律行為の拡張という点で重要性を有する。また、時効は、意思表示によらない権利変動の代表的なものである。さらに、これらとあわせて物権法の基本的概念及び物権変動を学ぶことにより、私権の変動とは何かということについて根幹的な知識を習得することをねらいとする。</p> <p>各回の授業について、受講者全員が教科書を読み予習済みであることを前提に講義を進める。受講者数の多寡にかかわらず、授業時間中に指名して質問することがあるので、準備の上出席されたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめにー法律行為概論ー 2 代理(1): 代理権 3 代理(2): 代理行為 4 代理(3): 無権代理 5 代理(4): 表見代理 6 時効(1): 消滅時効 7 時効(2): 取得時効 8 時効(3): 時効の中断・停止 9 物権的請求権 10 物権変動(1): 意思主義と対抗要件主義 11 物権変動(2): 不動産物権変動と登記 12 物権変動(3): 動産物権変動と占有 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論』東京大学出版会 3360円		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

II 2003～2007年度・1999～2002年度入学者対象

<目次>	法律学科 2003～2007年度入学者	P16～P17
	国際関係法学科 2003～2008年度入学者	P18～P19
	法律学科 1999～2002年度入学者	P20～P21
	国際関係法学科 1999～2002年度入学者	P22～P23
<講義目的、講義概要>		P24～P130

※注意(体育科目について)

2003年度以降入学者対象の全学共通授業科目「スポーツ・レクリエーション」と2002年度以前入学者対象の「体育Ⅰ・Ⅱ」は合併授業です。

シラバスは『全学共通授業科目』のカテゴリーⅤ(体育科目)を参照してください。

目 次

【法律学科】2003～2007年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	国	
フレッシュマンプログラム		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	24
	公法入門	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	国	25
民法法入門		小柳 春一郎	火1	2	外	養	経	国	25
民法法入門		山田 恒久	水1	2	外	養	経	国	26
刑法法入門		内山 良雄	木1	2	外	養	経	国	27
	刑法法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	28
国際関係法入門		櫻井 雅夫	水3	2	外	養	経	国	29
	国際関係法入門	櫻井 雅夫	水3	1	外	養	経	国	29
政治学入門		星野 昭吉	水1	2	外	養	経	国	30
	政治学入門	津田 由美子	水1	1	外	養	経	国	30
社会科学概論-1	社会科学概論-2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	国	31
	社会科学情報検索法b	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	国	32
法思想史	法哲学	堅田 剛	木3	2					33
日本法制史	日本近代法史	小柳 春一郎	月2	2					34
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	火2	2					35
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					36
法心理学a	法心理学b	渡辺 昭一	金5	2					37
英米法a	英米法b	田島 裕	月3	3				国	38
	ドイツ法a	常岡 史子	木1	3	外			国	39
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外			国	40
フランス法a	フランス法b	小川 健	金1	3				国	41
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木3	3				国	42
外国法講読 I		磯部 哲	火3	2	外	養	経	国	43
外国法講読 I		田島 裕	金3	2	外	養	経	国	44
	外国法講読 II	堅田 剛	木2	2	外	養	経	国	44
	外国法講読 II	木藤 茂	水2	2	外	養	経	国	45
憲法 I	憲法 II	大藤 紀子	金2	1	外	養	経	国	46
憲法 I	憲法 II	古関 彰一	木3	1	外	養	経	国	47
憲法 III		大藤 紀子	水1	2				国	48
行政法 I	行政法 II	木藤 茂	火3	2				国	49
行政法 III		磯部 哲	金3	3					50
	比較公法	高佐 智美	月3	3				国	51
地方自治法a		磯部 哲	火1	3					52
	地方自治法b	市川 須美子	火1	3					52
教育法a	教育法b	市川 須美子	木3	2	外	養	経		53
民法 I		藤田 貴宏	水1・木4	2	外	養	経	国	54
民法 I		遠藤 研一郎	火1・火3	2	外	養	経	国	55
	民法 II	遠藤 研一郎	火1	2				国	56
民法 III		亀岡 倫史	木3	2				国	57
	民法 IV	藤田 貴宏	水1	2					58
民法 V		大杉 麻美	月2	1					59
	会社法	明田川 昌幸	金1・金2	2			経	国	60
	会社法	梅田 武敏	月2・水1	2			経	国	61
手形・小切手法		潘 阿憲	水4	3					62
商法総則・商行為		梅田 武敏	月4	3				国	63
保険法		明田川 昌幸	火2	3					64
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	月1	2				国	65
国際取引法		土屋 弘三	金3	3				国	66

目次

【法律学科】2003～2007年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	国	
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	木3	2				国	67
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水3	2				国	68
刑法各論	刑法各論	中空 壽雅	水2	2				国	69
	刑法各論	松澤 伸	火3	2				国	70
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				国	71
労働法a	労働法b	石井 保雄	月1	2					72
社会保障法a	社会保障法b	小西 啓文	月3	3					73
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	木1	2					74
	経済法	山部 俊文	木4	3					75
消費者法		岩重 佳治	金2	3					76
知的財産権法a	知的財産権法b	長塚 真琴	木3	3					77
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	金2	3					78
民事執行・保全法		小川 健	木2	3					56
	倒産法	小川 健	木2	3					79
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	滝沢 誠	木2	2					80
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	火1	2				国	81
国際法Ⅲ	国際人道法	安保 公人	月3	3				国	82
国際政治学a	国際政治学b	星野 昭吉	月2	2	外	養		国	83
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		国	84
政治学原論a	政治学原論b	杉田 孝夫	木2	2				国	85
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				国	86
政治思想史a	政治思想史b	杉田 孝夫	木1	3				国	87
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	木1	3				国	88
法律学特講(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)	法律学特講(青少年保護法各論—被害者としての青少年)	安部 哲夫	火4	3					89
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)	長塚 真琴	水1	3			経		90
	法律学特講(経済刑法3)	松澤 伸	火2	3					91
法律学特講(行政過程論)		木藤 茂	水1	3					92
法律学特講(被害者学)		滝沢 誠	木1	3					93
法律学特講(裁判法)		滝沢 誠	金4	3					94
	法律学特講(生命保険)	明田川 昌幸	火2	3					64
	法律学特講(医事法)	磯部 哲	金3	3					50
	法律学特講(商行為)	梅田 武敏	月4	3					63
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金2	3					76
	法律学特講(不法行為法の重要問題)	亀岡 倫史	木3	3					57
	法律学特講(企業法)	潘 阿憲	水4	3					62
	法律学特講(借地借家法)	小柳 春一郎	火2	3					95
	法曹特講(刑事法4)	中空 壽雅	水2	3	外	養	経	国	96
	法曹特講(民事法3)	亀岡 倫史	木4	3	外	養	経	国	97
経済原論a	経済原論b	野村 容康	火1	2	外	養	経		98
会計学a	会計学b	内倉 滋	火2	3			経		99
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	国	100
	法政総合講座「子どもの人権と裁判」	市川 須美子	水3	2	外	養	経	国	100

目 次

【国際関係法学科】2003～2007年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	律	
フレッシュマンプログラム		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	24
	公法入門	大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	25
民法法入門		小柳 春一郎	火1	2	外	養	経	律	25
民法法入門		山田 恒久	水1	2	外	養	経	律	26
刑法法入門		内山 良雄	木1	2	外	養	経	律	27
	刑法法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	28
国際関係法入門		櫻井 雅夫	水3	2	外	養	経	律	29
	国際関係法入門	櫻井 雅夫	水3	1	外	養	経	律	29
政治学入門		星野 昭吉	水1	2	外	養	経	律	30
	政治学入門	津田 由美子	水1	1	外	養	経	律	30
社会科学概論-1	社会科学概論-2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	律	31
	社会科学情報検索法b	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	律	32
憲法 I	憲法 II	大藤 紀子	金2	1	外	養	経	律	46
憲法 I	憲法 II	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	47
民法 I		藤田 貴宏	水1・木4	2	外	養	経	律	54
民法 I		遠藤 研一郎	火1・火3	2	外	養	経	律	55
国際法 I	国際法 II	鈴木 淳一	火1	2				律	81
国際法 III	国際人道法	安保 公人	月3	3				律	82
国際政治学a	国際政治学b	星野 昭吉	月2	2	外	養		律	83
比較法概論a	比較法概論b	田島 裕	月1	2					101
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	月1	2				律	65
比較政治a	比較政治b	津田 由美子	木2	3					102
国際組織法-1	国際組織法-2	鈴木 淳一	火3	2	外	養			103
国際人権法a	国際人権法b	高佐 智美	木1	2					104
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	火2	3		養			105
国際経済法		宗田 貴之	金1	3					106
国際開発協力法	国際開発協力法	櫻井 雅夫	木2	3					107
	国際租税法	石村 耕治	木2	3					108
国際取引法		土屋 弘三	金3	3				律	66
国際知的財産権法		長塚 真琴	金2	3					109
	国際家族法	常岡 史子	木2	3					110
	国際民事訴訟法	山田 恒久	月4	3					111
	模擬国際裁判	鈴木 淳一	月2	3	外	養	経		112
国際関係法特講(海洋法)	国際関係法特講(安全保障国際法)	安保 公人	月4	3					113
	国際関係法特講(国際経済法)	宗田 貴之	金1	3					106
	国際関係法特講(グローバル化と知的財産権)	長塚 真琴	金2	3					109
	比較公法	高佐 智美	月3	3				律	51
比較私法		亀岡 倫史	木4	3					58
比較会社法a	比較会社法b	周 剣龍	水2	3					114
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木3	3				律	42
英米法a	英米法b	田島 裕	月3	3				律	38
	ドイツ法a	常岡 史子	木1	3	外			律	39
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外			律	40
フランス法a	フランス法b	小川 健	金1	3				律	41
憲法 III		大藤 紀子	水1	2				律	48
	民法 II	遠藤 研一郎	火1	2				律	56
民法 III		亀岡 倫史	木3	2				律	57
商法総則・商行為		梅田 武敏	月4	3				律	63
	会社法	明田川 昌幸	金1・金2	2			経	律	60
	会社法	梅田 武敏	月2・水1	2			経	律	61

目 次

【国際関係法学科】2003～2007年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	律	
行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	木藤 茂	火3	2				律	49
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	木3	2				律	67
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水3	2				律	68
刑法各論		中空 壽雅	水2	2				律	69
	刑法各論	松澤 伸	火3	2				律	70
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				律	71
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金3	2	外	養		律	84
平和学a	平和学b	星野 昭吉	水2	3					115
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3					116
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外				117
現代経済論a	現代経済論b	阿部 正浩	火1	2			経		118
日本経済論a	日本経済論b	波形 昭一	火5	3	外	養	経		119
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	火3	3			経		120
国際金融論a	国際金融論b	山本 美樹子	月3	2			経		121
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	木3	3			経		122
政治学原論a	政治学原論b	杉田 孝夫	木2	2				律	85
西洋政治史a	西洋政治史b	津田 由美子	火3	3					123
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	杉田 孝夫	木1	3				律	87
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	木1	3				律	88
アジア政治論a	アジア政治論b	上村 幸治	月4	3					124
地方自治論a	地方自治論b	小口 進一	火2	3				律	86
地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)		今井 圭子	月4	3					125
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩 園子	金1	3					126
国際関係法講読Ⅰ		宗田 貴之	木3	2	外	養	経		127
国際関係法講読Ⅰ	国際関係法講読Ⅱ	土屋 弘三	金2	2	外	養	経		128
外国法講読Ⅰ		磯部 哲	火3	2	外	養	経	律	43
外国法講読Ⅰ		田島 裕	金3	2	外	養	経	律	44
	外国法講読Ⅱ	堅田 剛	木2	2	外	養	経	律	44
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	水2	2	外	養	経	律	45
国際政治講読Ⅰ		津田 由美子	水1	2	外	養	経		129
	国際政治講読Ⅱ	星野 昭吉	水1	2	外	養	経		130
法政総合講座「地域の現場から」		雨宮 昭一	水3	2	外	養	経	律	100
	法政総合講座「子どもの人権と裁判」	市川 須美子	水3	2	外	養	経	律	100

目次

【法律学科】1999～2002年度入学生

専門科目

科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	国	
法哲学	堅田 剛	木3	3				33
日本法制史	小柳 春一郎	月2	3				34
西洋法制史	藤田 貴宏	火2	3				35
法社会学	森 謙二	月2	3				36
法心理学	渡辺 昭一	金5	3				37
英米法	田島 裕	月3	3			国	38
ドイツ法	(秋)常岡 史子／(秋)宗田 貴行	木1／木3	3	外		国	39・40
フランス法	小川 健	金1	3			国	41
地域共同体法	大藤 紀子	木3	3			国	42
外国法文献研究	(春)田島 裕／(秋)堅田 剛	金3／木2	2	外	経	国	44
憲法Ⅰ	大藤 紀子	金2	1	外	経	国	46
憲法Ⅰ	古関 彰一	木3	1	外	経	国	47
行政法Ⅰ	木藤 茂	火3	2			国	49
行政法Ⅱ	磯部 哲	金3	3			国	50
地方自治法	(春)磯部 哲／(秋)市川 須美子	火1	3				52
教育法	市川 須美子	木3	3				53
民法Ⅰ	(春)藤田 貴宏	水1・木4	1	外	経	国	54
民法Ⅰ	(春)遠藤 研一郎	火1・火3	1	外	経	国	55
民法Ⅱ	(春)小川 健／(秋)遠藤 研一郎	木2／火1	2				56
民法Ⅲ	亀岡 倫史	木3	2			国	57
民法Ⅳ	(春)亀岡 倫史／(秋)藤田 貴宏	木4／水1	3			国	58
商法Ⅱ	(秋)明田川 昌幸	金1・金2	2		経	国	60
商法Ⅱ	(秋)梅田 武敏	月2・水1	2		経	国	61
商法Ⅲ	潘 阿憲	水4	3			国	62
商法Ⅰ	梅田 武敏	月4	3				63
商法Ⅳ	明田川 昌幸	火2	3				64
国際私法	山田 恒久	月1	3			国	65
刑法Ⅰ	内山 良雄	木3	1			国	67
刑法Ⅰ	中空 壽雅	水3	1			国	68
刑事政策	安部 哲夫	月3	3				71
社会保障法	小西 啓文	月3	3				73
労働法	石井 保雄	月1	2				72
環境法	一之瀬 高博	木1	2				74
消費者法	岩重 佳治	金2	3				76
知的財産権法	長塚 真琴	木3	3				77
刑事訴訟法	滝沢 誠	木2	3				80
民事訴訟法	小川 健	金2	3				78
国際法Ⅰ	鈴木 淳一	火1	2			国	81
国際法Ⅱ	安保 公人	月3	3			国	82
国際政治学	星野 昭吉	月2	2	外		国	83
日本政治外交史	福永 文夫	金3	2	外		国	84
政治学原論	杉田 孝夫	木2	2			国	85

目 次

【法律学科】 1999～2002年度入学生

専 門 科 目

科 目 名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	国	
地方自治	小口 進一	火2	3			国	86
政治思想史	杉田 孝夫	木1	3			国	87
行政学	雨宮 昭一	木1	3			国	88
法律学特講B(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)	(春)安部 哲夫	火4	3				89
法律学特講B(青少年保護法各論—被害者としての青少年)	(秋)安部 哲夫	火4	3				89
法律学特講B(初めての著作権法)	(春)長塚 真琴	水1	3		経		90
法律学特講B(著作権法の諸問題)	(秋)長塚 真琴	水1	3		経		90
法律学特講B(経済刑法3)	(秋)松澤 伸	火2	3				91
法律学特講B(行政過程論)	(春)木藤 茂	水1	3				92
法律学特講B(被害者学)	(春)滝沢 誠	木1	3				93
法律学特講B(裁判法)	(春)滝沢 誠	金4	3				94
法律学特講B(借地借家法)	(秋)小柳 春一郎	火2	3				95
経済原論	野村 容康	火1	2	外	経		98
会計学	内倉 滋	火2	3		経		99
法政総合講座「地域の現場から」／「子どもの人権と裁判」	(春)雨宮 昭一／(秋)市川 須美子	水3	2	外	経	国	100

※「基礎科目」と外国語科目の履修を希望する場合は、教務課法学部係で合併一覧表を受け取ってください。

目次

【国際関係法学科】1999～2002年度入学生

専門科目

科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	律	
憲法Ⅰ	大藤 紀子	金2	1	外	経	律	46
憲法Ⅰ	古関 彰一	木3	1	外	経	律	47
民法Ⅰ	(春)藤田 貴宏	水1・木4	1	外	経	律	54
民法Ⅰ	(春)遠藤 研一郎	火1・火3	1	外	経	律	55
国際法Ⅰ	鈴木 淳一	火1	2			律	81
国際政治学	星野 昭吉	月2	2	外		律	83
比較法原論	田島 裕	月1	2				101
国際私法	山田 恒久	月1	2			律	65
国際法Ⅱ	安保 公人	月3	3			律	82
比較政治	津田 由美子	木2	3				102
国際組織法	鈴木 淳一	火3	2	外			103
国際人権法	高佐 智美	木1	2				104
国際環境法	一之瀬 高博	火2	3				105
国際経済法	宗田 貴行	金1	3				106
国際知的財産権法	長塚 真琴	金2	3				109
模擬国際裁判	(秋)鈴木 淳一	月2	3				112
国際関係法特講B(海洋法)	(春)安保 公人	月4	3				113
国際関係法特講B(安全保障国際法)	(秋)安保 公人	月4	3				113
比較会社法	周 劍龍	水2	3				114
地域共同体法	大藤 紀子	木3	3			律	42
英米法	田島 裕	月3	3			律	38
ドイツ法	(秋)常岡 史子/(秋)宗田 貴行	木1/木3	3	外		律	39・40
フランス法	小川 健	金1	3			律	41
民法Ⅱ-1	亀岡 倫史	木3	2			律	57
民法Ⅱ-2	(春)亀岡 倫史/(秋)藤田 貴宏	木4/水1	2			律	58
商法Ⅰ	潘 阿憲	水4	2			律	62
商法Ⅱ	(秋)明田川 昌幸	金1・金2	2		経	律	60
商法Ⅱ	(秋)梅田 武敏	月2・水1	2		経	律	61
行政法-1	木藤 茂	火3	2			律	49
行政法-2	磯部 哲	金3	2			律	50
刑法-1	内山 良雄	木3	2			律	67
刑法-1	中空 壽雅	水3	2			律	68
日本政治外交史	福永 文夫	金3	2	外		律	84
平和学	星野 昭吉	水2	3				115
国際協力論	片岡 貞治	月2	3				116
国際関係史	永野 隆行	月2	3	外			117
現代経済理論	阿部 正浩	火1	2		経		118
日本経済論	波形 昭一	火5	3	外	経		119

目 次

【国際関係法学科】 1999～2002年度入学生

専 門 科 目

科 目 名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	律	
国際経済論	益山 光央	火3	3		経		120
国際金融論	山本 美樹子	月3	2		経		121
多国籍企業論	小林 哲也	木3	3		経		122
政治学	杉田 孝夫	木2	2			律	85
西洋政治史	津田 由美子	火3	3				123
西洋政治思想史	杉田 孝夫	木1	3			律	87
行政学	雨宮 昭一	木1	3			律	88
アジア政治論	上村 幸治	月4	3				124
地方自治論	小口 進一	火2	3			律	86
地域研究特講B(ラテンアメリカ政治経済論)	(春)今井 圭子	月4	3				125
地域研究特講B(中・東欧とロシア1)	(春)志摩 園子	金1	3				126
地域研究特講B(中・東欧とロシア2)	(秋)志摩 園子	金1	3				126
国際関係法文献研究	土屋 弘三	金2	2	外	経		128
外国法文献研究	(春)田島 裕／(秋)堅田 剛	金3／木2	2	外	経	律	44
法政総合講座「地域の現場から」／「子どもの人権と裁判」	(春)雨宮 昭一／(秋)市川 須美子	水3	2	外	経	律	100

※「基礎科目」と外国語科目の履修を希望する場合は、教務課法学部係で合併一覧表を受け取ってください。

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	入門演習/入門演習/入門演習 フレッシュマンプログラム/フレッシュマンプログラム *****/*****	担当者	各専任教員
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法学部の新入生は全員、この科目を最初の学期(一年次の春学期)に履修することになります。18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で授業が行われます。</p> <p>授業では、大学での勉学の心がまえ、勉強の方法、専門的な書物の読み方、論文・レポートの書き方、報告や討論のしかたなどを学びます。大学での勉学の取り組みかたを理解し、そして身につけることが演習の目的です。</p> <p>各担当教員は、科目履修のしかたや勉強のしかたなど、大学での学習全般についてクラス所属学生の相談相手となるクラス・アドバイザーを兼ねています。大学生活に関する質問等があれば入門演習の担当者に気軽にご相談ください。</p>		<p>全13回の授業を予定しています。</p> <p>具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、第一回目の授業の際に、各担当教員から配布されます。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*****/***** *****/***** *****/*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	民法入門/民法入門/民法入門 民事法入門/民事法入門 基礎演習/基礎演習	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民法を中心に民事法を概観する。講義では、主として、民法の財産法部分を採り上げる。</p> <p>民法は私たちの日常生活を規律する一般的な法であって、経済生活にかかわる財産関係と家族生活に関する関係をその対象としているが、この講義では、民法の全体について、その基本的な仕組みを解説する。ここで学んだことを基礎にして、民法の専門科目で、より詳しい知識と問題解決能力を習得できるように配慮する。</p> <p>民法財産法に関する部分は、全法学の基礎となる部分である。そこでは、いくつかの（法律行為などの）技術的概念を学ぶが、同時に民法の基本となる考え方もあわせて学ぶ事ができる。</p> <p>講義は、教科書を中心として行う。その理由は、学生の予習及び復習が容易なことである。各単元にある教科書の説例が理解できれば一応目的が達成されたことになるが、講義の後でも一定の基本事項について知識としての定着があるように配慮したい。また、小型版の六法を持参してきてもらい、条文参照に慣れる機会としたい。</p>		<p>1 民事法</p> <p>2 民法と民法典</p> <p>3 権利と義務</p> <p>4 法律行為</p> <p>5 代理</p> <p>6 時効</p> <p>7 契約</p> <p>8 所有権</p> <p>9 不法行為</p> <p>10 事務管理・不当利得</p> <p>11 債務の弁済</p> <p>12 家族</p> <p>13 講義のまとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
野村豊弘『民事法入門』（有斐閣）		学年末の試験を中心にする。出席も加味する。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

03~07 律/国 99~02 律/国	公法入門/公法入門 基礎演習/基礎演習	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>2006年12月の教育基本法全面改正や2007年5月の国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）制定を始め、近年、公法の領域に重大な変化が生じた。政治的思惑に由来するさまざまな変化をどのように評価し、これからの公法の諸問題にどう向き合えば良いのだろうか。</p> <p>公法入門では、公法関連科目を担当する教員6名が2回ずつ講義を行う。受講生には、憲法、行政法、教育法の各領域の基本的な意義や機能を再確認することにより、上記変化に対して主体的に判断する力を養って欲しい。</p>		<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 憲法 古関彰一 日本国憲法の制定過程</p> <p>3. 憲法 古関彰一 明治憲法の改正に伴う公法の改正</p> <p>4. 憲法 高佐智美 家族と人権</p> <p>5. 憲法 高佐智美 国籍と人権</p> <p>6. 行政法 磯部哲 行政活動の類型（規制、給付、誘導）</p> <p>7. 行政法 磯部哲 行政訴訟（誰でも何でもは訴えられない）</p> <p>8. 行政法 木藤茂 国の仕組み 1—内閣制度</p> <p>9. 行政法 木藤茂 国の仕組み 2—国の行政組織と公務員制度</p> <p>10. 教育法 市川須美子 教育基本法改正</p> <p>11. 教育法 市川須美子 教育3法と新自由主義教育改革</p> <p>12. 憲法 大藤紀子 憲法の保障</p> <p>13. 憲法 大藤紀子 憲法改正</p> <p>（上記計画に多少の変更はありうる。第1回目のガイダンスの際に説明する）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献はそれぞれの教員が必要に応じ、紹介する。		試験期間中の論述試験の結果による評価を予定。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	民法入門/民法入門/民法入門 民事法入門/民事法入門 *****/*	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的 民法の全体像とその内容の実現手続を概観します。 法律の科目は、もともと難解なものであるため、「易しく」、「解りやすく」講義することが不可能な科目です。入門科目ですが、しかし、 <u>内容は非常に難しい</u> ことを覚悟して下さい。		1. 法とは何か（法と道徳、民事法・刑事法・行政法、実体法と手続法）／2. 中心的な概念（契約—消費貸借・売買、法律要件、法律行為、法律効果）、民法の構造（法典の成立、財産法と家族〔身分〕法）／3. 契約（典型契約、保証）、一般法と特別法（雇用と労働法、民法と商法・経済法・消費者法）／4. 契約によらない法律関係（不法行為、事務管理、不当利得、取得時効）、家族〔身分〕法（親族、相続）／5. 民法総則（人、能力、代理、意思表示とその瑕疵、消滅時効）、物権（所有、担保、物権の効果）	
講義概要 講義は、全13回を、前半の7回の実体法を中心とした講義と、後半の6回の手続法を中心とした講義に分解します。前半の7回は、法律学科の小川教授が担当し、後半の6回は、国際関係法学科の山田教授が担当します。 なお、前半の第7回目の講義日には、前半のまとめテストを実施しますので、必ず受験してください。 前半では、法律学の中における民法の位置づけとその内容を概説します。 また、後半の6回は、民法で定められている権利を、実現するための手続である、民事訴訟手続を概観します。		6. 債権（譲渡、消滅—弁済・相殺、債権の効果—債務不履行・債権者代位・債権者取消） 7. 前半「民法」の試験 8. 民事訴訟手続のながれ／9. 訴訟の主体（裁判所、当事者能力、訴訟能力）／10. 訴えの提起（訴状の記載事項、送達、二重起訴）11. 判決の効力（既判力制度、主観的限界、客観的限界、既判時間的限界）／12. 民事訴訟法における諸原則（処分権主義、弁論主義）／13. 口頭弁論（事実と証拠、主張責任、挙証責任）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しません。 参考書としては、『基本民事法』（成文堂）が考えられます。		前半の第7回目の講義日に実施する試験、13回の講義が終了した後に実施する定期試験の合計点、及び、出席状況並びに、受講態度を総合して評価する。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	刑法入門/刑法入門/***** 刑事法入門/刑事法入門 *****/*****	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人は、犯罪を行うと、刑罰を科せられます。刑罰は、受刑者の人権を著しく侵害し、法的制裁の中で最も厳しいものですから、感情論で場当たりに、ましてや無実の者を間違いで罰してはなりません。そこで、①どのようなことをすると犯罪が成立し、どのように処罰されるべきかを解明する「刑法学」、②犯罪が発生したときの捜査・取調べ、証拠収集、刑事裁判などの適正な進め方について論じる「刑事訴訟法学」、③犯罪現象を分析し、その原因を探り、犯罪対策を講じ、刑務所で受刑者をどのように更生させるか検討する「刑事政策学」が必要となります。</p> <p>本講義は、法学部において2年生以降に開設されている①②③の科目の学問内容の概略、相互関係を初学者のみなさんに理解してもらうこと、刑事法学全体の見取り図を提供することを目標とします。刑事法学の専門用語は難解ですから、拒絶反応が出ないようにその意味内容をやさしく解説し、刑事法に興味を持ち、進級したら①②③の科目を履修したいと思ってもらえたら、幸いです。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法の種類・内容【テキスト序章、各章概要】 2. 刑法の役割【第1章1】 3. 犯罪とは何か（1）【第1章2】 4. 犯罪とは何か（2）【第1章2】 5. 犯罪とは何か（3）【第1章2】 6. 犯罪の形態【第1章3】 7. 人の生命と刑法【第1章4】 8. なぜ人は犯罪を行うのか【第3章2】 9. 「罰する」ことの意味（1）【第3章3】 10. 「罰する」ことの意味（2）【第3章3】 11. 犯罪捜査のルール（1）【第2章1～4】 12. 犯罪捜査のルール（2）【第2章1～4】 13. 刑事裁判【第2章5】 <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあるので、あらかじめ、ご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：三井誠ほか編『入門 刑事法[第3版]』有斐閣		期末試験の答案に基づいて評価します。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	*****/*****/*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	***** / ***** / ***** ***** / ***** ***** / *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	刑法入門/刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事法入門 ***** / *****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑事法の世界は、「犯罪」とは何をいうのか、というように、犯罪概念を形成（規範定立）するところから（刑事立法論、刑法改正論）考察がはじまるものである。そこでは、犯罪と刑罰の歴史およびそれらに対する思想の学習から始めなければならない。「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。学期を進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要がある。</p> <p>そこで本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。</p> <p>2009年には、重大な刑事事件に関する裁判員制度がよいよスタートする。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読んでみよう。 2. 刑事裁判とは何か。判例を読んでみよう。 3. 刑事制裁の意義について。刑罰とは何か。 4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原理。罪刑法定主義、謙抑主義、行為主義、責任主義 5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。大津事件から学ぶもの。 6. 刑事司法の概要（警察・検察・裁判・矯正・保護の流れと課題） 7. 刑事裁判の基本原則（証拠主義をめぐる問題） 8. 誤った裁判（冤罪はなぜ生じるか） 9. 国民の司法参加（裁判員制度、検察審査会） 10. 犯罪論のポイント（1）構成要件論 不作為犯、因果関係 11. 犯罪論のポイント（2）違法論、正当防衛 社会的相当性 12. 犯罪論のポイント（3）責任論、錯誤論、 未遂犯論、共犯論、 13. 犯罪各論の重要課題（生命犯罪の検討） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>指定教材：井田良『基礎から学ぶ刑事法（第3版）』有斐閣（参考教材：安部哲夫ほか『新版現代法学入門（第4版）』尚学社、大谷実『刑事法入門（第6版）』有斐閣）</p>		<p>学期末試験 80 点、出席 20 点によって評価する。</p>	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	国際関係法入門/国際関係法入門/**** 国際関係法入門/国際関係法入門 *****/****	担当者	櫻井 雅夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 専門課程に進む前に身につけなければならない法学・国際法・国際関係に関する基礎知識を提供することを目的にしています。</p> <p>[講義の概要] 単に法分科論を頼りにばらばらの知識を詰め込もうとするものではありません。例えば、公法とは何か、国際法とは何かということを勉強することよりも、何が問題か、その問題をどう解決するかということにウエイトを置くのです。</p> <p>国際関係法とは何かということはもちろん勉強しますが、それよりも今地球規模でどのような問題が起こっているかを知り、専門課程に進んでからその問題を解決するさいに必要な術^{すべ}を提供するわけです。</p> <p>授業では、毎回ビデオとパワーポイントのスライドを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>[はじめに] 受講にあたっての心構え</p> <p>[総論] 1 法, 国際, 国際法, 国際関係, 国際関係法 2 第二次世界大戦—太平洋戦争を中心に— 新しい国際関係と法 3 国際連合法</p> <p>[各論] 4 戦争・平和維持・安全保障と法 5 軍縮と法 6 人権・人道と法 7 貧困・難民と法 8 環境と法 9 児童・薬物・犯罪・エイズ・地雷と法 10 貿易・投資と法 11 地域統合と法 12 開発と法</p> <p>[まとめ] 講義の総括 レポート作成の注意事項</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際関係法入門』東京：有信堂。 学期の第1回に細かいシラバスを配布します。		期末試験なし。レポート提出のみ。 出席を重視。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	国際関係法入門/国際関係法入門/**** 国際関係法入門/国際関係法入門 *****/****	担当者	櫻井 雅夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[[講義の目的] 専門課程に進む前に身につけなければならない法学・国際法・国際関係に関する基礎知識を提供することを目的にしています。</p> <p>[講義の概要] 単に法分科論を頼りにばらばらの知識を詰め込もうとするものではありません。例えば、公法とは何か、国際法とは何かということを勉強することよりも、何が問題か、その問題をどう解決するかということにウエイトを置くのです。</p> <p>国際関係法とは何かということはもちろん勉強しますが、それよりも今地球規模でどのような問題が起こっているかを知り、専門課程に進んでからその問題を解決するさいに必要な術^{すべ}を提供するわけです。</p> <p>授業では、毎回ビデオとパワーポイントのスライドを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>[はじめに] 受講にあたっての心構え</p> <p>[総論] 1 法, 国際, 国際法, 国際関係, 国際関係法 2 新しい国際関係と法 第二次世界大戦—太平洋戦争を中心に— 3 国際連合法</p> <p>[各論] 4 戦争・平和維持・安全保障と法 5 軍縮と法 6 人権・人道と法 7 貧困・難民と法 8 環境と法 9 児童・薬物・犯罪・エイズ・地雷と法 10 貿易・投資と法 11 地域統合と法 12 開発と法</p> <p>[まとめ] 講義の総括 レポート作成の注意事項</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際関係法入門』東京：有信堂。 学期の第1回に細かいシラバスを配布します。		期末試験なし。レポート提出のみ。 出席を重視。	

03~07 律/国	政治学入門/政治学入門	担当者	星野 昭吉
99~02 律/国	政治学入門/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日、われわれの生存や日常生活の在り方は政治世界の在り方に大きく依存している。われわれが好むと好まざるにかかわらず、無条件に政治がわれわれの社会生活に浸透し、それを自由に左右している。政治の世界がますます巨大化し、複雑化し、その不確実性を高めると同時に、一層その魔力性を高めている。それだけに、政治世界を形成し、動かしていくメカニズム、存在意義、そして政治世界に内在する課題を体系的に見定めていかねばならない。その上で、好ましい政治世界の創造のための方向と条件を検討していく必要がある。政治世界を描き、説明し、その動きを予測し、そして変革していくに不可欠な基本的枠組みを理論的観点から模索していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめにー政治世界への理論的アプローチと現代政治世界の課題ー 2 政治的概念の歴史性(1):全体の枠組み 3 政治的概念の歴史性(2):日本と中国の政治概念の比較検討 4 政治的概念の歴史性(3):古代ギリシャ世界 5 政治的概念の歴史性(4):近代世界 6 政治的概念の歴史性(5):現代世界 7 政治文化 8 国家と国民 9 政治権力(1) 10 政治権力(2) 11 議会政治と民主主義(1) 12 議会政治と民主主義(2) 13 市民政治の展望 	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講後に参考文献リストを配布する。		試験、レポート(書評)、出欠状況による総合評価	

03~07 律/国	政治学入門/政治学入門	担当者	津田 由美子
99~02 律/国	政治学入門/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本のみならず世界は大きな変動期を迎えている。そのなかで日々の出来事に振り回されるのではなく、複数の事実がどのように関係しているのか、それらが起こる要因は何なのかを理解することが重要である。</p> <p>授業では、日本を中心とする民主主義諸国の政治制度の特徴と、政治過程における政治主体の相互作用について講義する。指定した下記のテキストの内容が中心になる。政治学の基礎的な知識や分析枠組みを習得し、各自が現実の多様な政治現象を批判的に分析できる能力を養うことが目標である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめにー政治学的思考とは 2. 利益集団と政治 3. 官と民の役割 4. 企業と政治 5. 選挙と投票行動 6. 政党 7. 中央地方関係 8. マスメディアと政治 9. 国会 10. 内閣 11. 官僚 12. 国際環境と日本 13. 現代の国際社会 	
テキスト、参考文献		評価方法	
真淵勝・久米郁男・北山俊哉 『はじめて出会う政治学』(有斐閣)		定期試験を中心に評価する。必要に応じて小テストの実施やコメントカードの提出を求める。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会科学概論-1 社会科学概論-1/社会科学概論-1 社会科学概論/社会科学概論	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「社会科学」は法学・政治学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。</p> <p>春学期は、テキストとして吉岡友治氏の『世の中がわかる「〇〇主義」の基礎知識』を用います。同氏は、ロースクール向けの論文指導などをおこなっている、受験界のカリスマ的指導者です。本書では、民主主義をはじめとして、市場原理主義、保守主義、合理主義、実存主義、平和主義、ロマン主義、拝金主義、資本主義、帝国主義、悲観主義、ご都合主義、等々、実に多様な「〇〇主義」が論じられています。このテキストを用いて、「〇〇主義」につき、社会科学的に検証してみましょう。</p> <p>講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚える」よりも「考える」ことを目指してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. いったい、どれが一番「自由」な考え方なのだろうか？ 2. 正しい政治はどうしたらできるのか？ 3. よい行動をするための原理はなんだろうか？ 4. 判断を間違えないためには何に頼ればいいか？ 5. 私の心はいったいどう働いているのか？ 6. 自分と他人の区別はどうやってつけるのか？ 7. いったいどうすれば、私は個性的になれるのか？ 8. 貧しきことは美しきかな？ 9. 私はどうやって国を愛するのか？ 10. いったい私は何をどう愛したらいいのか？ 11. どのように人は人を支配・差別するのか？ 12. 生きていくためには、何を頼りにすればいいのか？ 13. 組織の中の困った人々に、どう対処するか？ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
吉岡友治『世の中がわかる「〇〇主義」の基礎知識』PH P新書、2007年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	社会科学概論-2/社会科学概論-2/社会科学概論-2 社会科学概論-2/社会科学概論-2 社会科学概論/社会科学概論	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「社会科学」は法学・政治学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。</p> <p>秋学期は、テキストとして大屋雅裕氏の『自由とは何か』を用います。同氏は、言語哲学や公共性の理論に取り組んでいる新進気鋭の法哲学者です。本書では、「自由な個人」の現代的在りようを検証するに際して、「規則」「監視」「責任」の観点から、それぞれに深い哲学的考察をおこなっています。今や「個人」は必ずしも「自由」なのではなく、監視社会の中でむしろ不自由な存在になっている、ということでしょう。自由であるためには、相応の条件をクリアしながら生きねばならないのかもしれないかもしれません。</p> <p>講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚える」よりも「考える」ことを目指してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 「個人」の自己決定と法・政治 2. 自由への障害 3. 自由への障害（続） 4. 二つの自由——バーリンの自由論 5. 交錯する自由 6. 見ることの権力 7. 強化される監視 8. 監視と統計と先取り 9. 監視・配慮・権力 10. 「配慮」の意味／衝突する人権？ 11. 事前の規制・事後の規制／規制手段とその特質 12. 刑法における責任と自由／自己決定のメカニズム 13. 責任のための闘争／主体と責任 	
テキスト、参考文献		評価方法	
大屋雅裕『自由とは何か——監視社会と「個人」の消滅——』ちくま新書、2007年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	***** / ***** / ***** ***** / ***** ***** / *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	社会科学情報検索法/社会科学情報検索法/社会科学情報検索法 社会科学情報検索法 b/社会科学情報検索法 b ***** / *****	担当者	滝沢 誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的 社会科学（主として法律学・政治学）を学ぶ上で、必要不可欠な情報の収集・分析・加工の技術を学ぶことを、主たる目的とする。情報収集の手段には、大別して、マニュアル（紙媒体）によるものと、コンピューターシステム（CD-ROM、オンラインデータベース、インターネット）を利用するものとが考えられる。本講義では、後者を扱う。</p> <p>講義概要 もとより、収集された情報は、分析・加工をまわって意味のあるものとなる。したがって、その加工・分析には専門的な法律学・政治学の学習・研究が不可欠なのはいうまでもない。したがって、最新の情報を適切な方法で独得する技術の習得とはほぼ同様に、法律学・政治学の基礎的な知識の修得もその内容とする。そうした意味で、本講義は、法律学・政治学を学ぶ上での基礎知識を習得する目的を持つものである。本講義は、原則として法学部教員がオムニバス形式で行うが、図書館と図書館資料の検索については、獨協大学図書館の協力を得て、演習形式で実施する。受講に際しては、コンピュータ操作の基礎を身につけていること（全学共通科目の「コンピュータ入門 a」履修済み程度）が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODakション 2 図書館と図書館資料の検索－その1 3 図書館と図書館資料の検索－その2 4 図書館と図書館資料の検索－その3 5 図書館と図書館資料の検索－その4（まとめ） 6 法律学の論文、レポート等の作成方法 7 法学文献入門（専門書、白書等） 8 外国法①…英米法 9 外国法②…大陸法 10 法令、判例を調べる 11 情報化社会と知的財産法 12 国際法 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
弥永真生『法律学習マニュアル〔第2版補正版〕』（有斐閣、2005年）		小テスト（50%）及びレポート（50%）	

03～07 律/国	法思想史/*****	担当者	堅田 剛
99～02 律/国	法哲学/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法哲学は法についての哲学的な考察を目指します。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とはいうものの、実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。</p> <p>広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。</p> <p>「法思想史」では、おおむね古代ギリシアから第二次世界大戦後までの主要な西洋法思想を論じます。単なる学説史の羅列で終わらず、それぞれの時代背景や多様な法思想を担ってきた人物像にまで迫るつもりです。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション〈法思想・法哲学の歴史〉 2. 古代ギリシア・ローマの法思想・法哲学/正義論の体系化：アリストテレス 3. 中世の神学的自然法論：トマス・アクィナス/近世の法思想・法哲学 4. 近代自然法論の特徴と機能/万人の万人に対する闘争：ホッブズ 5. 自然権と抵抗権：ロック/生命・自由・幸福追求の権利：ジェファソン/一般意志と民主主義という難問：ルソー 6. 人間の尊厳と人格的自律：カント 7. 家族・市民社会・国家：ヘーゲル 8. 最大幸福の原理：ベンサム/分析法学と歴史法学：オースティンとメイン 9. 歴史法学と概念法学：サヴィニーとプフタ 10. 価値相対主義法哲学：ラートブルフ 11. イデオロギー批判と民主主義：ケルゼン 12. 日本の法思想・法哲学の特徴 13. 第二次世界大戦後の法思想・法哲学 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』ミネルヴァ書房、2007年 ※法哲学と共通のテキストを用います。</p>		<p>「レポート点」+「試験点」+出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。</p>	

03～07 律/国	法哲学/*****	担当者	堅田 剛
99～02 律/国	法哲学/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法哲学は法についての哲学的な考察を目指します。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とはいうものの、実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。</p> <p>広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。</p> <p>「法哲学」では、現代の主要な法理論の解説を中心に、法と法学が抱える諸問題を哲学的に検討します。法哲学はとかく実践的な法律学から乖離しがちですが、できるだけ現実的課題との架橋を意識した講義を心がけます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション〈現代の法哲学・法理論〉 2. 法とは何か：実定法と自然法 3. ケルゼンの法実証主義と法の段階構造論 4. H・L・A・ハートの分析的な法実証主義の法理論 5. 法と強制の関連 6. 法の外面性と道徳の内面性 7. 法的パターンリズム 8. 正義観念の多様性 9. 平等主義的リベラリズム：ロールズの正義論 10. 討議倫理学：ハーバーマス 11. フェミニズム 12. 人権は普遍的な原理か 13. 法律学における「議論」 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』ミネルヴァ書房、2007年 ※法思想史と共通のテキストを用います。</p>		<p>「レポート点」+「試験点」+出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。</p>	

03～07 律/国	日本法制史/*****	担当者	小柳 春一郎
99～02 律/国	日本法制史/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。</p> <p>講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。</p> <p>講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分する。春学期においては、第二次世界大戦前に（明治、大正、昭和の3時期）について論ずる。</p> <p>その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。</p>		<p>1 明治期 1・現在の土地制度の出発点</p> <p>2 明治期 2・地租改正 現在の登記簿上の土地情報はいつ生まれたか。地券のない土地はどうなったか。</p> <p>3 明治期 3・民法① 民法の編纂事情</p> <p>4 明治期 4・民法② 民法の制定は、土地秩序にどのような影響を与えたか。</p> <p>5 明治期 5・訴訟制度 民事訴訟法などの法典編纂土地開発に関する制度の誕生</p> <p>6 明治期 6・土地開発に関する制度の誕生</p> <p>7 明治期 7・民法典の矛盾と建物保護法</p> <p>8 大正期 1・建物保護法・借地法・借家法 借地制度は、なぜ発達したか。</p> <p>9 大正期 2・都市計画法 最初の都市計画法制にはどのような特徴があったか。</p> <p>10 大正期 3・特別都市計画法 関東大震災は、東京の都市整備にどのような影響を与えたか。</p> <p>11 昭和戦前期 1・借地法等改正 正当事由制度は、なぜ導入されたか。</p> <p>12 昭和戦前期 2・不動産に関する法制度の展開がどのように始まったか？</p> <p>13 まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法』成文堂		学年末の試験を中心にする。出席も加味する。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

03～07 律/国	日本近代法史/*****	担当者	小柳 春一郎
99～02 律/国	日本法制史/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。</p> <p>講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。</p> <p>講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分する。春学期においては、第二次世界大戦前に（明治、大正、昭和の3時期）について論ずるが、秋学期では秋学期においては、戦後及び昭和30年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和30年代、40年代、石油ショックから昭和55年まで、その後のバブル期、更に経済低迷期という時代区分をする。その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。</p>		<p>1 戦後復興期 1・農地改革・財産税 土地所有細分化がなぜおこったか。</p> <p>2 戦後復興期 2・憲法制定は、土地法にどのような影響を与えたか。</p> <p>3 戦後復興期 3・建築基準法 新たに設けられた建築基準法の特徴は何か？</p> <p>4 経済回復期 1・首都圏整備法 グリーンベルト構想はなぜ失敗したか。</p> <p>5 経済回復期 2・日本住宅公団法 公的住宅供給にはどのようなものがあるか。</p> <p>6 高度成長期 1・都市計画法 市街化区域と市街化調整区域の線引きはどのような意味を持つか。</p> <p>7 高度成長期 2・農振法 高度成長は、農地所有権にどのような影響を与えたか。</p> <p>8 高度成長期 3・都市再開発法 駅前シリーズと呼ばれる市街地再開発事業の特徴と限界は何か。</p> <p>9 高度成長期 4・開発指導要綱 市町村が土地利用をコントロールする手法はないか。</p> <p>10 高度成長期 5・地価公示法 土地価格について公的機関はどのような情報を有するか。</p> <p>11 安定成長期 1・国土利用計画法 土地価格規制</p> <p>12 安定成長期 2・生産緑地法</p> <p>13 バブル期・土地基本法</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法』成文堂		学年末の試験を中心にする。出席も加味する。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

03～07 律/国	西洋法制史 a/*****	担当者	藤田 貴宏
99～02 律/国	西洋法制史/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>古代ローマから 19 世紀のヨーロッパに至る法制度及び法律学の史的変遷を概観します。</p>		<p>1: ガイダンス 2: 古代ローマの法 (1) 3: 古代ローマの法 (2) 4: 古代ローマの法 (3) 5: 中世封建社会とゲルマン法 (1) 6: 中世封建社会とゲルマン法 (2) 7: 教会法 8: 中世ローマ法学 9: ローマ法の継受 10: 人文主義法学 11: 自然法思想 12: 法典編纂 13: まとめと補充</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
最初の講義で指示します。		学期末試験	

03～07 律/国	西洋法制史 b/*****	担当者	藤田 貴宏
99～02 律/国	西洋法制史/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>西洋法制史に関する専門的な文献（外国語文献を含む）を輪読検討します。原則として「西洋法制史 a」既習者を対象とします。</p>		<p>ゼミ形式で進めます。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
配布あるいは指示します。		出席や発言の頻度等の受講態度	

03～07 律/国	法社会学 a/*****	担当者	森 謙二
99～02 律/国	法社会学/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代から現代への法の変化について考えていきたいと思ひます。講義の目標は、現在私たちが生きている「現代」をどのように理解するか、法がどのような役割を果たすか、という問題を念頭におきながら、社会と法の仕組みについて講義をしていきたいと思ひます。</p> <p>今、法のあり方が大きく変動しようとしています。一つは、法化社会ということばに代表されるように、社会(特に企業)に対して法令遵守 (compliance) が求められ、個人に対しては法的素養が求められるようになってきました。法化社会がこれからどのように展開するか、まだはつきりしていませんが、法や法学教育のあり方に大きな変化を与えることになるでしょう。</p> <p>この講義の対象となる領域は、「市民社会」と「家族」です。これからの不確実なリスク社会の中で、法がどのような役割を果たすべきなのか、そのような問題についても言及できればと考えています。</p>		<p>授業計画、</p> <p>I 法社会学はどのような学問か? 法社会学と他の社会諸科学</p> <p>II 市民社会と法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.近代市民法の構造 2.市民的公共性の成立と世論 3.市民的公共性の崩壊 4.社会法の形成と福祉国家論 5.福祉国家の危機とリスク社会の展開 6.リスク社会と法 <p>III 家族と法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.近代家族の成立 2.家族機能の解除—家族と公共的親密圏 3.「家族の個人化」現象 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>エールリッヒ『法社会学の基礎理論』みすず書房・ヴェーバー『法社会学』創文社・ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社、その他の文献は講義中に指示します。</p>		<p>試験・小レポート・出席などを総合的に見て、評価します。成績のつける上での配分は、テスト= 70%、小レポート=10%、出席=20% です。</p>	

03～07 律/国	法社会学 b/*****	担当者	森 謙二
99～02 律/国	法社会学/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本社会はどのような社会なのか、近代から現代までの変化を中心に講義を進めていきます。</p> <p>日本における近代法の展開といっても、実定法の形成を念頭に置いているのではなく、近代天皇制を支える社会構造がどのように形成されたのか、ヨーロッパ型の近代社会とどこに違いがあったのか、について考えていきます。</p> <p>戦後の日本においては、戦前と戦後がどのように繋がり、どのように断絶していたかという問題から、20世紀末以降に「日本型」と呼ばれる社会システムがどのように壊れていったのかについて考えていきます。</p>		<p>I.日本社会と法・・・問題の視座</p> <p>II 明治国家の中の日本</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.近代法の受容の条件 2.近代天皇制と国家神道 3.明治国家と家—祖先祭祀の意味 4.日本型近代家族の成立 5.近代家族—ヨーロッパと日本 6.年功序列と終身雇用制 (戦前と戦後の連続性) <p>III 戦後日本の法体制とその変動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.冷戦構造の確立と戦後改革 2.高度成長と日本型福祉国家の形成 3.冷戦構造の崩壊—日本の安保体制の変化 4.戦後日本家族の展開—「日本型近代家族」の崩壊 5.ポスト冷戦後の日本社会と法 —— リスク社会と法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>水林彪他編『法社会学史』(山川出版社)・清水・森・岩上・山田編『家族革命』(弘文堂)・森謙二『墓と葬送の現代』東京堂出版、その他の文献は講義中に指示します。</p>		<p>試験・小レポート・出席などを総合的に見て、評価します。成績のつける上での配分は、テスト=70%、小レポート=10%、出席=20% です。</p>	

03～07 律/国	法心理学 a/*****	担当者	渡辺 昭一
99～02 律/国	法心理学/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法心理学は、民事および刑事司法システムへの心理学的知見の提示と応用に関連する学問領域である。この講義では、法執行過程におけるさまざまな心理学的問題について、最近の研究と具体的な事例を紹介し、法心理学への理解を深めることを目的とする。</p> <p>法心理学は、目撃証言の評価、捜査面接、犯罪者プロファイリング、法廷証言、犯罪者の処遇、犯罪被害者支援、犯罪者の心理と行動および理論構築など、法執行のすべてのプロセスにわたる領域を含んでいる。春学期は、これらの領域のうち、目撃者の証言、捜査面接、虚偽検出検査（ポリグラフ検査）などについて、事例や裁判例を紹介しながら講義する予定である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに：法心理学とは何か 2 目撃者の証言（1）：目撃者の記憶 3 目撃者の証言（2）：顔の識別と再構成 4 目撃者の証言（3）：写真面割り 5 捜査面接：目撃者と被害者の面接 6 取調べと自白（1）：否認の心理 7 取調べと自白（2）：取調べ 8 取調べと自白（3）：自白の心理 9 虚偽検出検査（1）：検査の方法と妥当性 10 虚偽検出検査（2）：法的諸問題 11 犯罪情報分析（1）：分析の手法 12 犯罪情報分析（2）：海外の動向 13 おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
渡辺昭一編『捜査心理学』北大路書房 2004年		出席、試験による。	

03～07 律/国	法心理学 b/*****	担当者	渡辺 昭一
99～02 律/国	法心理学/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、犯罪者プロファイリング（犯人像推定）、児童虐待、環境犯罪学と犯罪予防、最近の少年非行の特徴と非行少年の処遇、犯罪被害者支援などについて、具体的な事例を交えながら講義する予定である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪者プロファイリング（1）：臨床的手法 2 犯罪者プロファイリング（2）：統計的手法 3 地理的プロファイリング 4 犯罪手口情報分析 5 犯罪者の心理と行動（1） 6 犯罪者の心理と行動（2） 7 犯罪者の心理と行動（3） 8 犯罪者の心理と行動（4） 9 犯罪情勢分析とクライムマッピング 10 環境犯罪学：犯罪の予防 11 少年非行と非行少年の処遇 12 犯罪被害者支援 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
渡辺昭一編『捜査心理学』北大路書房 2004年 渡辺昭一著『犯罪者プロファイリング』角川書店（角川 one テーマ 21）2005年		出席、試験による。	

03～07 律/国	英米法 a/英米法 a	担当者	田島 裕
99～02 律/国	英米法/英米法		
講義目的、講義概要		授業計画	
1 年を通じて英米法全体を概観するが、前半の講義では、まずコモン・ローの形成の歴史を概説する。判例法主義をとっているため、裁判所および法律家に特に注目することが重要である。また、判例法にはコモン・ロー以外にエクイティがあることを説明する。近代議会民主制の成立と関連して、イギリス憲法およびアメリカ合衆国憲法の構造を説明する。		1 英米法研究の意義 2 英米法の歴史性 3 イギリスの裁判所と裁判官 4 陪審制 5 先例拘束性の原理 6 イギリス憲法一法の支配 7 議会主権と国会の法律の解釈 8 アメリカにおけるイギリス法の継受 9 アメリカ合衆国憲法 10 二元的法律制度（連邦と州）	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『イギリス法入門』（信山社、2001年）、 田島裕『アメリカ憲法』（信山社、2004年）		定期試験。	

03～07 律/国	英米法 b/英米法 b	担当者	田島 裕
99～02 律/国	英米法/英米法		
講義目的、講義概要		授業計画	
英米法の各論を講義する。歴史的進化の順序にしたがって、(1)土地法・家族法、(2)契約法、(3)不法行為法・刑法、(4)アメリカ自然法論、(5)プラグマティズム・リアリズムの法（UCCなど）を講義する。後半の部分では、日本の社会と特に関係の深いアメリカ法の諸理論を説明する。なお、8月から10月10日頃までヨーロッパへ出張するため、10月に帰国後直ちに開講し、数回の補講を行う予定である。		1 土地法・信託法・家族法 2 英米契約法 3 不法行為法・刑法（特に過失責任） 4 アメリカ憲法（自然法論） 5 違憲立法審査 6 プラグマティズム・リアリズムの法理論 7 企業法務のアメリカ法（UCCなど） 8 全体の総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『イギリス法入門』（信山社、2001年）、 田島裕『アメリカ憲法』（信山社、2004年）		定期試験。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	ドイツ法 a / ドイツ法 a	担当者	常岡 史子
99～02 律/国	ドイツ法 / ドイツ法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、ドイツ民法典の編纂過程を歴史的視点から学習する。ドイツ民法典は長らく日本の民法の形成と発展に大きな影響力を持ってきた。本講義ではそのもととなったドイツ法典編纂の準備と実施の過程及びそれらを取り巻く状況を、ドイツの法史とともに、政治、経済、思想、社会運動の諸背景にも言及しつつ考察する。</p> <p>各回の授業について、受講者全員が事前に配付した資料を読み予習済みであることを前提に講義を進める。受講者数の多寡にかかわらず、授業時間中に指名して質問することがあるので、準備の上出席されたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ドイツ民法典概論 2 ドイツ民法典編纂史概説(1) 3 ドイツ民法典編纂史概説(2) 4 歴史法学派と法典編纂(1) 5 歴史法学派と法典編纂(2) 6 ドイツ民法典と帝国議会(1) 7 ドイツ民法典と帝国議会(2) 8 詐欺・強迫理論とドイツ民法典の編纂過程(1) 9 詐欺・強迫理論とドイツ民法典の編纂過程(2) 10 ドイツ民法典への強制的「民事婚」と有責主義的離婚制度の導入(1) 11 ドイツ民法典への強制的「民事婚」と有責主義的離婚制度の導入(2) 12 ドイツ民法典への強制的「民事婚」と有責主義的離婚制度の導入(3) 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料等を適宜配付する。参考文献：石部雅亮編『ドイツ民法典の編纂と法学』九州大学出版会		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	ドイツ法b/ドイツ法b	担当者	宗田 貴行
99～02 律/国	ドイツ法/ドイツ法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義の目的】 わが国の法体系は、ドイツの法律を参考にしたところが大きいので、わが国の法律を理解するためにはドイツ法の理解が大いに助けになります。卒業後に民間の企業の法務部や営業部などで働くことを考えている学生に対して、どのようなマーケティング方法が法に触れるものであるのかについて理解できるように、ドイツを中心とした世界の諸国の不招請勧誘規制、特に迷惑メール規制に関する知識を提供することを目的としています。</p> <p>【講義の概要】 まず、不招請勧誘とはなにか、とくに迷惑メールとは何かについて、拙著を使って、OECDやEUの報告書や、わが国の総務省や経済産業省や内閣府の報告書をもとに説明します。次に、これらの報告書や判例等を参考にして、日本の不招請勧誘に対する法的規制を説明します。さらに、諸外国すなわち、アメリカ、EU諸国などの不招請勧誘に対する法的規制を説明した上で、ドイツの法的規制を説明します。最後に、わが国の不招請勧誘に対する法規制の今後の課題を説明します。</p>		1 ドイツ法への招待・ドイツ法の調べ方 2 不招請勧誘規制・迷惑メール規制とは 3 日本の規制① 4 日本の規制② 5 日本の規制③ 6 アメリカ・EUの規制 7 ドイツ以外のEU諸国の規制 8 ドイツの規制① 9 ドイツの規制② 10 ドイツの規制③ 11 世界の最新の展開 12 日本の課題 13 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
宗田貴行『迷惑メール規制法概説』レクシスネクシス・ジャパン 2006年。各自必ず購入してください。		出席を重視します。出席状況とレポートで成績を決めます。	

03～07 律/国	フランス法 a/フランス法 a	担当者	小川 健
99～02 律/国	フランス法/フランス法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>フランス法は、近代法の先駆けとなったナポレオン法典の制定以来、世界各国の近代および現代の法制に大きな影響を与えてきている。日本法にも、ドイツ法や英米法と並んでこの国の法制は強い影響を与えており、日本法の理解のためにその学習は欠くことができない。</p> <p>また、今後わが国が諸外国と様々な関係を続け、その関係を発展させていくためには外国諸制度に対する対応や調整がどうしても必要となってくるであろう。この点でも、国連およびEUの主要な構成国であるとともに国際取引の分野に影響力のあるこの国の法制や法認識の理解は我が国にとって重要なものであり続ける筈である。</p> <p>フランス法学習の導入を担当する科目として、本講義では、世界の中におけるフランス法の位置づけを理解した上、フランス法の基礎的な知識を学ぶとともに、フランス法学の特質が解るように授業をすすめていければと考えている。</p> <p>春学期は、日本やフランスの法制度理解に必要な基礎的な問題を概観する。</p>		<p>講義項目：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法と国家 2 大陸法と英米法 3 近代日本法の成立 4 連邦制と単一国家 5-9 主要各国の国家機構 10 国際機構 11 超国家機構 12 フランス法学と日本法学 13 フランス法の影響力 <p>なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。受講者が適正な規模であった場合は、受講者に交代で報告をしてもらうことも考える。</p> <p>試験やレポート、報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・山口俊夫『概説フランス法 上』（東京大学出版会）1978； ・滝沢正『フランス法』2版（三省堂）2002. 		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポート又は報告を課して救済の道を確保しておいたほうがよいかと思う。	

03～07 律/国	フランス法 b/フランス法 b	担当者	小川 健
99～02 律/国	フランス法/フランス法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に、日本やフランスの国家制度、法制度の世界のなかでの位置付けを確認した上で、秋学期には裁判機構をはじめとする国家機構や関係する主な国際機構・超国家機構について講義形式で概説する予定である。</p> <p>受講者の講義への積極的な参加を期待する。受講者が適正な規模であった場合は、受講者に交代で報告をしてもらうことも考える。</p> <p>試験やレポート、報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>		<p>講義項目：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フランス現行憲法（第五共和制）の成立 2 元首 1 3 元首 2 4 行政機関 1 5 行政機関 2 6 立法機関 1 7 立法機関 2 8 裁判機関 1 9 裁判機関 2 10 国家機関の間の調整 11 EUとは何か 12 EUの機構 13 EU法とフランス国内法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・フランス第五共和国憲法邦訳（辻村みよ子）樋口・吉田編「解説世界憲法集」4版（2001）； ・『フランスの裁判法制』小島武司他編 中央大学出版部 1991； ・庄司克宏『EU法 基礎編』（岩波書店）2003. 		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポート又は報告を課して救済の道を確保しておいたほうがよいかと思う。	

03～07 律/国	地域共同体法 a/地域共同体法 a	担当者	大藤 紀子
99～02 律/国	地域共同体法/地域共同体法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ヨーロッパは、近代以降、いわゆる「国民国家」を基礎に栄えてきたと言えるが、各国の主権を制限する、これまでとは異なる独自の地域的国際法として発展してきたのが、EC（欧州共同体）/EU（欧州連合）法である。</p> <p>授業では、EC/EU 法発展の歴史、EC/EU の組織や政策決定過程を概観する。</p> <p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄司克宏『欧州連合』（岩波新書） ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EU の政治』（岩波書店） <p>その他、教室で紹介する。</p> <p>条約の条文に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』（第5版）東信堂 <p>などを参照のこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. EC/EU 法発展の歴史 3. 主要機関① 4. 主要機関② 5. 主要機関③ 6. 小まとめ 7. EC 法の国内法に対する優位性 8. EC 法の直接効果 9. EC 指令の水平的直接効果の否定 10. 国内法の EC 法の適合解釈義務 11. 実効的救済の保障 12. 構成国の EC 条約違反行為の損害賠償責任 13. 改革条約と欧州基本権憲章 <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社） ・庄司克宏著『EU 法 基礎編』（岩波書店） 		<p>試験期間中の論述試験の結果による評価。 随時小テストを行う。</p>	

03～07 律/国	地域共同体法 b/地域共同体法 b	担当者	大藤 紀子
99～02 律/国	地域共同体法/地域共同体法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>2004年5月に10カ国、2007年1月に2カ国の東欧・南欧諸国が新規に加盟したことにより、EU は、現在では27の加盟国を擁する。この27カ国内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が実現し、通商などの経済分野を中心とするさまざまなルール、関税、行政手続等が単一化される（EC 法分野）。また、警察・刑事司法分野、外交安全保障分野でも加盟国間の法の接近、相互承認、政府間協力が推進されている。</p> <p>授業では、判例集、教科書を用いながら、具体例の検討などを通じ、主として EC/EU 法と加盟国法との関係を理解するとともに、EU における民主主義の理念や人権保障についても検討したい。</p> <p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄司克宏『欧州連合』（岩波新書） ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EU の政治』（岩波書店） <p>その他、教室で紹介する。</p> <p>条約の条文に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』（第5版）東信堂などを参照のこと。 		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 共同市場と域内市場 3. モノの自由移動① 4. モノの自由移動② 5. 小まとめ 6. 人の自由移動① 7. 人の自由移動② 8. EU 市民権の基本的地位 9. 会社の自由移動 9. 競争法・経済通貨同盟 10. 小まとめ 11. 第三の柱の枠組決定への国内法の適合解釈義務 12. 基本権の保障と対外関係 13. おわりに <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社） ・庄司克宏著『EU 法 政策編』（岩波書店） 		<p>試験期間中の論述試験の結果による評価。 随時小テストを行う。</p>	

03~07 律/国	外国法講読 I / 外国法講読 I	担当者	磯部 哲
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>フランス語文法の正確な理解と、それを元に法律学の専門書を読む力（の少なくとも基礎）を身につけることが、本講義の目的である。努力する覚悟さえあれば、初心者でも歓迎する。</p> <p>今のところ、フランス行政法の入門書（Le droit administratif, coll. Que sais - je? n° 1152, 21^{ème} éd., 2006. 同書の翻訳として、P. ウェール/D. プイヨー著、兼子仁/滝沢正訳『フランス行政法—判例行政法のモデル』（三省堂、2007）がある）を読むことを考えているが、いずれにせよ、初回の授業で参加者の関心を考慮しながら決定する。</p> <p>スタイルとしては、毎回とくに担当者を定めることなく受講者に和訳してもらおうこととなるだろう。和訳を吟味しながら、必要に応じて文法の解説のほか、フランス行政法理論の概説、日本法との比較検討なども行っていきたい。</p>		<p>第1回 授業の進め方、テキスト選定等について相談。手始めに短い文章を読んでみる（辞書持参のこと）。</p> <p>第2回以降 テキスト・関連文献講読（随時、受講者の能力、要望等を考慮の上、テキストや授業の進め方を調整する。）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・テキストはこちらで準備をする予定である。 ・仏和辞書（ロワイヤル仏和中辞典、プチ・ロワイヤル、ディコ、クラウンなどどれでもかまわない） 		<p>出席のほか、毎回の準備の程度、質疑における発言等、授業に対する参加貢献度を総合的に判断する。無断欠席は、それ以降の本授業への出席を認めない。</p>	

03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	外国法講読Ⅰ/外国法講読Ⅰ	担当者	田島 裕
99~02 律/国	外国法文献研究/外国法文献研究		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>外国の法律文書を読むために必要な基本的知識を教える。教材は、受講生と相談のうえ、決めることにする。英米の法律制度を一通り理解できるように、できるだけ古典的な文献を読むことにしたい。外国の法文化と伝統を理解し、幅広い国際的な視野を身につけさせたい。</p>		<p>量よりも質を重んじることにしたい。受講生に割り当てて、外書を順に読んでゆく。積極的に全員が講読の負担をおってくれることを期待している。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>第1回の講義のときにいくつかの文献を紹介し、受講生と相談のうえ、テキストを決定する。</p>		<p>外書講読から学んだことをレポートにして提出してもらうが、平常点（授業への貢献度）を加算する。</p>	

03~07 律/国	外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ	担当者	堅田 剛
99~02 律/国	外国法文献研究/外国法文献研究		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>英語文献の講読をつうじて、法の基礎理論の理解を目指します。私の専門は法哲学および法思想史ですので、教材として採用する文献は、どうしても法哲学や法思想史に関連したものになってしまいます。ただ実際に目的とするのは法の基礎理論ですから、学科やコースに関わりなく、法学部の学生であるならば、言葉の壁はともかくとしても、容易に理解できる内容の文献を選びました。</p> <p>下記のテキストはけっして新しいものではないのですが、内容の平易さという点では、これを越えるものはなかなか見あたりません。著者のC・J・フリードリヒは、法哲学者であると同時に政治学者でもあり、英米法ばかりでなくドイツ法にも詳しい、非常に幅の広い学者です。</p> <p>授業の具体的な進め方は、受講者の顔ぶれを見てから決定します。少人数の授業になるものと予想されますので、それなりの積極的な取り組みが必要です。外国語の文献購読には、少なくとも「音読」と「読解」と「解説」の三つの要素が不可欠と思われませんが、受講者には、このうち声を出して文章を読み、その意味を解釈する（単なる英文和訳ではありません）ことをやってもらいます。それだけで終わっては物足りないので、それに私が簡単な解説を加えることで、理解を確実なものにします。</p>		<p>下記のテキストのうち、PART TWO: Systematic Analysis の部分を購読します。内容は以下のとおりです。</p> <p>20: Justice, Equality, and the Common Man 21: Law, Authority, and Legitimacy 22: Law and Order—The Problem of the Breach of Law 23: Constitutional Law as the Basis of the Legal System 24: Peace and the World Community of Law</p> <p>授業の性格上、週ごとの進度までは示せませんのでご了承ください。また、上記の項目はテキスト第二部全体の構成にすぎません。状況により、進度は変わります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>Carl Joachim Friedrich; <i>The Philosophy of Law in Historical Perspective</i>, 2nd Edition, The University of Chicago Press, 1963 (コピーを用意します。)</p>		<p>出席状況を重視します。英語の能力そのものよりも、授業への真摯な関わりを中心に、いわゆる平常点で、総合的に評価します。</p>	

03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	外国法講読Ⅱ / 外国法講読Ⅱ	担当者	木藤 茂
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある学生を対象に、ドイツの法律学に関するドイツ語の文献を講読することにより、ドイツ法についての理解を深めることを目的とします。</p> <p>具体的な文献としては、ドイツの法学部生向けの入門書や憲法ないし行政法の分野の教科書・論文の一部をコピーして配布することを考えています。</p> <p>既にいくつか候補は手元にありますが、いずれにしても、教員の専門分野からして、ドイツ公法の分野の実定法に関する基礎的な文献が中心になると思います。</p> <p>なお、ドイツ語の文法や会話に関する講義ではないので、ドイツ語未修者や語学としてのドイツ語の能力向上のみを目的とする方は、受講をご遠慮ください。</p>		受講者による輪読の形式とします。	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講時に、文献を紹介の上、コピーを配布します。		出席を重視した上で、輪読の際の発表の内容や講義への参加の度合いなども含め、総合的に判断して評価します。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法入門/憲法入門/憲法入門 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本国憲法の基礎的な理解を得ることを目標とする。憲法Ⅱ・Ⅲの理解を助けるべく、憲法とは何か、人権や統治の基本的な問題について扱いたい。</p> <p>また、改憲の動きを踏まえ、国民投票や憲法改正の限界等につき検討する。</p> <p>論点ごとに、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。</p> <p><参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）</p> <p><判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） ・植野・佐藤編『憲法判例205』（発行・編集工房球）（発売・学陽書房）</p> <p><小型六法>（必携）</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 憲法の意味と特質 3. 日本国憲法と明治憲法の比較 4. 日本国憲法の成立経過 5. 日本国憲法の基本原理 5. 国民主権 6. 天皇制 7. 平和主義の原理 8. 憲法改正と国民投票 8. 人権の観念 9. 人権の享有主体① 10. 人権の享有主体② 11. 人権と公共の福祉 12. 特別権力関係論とその問題点 13. 私人間における人権の保障と限界 <p>（多少の変更がありうる）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法上の基本的人権の保障についての理解を深める。事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。</p> <p>論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。</p> <p>（テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献）</p> <p><参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社）</p> <p><判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） ・植野・佐藤編『憲法判例205』（発行・編集工房球）（発売・学陽書房）</p> <p><小型六法>（必携）</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 包括的基本権 3. 法の下での平等 4. 思想・良心の自由 5. 信教の自由 6. 政教分離原則 7. 学問の自由と教育を受ける権利 8. 表現の自由① 9. 表現の自由② 10. 経済的自由権 11. 人身の自由と刑事手続上の人権 12. 生存権 13. 労働基本権 <p>（多少の変更がありうる）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法入門/憲法入門/憲法入門 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法講義の入門編です。日本国憲法を理解する上で、基礎的と考えられる諸問題について講義します。「憲法・人権」「憲法・統治」「憲法・発展」を理解しやすくすることを目的としています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 開講にあたって（近代憲法とはなにか） 2 基本的人権の歴史 3 明治憲法の構造 4 日本国憲法の制定過程 5 平和主義と憲法9条 6 日米安保条約の構造 7 国民主権の原理（国民、国民主権、人民主権） 8 基本的人権適用の限界 9 外国人の人権 10 基本的人権の私法関係への適用 11 代表民主制と直接民主制 12 選挙権の法的性格と選挙定数 13 春学期のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）</p>		<p>春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。</p>	

08 律/国/総 03~07 律/国 99~02 律/国	憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ 憲法Ⅰ/憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「憲法入門」での基礎的知識を基に、日本国憲法第三章に定める人権諸条項について基本的な考え方を講義することを目的としています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 平等権の概念 2 平等権をめぐる学説・判例 3 信教の自由と政教分離 4 表現の自由の意義 5 表現の自由と名誉・プライバシー 6 表現の自由と知る権利 7 表現の自由と検閲 8 学問の自由と大学の自治 9 生存権の法的性格と学説・判例 10 環境権の法的性格と判例 11 職業選択の自由とその規制 12 財産権の保障と制限 13 秋学期のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）</p>		<p>春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。</p>	

03～07 律/国	憲法Ⅲ/憲法Ⅲ	担当者	大藤 紀子
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法の統治機構についての理解を深める。憲法総論と密接に関わるため、事前に憲法Ⅰないし憲法入門の講義を履修すること。</p> <p>論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。</p> <p>(テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献)</p> <p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』(法律文化社) ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』(有斐閣) ・辻村みよ子『憲法』(日本評論社) ・大津浩他『憲法四重奏』(有信堂高文社) <p><判例集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅰ』(有斐閣) ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』(法学書院) ・植野・佐藤編『憲法判例 205』(発行・編集工房球) <p>(発売・学陽書房)</p> <p><小型六法> (必携)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 国民主権と国民代表制 3. 選挙権と選挙制度 4. 選挙制度と政党制 5. 国会の地位・組織・権限 6. 行政権と内閣 7. 議院内閣制 8. 司法の概念・限界 9. 裁判所の組織と権限 10. 違憲審査制 11. 財政・地方自治 12. 憲法改正 13. 国際法の遵守 <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・芦部信喜 (高橋和之補訂)『憲法』(岩波書店) 		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	行政法Ⅰ/行政法Ⅰ	担当者	木藤 茂
99～02 律/国	行政法Ⅰ/行政法－1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本学では、「行政法」の講義について、これまでの受講生の受講や学習の状況、科目の内容に由来する学びにくさ、総合政策学科の新設などを勘案し、今年度から「行政法Ⅰ～Ⅲ」の講義の内訳を見直すことにしました。</p> <p>これまで、「行政法Ⅰ～Ⅱ」で行政（作用）法総論を、「行政法Ⅲ」で行政救済法を、それぞれ扱っていましたが、今年度からは、まずは「行政法Ⅰ」で行政法総論と行政救済法の全体を対象に行政法を一度概観した後で、「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」でそれぞれ行政法総論及び行政救済法をより深く学んでもらう、という流れになります。もとより、「行政法Ⅰ」ではごく簡潔にしか触れない概念や論点も多いため、「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」まで通して受講してはじめて行政法の一通りの学習が完結することになります。</p> <p>このような観点から、春学期の「行政法Ⅰ」では、行政法についての全般的かつ基礎的な知識を得ることを目的に、特に重要な概念・論点や基本的な制度の概要について、重点的かつ概括的な説明を行います。</p> <p>なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの講義を履修済または履修中の方を対象とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス、行政法と行政法学の意義と役割 2. 行政と私たちとの間の法的関係①（概観） 3. 行政と私たちとの間の法的関係②（基礎概念） 4. 行政法の法源と行政法の基本原理 5. 行政過程と行政の行為形式（概観） 6. 行政行為①（伝統的行政行為論、分類） 7. 行政行為②（裁量、手続） 8. 行政行為③（効力、瑕疵、取消し・撤回） 9. 行政立法・行政計画・行政契約・行政指導（概観） 10. 行政の実効性確保のための手段（概観） 11. 行政救済法概論①（概観、行政不服審査法の概要） 12. 行政救済法概論②（行政事件訴訟法の概要） 13. 行政救済法概論③（国家補償法の概要） <p>※ 講義は、教科書のページに沿って順次進める形ではなく、教員が配布するレジュメ・資料と板書を中心に行います。 他方、左記のような講義の位置付け・内容からして、講義の中では一部の事項についてしか触れることはできませんので、受講生各自の予・復習が不可欠になります。 「テキスト」の欄の2冊の教科書は、そのような趣旨から相応しいものとして掲げてあります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>予・復習のための教科書として、北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本〔第3版〕』（法律文化社、2006年）又は曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年）を各自手元に置いておくこと。詳細は開講時に指示します。</p>		<p>学期末の筆記試験によることとします。</p>	

03～07 律/国	行政法Ⅱ/行政法Ⅱ	担当者	木藤 茂
99～02 律/国	行政法Ⅰ/行政法－1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政法Ⅰ」の欄に記載したとおり、本学では、今年度から「行政法Ⅰ～Ⅲ」の講義の内訳を見直すことにしました。</p> <p>その考え方に基づいて、秋学期の「行政法Ⅱ」では、春学期の「行政法Ⅰ」で得られた行政法全般にわたる基礎的な知識を土台として、行政法総論（行政作用法総論）の部分についてより体系的な知識を修得することを目的に、更に詳細な補足説明や「行政法Ⅰ」では十分に触れられなかった項目・論点についての解説を行うこととなります。</p> <p>特に講義の前半の項目には「行政法Ⅰ」と重複するように見える箇所もありますが、これは、春学期の基礎的な知識を再確認していただくとともに、それらを踏まえた上でより詳細かつ応用的な論点について理解を深めてもらうという、言わば重層的な学習効果を意図したことによるものです。</p> <p>なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの講義を履修済または履修中で春学期の「行政法Ⅰ」（又はこれに相当する講義）を履修した方を対象とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 春学期の復習－秋学期への導入を兼ねて 2. 行政行為・詳論①（行政行為論の重点的復習） 3. 行政行為・詳論②（行政手続法と処分手続） 4. 行政立法・詳論（分類、行政立法手続） 5. 行政計画・詳論（分類、法の拘束） 6. 行政契約・詳論（分類、法の拘束） 7. 行政指導・詳論（行政指導手続） 8. 行政の実効性確保・詳論①（強制執行、行政罰） 9. 行政の実効性確保・詳論②（即時強制） 10. 行政情報の収集（行政調査、行政文書と行政情報） 11. 行政情報の管理と利用①（情報公開） 12. 行政情報の管理と利用②（個人情報保護） 13. 総復習－行政過程における私たちの地位と役割 <p>※ 講義は、教科書のページに沿って順次進める形ではなく、教員が配布するレジュメ・資料と板書を中心に行います。 他方、左記のような講義の位置付け・内容からして、詳細かつ応用的な論点についての理解を十全なものとするためには、受講生各自の予・復習が不可欠になります。 「テキスト」の欄の2冊の教科書は、そのような趣旨から相応しいものとして掲げてあります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>予・復習のための教科書として、北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本〔第3版〕』（法律文化社、2006年）又は曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年）を各自手元に置いておくこと。詳細は開講時に指示します。</p>		<p>学期末の筆記試験によることとします。</p>	

03~07 律/国	行政法Ⅲ／*****	担当者	磯部 哲
99~02 律/国	行政法Ⅱ／行政法-2		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>行政は、法のもとに、法の命じるところに従って活動せねばならないが、行政過程の様々な活動に起因して必然的に、行政主体と私人との間に紛争（多くは、行政の活動に対する私人の不服）が生じる。この紛争が発生したとき、つまり、私人の権利利益が侵害されたとき又はされそうになったときに、いかに私人を救済できるかが問題となる。これにかかると、行政救済法である。</p> <p>本講義では、行政救済法のしくみとして、行政活動に伴って国民に生じた損失・損害を填補する国家補償制度（損失補償制度、国家賠償制度）と、違法又は不当な行政活動の是正を通じて国民の権利を保護する行政争訟制度（行政不服申立制度、行政訴訟制度）とを取り上げる。</p> <p>受講者は、すでに行政法Ⅰ及びⅡを履修し、「行政法総論」について基礎的な知識を修得していることが望ましい。</p> <p>近時の重要な判例等、具体的な素材を多く用いることに留意したい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 損失補償1（概念、補償の要否） 2. 損失補償2（補償の内容） 国家賠償1（制度の沿革、意義等） 3. 国家賠償2（国賠法1条の諸要件、規制権限不行使） 4. 国家賠償3（国賠法2条の諸要件、水害訴訟など） 5. その他の問題点（予防接種禍など） 6. 行政不服申立て1（沿革、種類、対象等） 7. 行政不服申立て2（審査権の範囲・手続、特別な制度） 8. 行政訴訟1（行政訴訟の概念、性格、沿革） 9. 行政訴訟2（訴訟類型） 10. 行政訴訟3（訴訟要件） 11. 行政訴訟4（審理手続等） 12. 行政訴訟5（訴訟の終了、仮の救済） 13. 予備 	
テキスト、参考文献		評価方法	
前年度の行政法ⅠⅡで指定されたテキスト。従って今年度は、北村=佐藤=佐伯=高橋『行政法の基本—重要判例からのアプローチ [第3版]』（法律文化社、2006年）である。参考書・判例集は初回に紹介する。		学期末の試験による（旧カリ「行政法Ⅱ」（4単位）の履修者は、春と秋二回とも試験を受けること）。	

03~07 律/国	法律学特講（医事法）／*****	担当者	磯部 哲
99~02 律/国	行政法Ⅱ／行政法-2		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、医療及び先端生命科学をめぐって惹起される倫理的・法的・社会的諸問題を取り上げ、法律学、とくに行政法学の視点から考察を加えようとするものである。</p> <p>具体的な講義の内容は、授業計画（予定）の項を参照のこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療関連法規、医療に関する法的責任（民事上、刑事上、行政）概観。医事法学の意義と方法 2. 医療過誤訴訟をめぐる諸問題（IC、医療水準論他） 3. 医師の行為に関する法と制度（医師法、保助看法等の資格と業務の規制法）、医行為概念の再検討（救急医療、たん吸引等） 4. わが国の医療体制をめぐる現代的課題（医療安全対策、カルテ開示、搬送拒否問題等） 5. 医療と法と生命倫理（生命倫理の基本原則）、クローン技術規制法の検討（法令・ガイドライン・学会等による自主規制の異同等） 6. 医学研究をめぐる諸問題、被験者保護と法 7. 幹細胞研究、ヒト由来試料の利用について 8. 人工妊娠中絶、ヒト胚の操作・研究利用の是非 9. 生殖医療技術の法規制、着床前・出生前診断と障害児の「生まれる権利」 10. 脳死、臓器移植 11. 安楽死、尊厳死・治療行為の中止（東海大学事件他） 12. 「終末期医療ガイドライン」 13. 予備（輸血拒否—自己決定とパターナリズムの問題） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に指定せず、プリントを配布する。参考文献は各回テーマに応じて紹介をする。		学期末の試験による（旧カリ「行政法Ⅱ」（4単位）の履修者は、春と秋二回とも試験を受けること）。さらにレポートを課すことも考えている。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	比較公法/比較公法	担当者	高佐 智美
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：アメリカ憲法の特徴を概観した上で、日本との相違あるいは類似点を比較検討することで、日米双方の憲法に対する理解を深めることを目的としています。</p> <p>概要：</p> <p>① アメリカ憲法史</p> <p>② アメリカ憲法の理念、内容、特色</p> <p>③ アメリカにおける統治制度</p> <p>④ アメリカにおける人権問題と判例の考え方</p>		<p>1 ガイダンス～はじめに</p> <p>2 アメリカ憲法史 1</p> <p>3 アメリカ憲法史 2</p> <p>4 アメリカ憲法史 3</p> <p>5 アメリカ憲法の特徴 1</p> <p>6 アメリカ憲法の特徴 2</p> <p>7 アメリカの統治機構 1</p> <p>8 アメリカの統治機構 2</p> <p>9 アメリカの統治機構 3</p> <p>10 アメリカにおける人権 1</p> <p>11 アメリカにおける人権 2</p> <p>12 アメリカにおける人権 3</p> <p>13 まとめ～おわりに</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
特にありません。随時講義中に指示します。		受講者の状況を見て、レポートか試験かを判断します。	

03～07 律/国	地方自治法 a/*****	担当者	磯部 哲
99～02 律/国	地方自治法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、地方公共団体の行政活動を規律する法律＝「地方自治法」にまつわる話ですが、けっしてそういう名前の法律を第1条から読んでいくという類のものではありません。「地方行政」という、私たちの日常生活と密接に関係する素材を対象に、その組織や運営が、いかなる理念の下どのように定められているかを知り、地方行政と市民生活との法的かかわりについて勉強し、地方自治の今後の課題などにも思いをめぐらしてみたい、ということになります。抽象的な理論ばかりでなく、情報公開、遊漁税、放置自転車、子育て支援、道路整備、廃棄物処理、まちづくり等々、具体的な事例を多く用いることを考えています。</p> <p>地方「行政」を「法」的に検討するわけですから、地方自治法の講義とあわせ、「行政法」も並行して履修するか、あるいは履修済みであることが望ましいです。また、できるだけ秋学期の「地方自治法 b」も続けて履修するようにしてください。</p> <p>その他、講義の概要等については、授業計画（予定）を参照してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方行政と住民の生活、地方分権改革・新地方自治法のあらまし 2. 地方自治の歴史、「地方自治の本旨」、自治の原理、住民の地位—直接請求制度等 3. 地方公共団体の種類・区域（市町村合併問題） 4. 地方公共団体の事務 5. 国と地方公共団体の関係—国の関与の種類と手続、係争処理の仕組み 6. 地方公共団体の活動とその法形式①—法令の遵守責任と自主解釈権 7. 地方公共団体の活動とその法形式②—条例制定権の範囲と限界 8. 地方公共団体の活動とその法形式③—要綱行政 9. 住民が地方行政を監視するためのしくみ—監査、住民訴訟 10. 住民訴訟をめぐる判例 11. 自主財政権—課税権、地方交付税、補助金 12. 公有財産の利用と管理、指定管理者制度 13. 予備 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト・参考文献は、初回に指示・紹介をする。		学期末の試験による（なお、旧カリ「地方自治法」（4単位）履修者は、春と秋二回とも試験を受けること）	

03～07 律/国	地方自治法 b/*****	担当者	市川 須美子
99～02 律/国	地方自治法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>地方自治体を実際に動かしている公務員についての法制度を概説する。行政機関における公務員の位置付け、相互関係などをみたあとで、公務員関係における法紛争を判例を素材に検討したい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> (1) 講義の進め方と概要 (2) 行政機関と公務員 (3) 公務員の任用 (4) 外国人の公務員への任用 (5) 公務員の昇格・転任 (6) 公務員の退職 (7) 公務員の労働基本権 (8) 公務員と市民的自由 (9) 公務員の懲戒・分限法制 (10) 公務員の服務 (11) 公務員と職務命令 (12) 公務災害補償 (13) まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
兼子仁「地方公務員法」北樹出版、2006年		受講者の状況をみてレポート・試験などを組み合わせません。	

03～07 律/国	教育法 a/*****	担当者	市川 須美子
99～02 律/国	教育法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>教育法は、教育の場で生じるさまざまな問題を、法的視点から、つまり、権利義務関係の視点から整理して、教育問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学校でも、家庭でも、子どもに対する人権侵害が多発しています。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事例もあとを絶たないし、統計的には減少しているとされるいじめも、むしろ、学校では常態化しており、いじめ裁判はむしろ増加しています。この講義では、学校での子どもの人権侵害を具体的な裁判事例をとして法的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を入門的に解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における子どもの人権侵害——問題化の経緯と分類 2 体罰裁判とその特徴——体罰裁判の判例動向 3 体罰裁判の新しい展開——障害児体罰・スポーツ体罰 4 いじめと裁判——中野富士見中事件 図いわき小川中事件 5 いじめ自殺と予見可能性——津久井町立中野中いじめ自殺事件 6 いじめ調査・報告義務訴訟 7 丸刈り校則裁判 8 修徳高校パーマ校則裁判 9 都立高校原級留置き訴訟 10 信教の自由と学校教育——エホバの証人退学事件 11 内申書・指導要録開示訴訟 12 教育情報公開訴訟 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください。</p>		試験	

03～07 律/国	教育法 b/*****	担当者	市川 須美子
99～02 律/国	教育法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>教育法の現代的問題状況の把握(教育法 a)を前提に、教育法のより体系的な理解のために、教育法の基礎概念である教育人権の問題状況と、教育と国家との関係の原理的なあり方と現実の緊張関係を分析します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制 2 教育と国家——学テ裁判 3 教科書裁判 (1) 4 教科書裁判 (2) 5 障害児の学習権——特殊学級入級処分取消訴訟 6 子どもの市民的自由——内申書裁判 7 親の教育権——日曜日訴訟 8 親の教育権——七尾養護学校事件 9 教師の教育の自由——伝習館高校事件 10 教師の教育の自由と日の丸・君が代 11 教師の良心の自由 12 教育基本法改正問題 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください</p>		試験	

03～07 律/国	民法 I / 民法 I	担当者	藤田 貴宏
99～02 律/国	民法 I / 民法 I		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【春学期週 2 回開講】 法律行為論及び物権変動論を中心に、民法（財産法）の基本的論点について講義します。</p>		<p>1・2：ガイダンス、民法の全体像と基本概念 3・4：意思表示の瑕疵 5・6：法律行為の内容 7・8：物権変動(1) 9・10：物権変動(2) 11・12：法律行為の無効・取消と第三者保護 13・14：時効(1) 15・16：時効(2) 17・18：代理(1) 19・20：代理(2) 21・22：代理(3) 23・24：行為能力と法定代理 25・26：まとめと補充</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
大村敦志『基本民法 I』（有斐閣） 潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣）		学期末試験	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	民法 I / 民法 I	担当者	遠藤 研一郎
99～02 律/国	民法 I / 民法 I		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【春学期週 2 コマ開講】</p> <p>本講義は、(1)「民法総則」および「物権(担保物権を除く)」に関する諸制度,各条文の理解を深めるとともに、(2)民法の導入科目として、民法の全体像をも理解させることを目的とする。</p> <p>授業は、以下のとおり、およそ 3 段階に分けて段階的に進める予定である(ただし、②および③は、組み合わせて実施する)。</p> <p>①第 1 段階(導入)・・・民法の全体構造・基本原理の理解</p> <p>②第 2 段階(基礎)・・・民法「総則」・「物権(担保物権を除く)」の諸制度・各条文の趣旨・要件・効果の基礎的理解</p> <p>③第 3 段階(展開)・・・「民法総則」「物権(担保物権を除く)」に関する基本的論点の検討</p>		<p>1. ガイダンス</p> <p>2. ～ 4. 民法導入</p> <p>5. ～ 6. 自然人, 物</p> <p>7. ～10. 法律行為総説, 無効・取消, 意思表示</p> <p>11. ～13. 代理</p> <p>14. 法人</p> <p>15. ～18. 時効, 占有権</p> <p>19. ～22. 物権の基礎概念, 物権変動</p> <p>23. ～24. 所有権, 用益物権</p> <p>25. ～26. まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講(ガイダンス)時に指示する。基本的に、毎回プリントを配布する予定。		期末試験を原則とするが、加点対象・任意提出のレポートを受付ける(詳細は、開講時に説明)。	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	民事執行・保全法／*****	担当者	小川 健
99～02 律/国	民法Ⅱ／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民事執行は法律関係の最終的な実現手段として用意されている制度である。</p> <p>判決手続等で権利その他の法律関係が確定されたというだけでは、義務を負うものが自らこれを履行しないかぎり、判決（書）はただの紙切れでしかない。</p> <p>執行手続は、このように債務者による任意の履行が行われない場合に備えて、国家が実力をもってこの観念的な存在に過ぎない「権利」を現実の世界で実現するための手続を定めたものである。</p> <p>もっとも、権利を実現しようとした時に目的物や相手方の財産がなくなってしまうと、その実現そのものが不可能となってしまう。いかに権利の強制的な実現手段を用意しようとしても役に立たない。したがって、その実現の事前確保の方法が考えられなければならない。また、実際に執行が必要な場合には相手方が支払能力を失っていることも多いことから、債務者に関わる債権債務関係全体の執行を一括して行おうとする倒産法制との関係も考えておく必要がある。さらに日本の裁判所だけではなく、外国の裁判所その他の「法律関係の確定機構」により「確定」された内容を我が国の裁判所としてどのように評価するのかという問題も考える必要がある。</p> <p>本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。</p>		<p>I 民事執行総論</p> <p>1 法とは何か（国家法と法の実現）</p> <p>2 民事執行手続の概要、法典の構造</p> <p>II 手続の開始</p> <p>3 債務名義（債務名義の意義と種類）1</p> <p>4 債務名義（債務名義の意義と種類）2-</p> <p>5 民事執行の手続原則、執行文制度</p> <p>III 執行の方法</p> <p>6 金銭債権に基づく執行（執行対象による相違と差押）</p> <p>7 強制管理、船舶執行、動産執行</p> <p>8 配当要求、換価、売却、関連する権利関係</p> <p>9 引渡命令、配当と配当異議</p> <p>10 債権執行（差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令）</p> <p>11 その他の財産権に対する執行、非金銭執行（明渡、引渡、代替執行、間接強制）、担保権の実行</p> <p>IV 執行に関わる紛争</p> <p>12 各種の不服申立方法</p> <p>V 保全手続</p> <p>なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。 試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>参考書：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005 成文堂）中野 貞一郎・編「民事執行・保全法概説」3版（有斐閣双書版（2006））。</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う</p>	

03～07 律/国	民法Ⅱ／民法Ⅱ	担当者	遠藤 研一郎
99～02 律/国	民法Ⅱ／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>担保物権に関する諸制度、各条文の理解を深めることを目的とする。授業は、以下のとおり、およそ2段階に分けて実施する予定である（ただし、基礎→応用と進むのではなく、適宜、組み合わせる）。</p> <p>① 第1段階(基礎)・・・担保法の諸制度・各条文の趣旨・要件・効果の基礎的理解</p> <p>② 第2段階(展開)・・・基礎的知識を前提とした、担保法上の諸問題に関する検討</p>		<p>① ガイダンス、基礎(1) 担保法とは</p> <p>② 基礎(2) 留置権</p> <p>③ 展開(1) 留置権に関する解釈論上の諸問題</p> <p>④ 基礎(3) 先取特権</p> <p>⑤ 展開(2) 先取特権に関する解釈論上の諸問題</p> <p>⑥ 基礎(4) 質権①</p> <p>⑦ 基礎(5) 質権②</p> <p>⑧ 基礎(6) 抵当権①</p> <p>⑨ 基礎(7) 抵当権②</p> <p>⑩ 基礎(8) 抵当権③</p> <p>⑪ 展開(3) 抵当権に関する解釈論上の諸問題①</p> <p>⑫ 展開(4) 抵当権に関する解釈論上の諸問題②</p> <p>⑬ 基礎(9) 譲渡担保</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>開講（ガイダンス）時に指示する。基本的に、毎回プリントを配布する予定。</p>		<p>期末試験を原則とするが、加点対象・任意提出のレポートを受付ける（詳細は、開講時に説明）。</p>	

03～07 律/国	民法Ⅲ/民法Ⅲ	担当者	亀岡 倫史
99～02 律/国	民法Ⅲ/民法Ⅱ-1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、債権の目的、債権の効力、多数当事者の債権債務関係、債権譲渡、債権の消滅など、民法典第三編債権第一章総則（債権総論といわれる部分）に規定されている各種法制度についての基本（条文、基本概念、各種法制度の仕組みなど）を学ぶ。</p> <p><講義の進め方></p> <p>講義に際しては、①なぜそのようなルールや制度が設けられているのか（制度趣旨）、②いかなる要件のもとにいかなる解決が図られているか（要件・効果）などの基本事項について、具体的な事例にそくして解説する。</p> <p>講義は、基本的には指定したテキストにそって行う。但し、順序の入れかえや内容の取捨選択等がありうることを留保しておく。</p> <p><履修者への要望></p> <p>法律学の議論の出発点は、法律の条文である。毎回、必ず六法を持参し、条文を参照しながら講義を聴いてもらいたい。また、法律の学習には積み重ねが必要である。授業には毎回必ず出席するよう推奨する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス・債権法序説 2. 債権の目的 3. 債権の効力・強制履行 4. 債務不履行(1)－要件 5. 債務不履行(2)－効果 6. 弁済による債権の消滅(1) －弁済の提供と受領遅滞など 7. 弁済による債権の消滅(2) －第三者弁済・弁済による代位・債権の準占有者に対する弁済など 8. 債権者代位権 9. 詐害行為取消権 10. 多数当事者の債権・債務 －とりわけ連帯債務、保証債務 11. 債権譲渡 12. 債務引受・契約上の地位の譲渡 13. 相殺その他債権消滅原因 <p>※以上は、一応の予定である。内容変更や順序の入れかえ等があり得ることに留意されたい。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
渡辺達徳・野澤正充『債権総論』（弘文堂、2007年）。但し、変更もありうるので初回の授業で確認すること。その他の参考文献については授業中に適宜指摘する。		試験により評価する。試験の実施方法・評価基準などについては、授業中に適宜説明する。	

03～07 律/国	法律学特講（不法行為法の重要問題）／*****	担当者	亀岡 倫史
99～02 律/国	民法Ⅲ/民法Ⅱ-1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、不法行為法についてひととおりに学んだことのある（あるいは学びつつある）学生諸君を対象に、さらなるステップアップを図るため、不法行為法についての基礎知識を確認しながら、不法行為法の重要問題について立ち入った検討を行うことを目的とする。</p> <p>授業計画に示したような12のテーマにつき、①基礎知識の確認、②重要判例のチェック、③事例形式の設問の検討などを行う。この授業は、受講生諸君の予習を前提に、質疑応答による双方向授業（ソクラテスメソッド）で行いたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 本講義への導入 －不法行為制度とはどのような制度か －ガイダンス（授業のすすめ方など） 2. 権利侵害 3. 故意・過失 4. 因果関係 5. 損害 6. 損害賠償請求権の主体 7. 損害賠償請求権に対する抗弁(1) 8. 損害賠償請求権に対する抗弁(2) 9. 使用者の責任・注文者の責任 10. 物による権利侵害 －工作物責任・動物占有者の責任・製造物責任など 11. 共同不法行為・競合的不法行為 12. 差止請求と損害賠償 13. 予備日 <p>※以上は、一応の予定である。内容変更や順序の入れかえ等があり得ることに留意されたい。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：潮見佳男『基本講義・債権各論Ⅱ・不法行為法』（新世社、2006年）。なお、参考文献として、窪田充見『不法行為法－民法を学ぶ』（有斐閣、2007年）を勧めておく。		授業への出席度、予習を前提とした討論への参加度、その他により成績評価を行う予定である。詳細については、初回の授業で説明する。	

03～07 律/国	****/比較私法	担当者	亀岡 倫史
99～02 律/国	民法Ⅳ/民法Ⅱ－2		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 講義目的 本講義では、ドイツ民法について学ぶことにより、わが国の法制度の成り立ちを再考し、その基本的な枠組みや解釈論を相対化する視点を養う。</p> <p>2 講義内容 ドイツ民法典の起草過程における議論、ドイツ民法典成立後現在に至るまでのドイツ民法の史的展開をフォローする。その際、近時のドイツ民法の動向、とりわけ 2001 年の債権法大改正、消費者保護思想の浸透、EU 法の影響の増大などにも言及する。ドイツ法と比較することによりわが国の法制度、とりわけ民法について比較法的な視点から学んでいくことにしよう。</p> <p>3 ヨーロッパ法という視点 いまドイツ民法について学ぶ際には、とりわけ債権法（契約法）の領域においては、ドイツ国内法のみならず、①UNIDORIT の国際商事法原則、②国連統一動産売買条約（CISG）、③ヨーロッパ契約法原則（PECL）、④消費者保護に関する各種の EU 指令なども視野に入れることが望ましい。本講義では、適宜、これらについても言及する予定である。</p>		<p>1. ドイツ法を学ぶ意義 －民法学におけるドイツ法の影響</p> <p>2. ドイツ私法史 (1) ドイツ近現代史とドイツ基本法 (2) ドイツ民法典成立史 (3) ドイツ民法典成立後から現代までの展開 (4) ドイツ民法典の体系・法技術・基本思想</p> <p>3. ドイツ民法の基本概念 (1)契約 (2)占有・所有権、その他の諸権利 (3)不法行為 (4)家族 (5)相続</p> <p>4. ヨーロッパにおける私法の統一とドイツ法(1) 5. ヨーロッパにおける私法の統一とドイツ法(2) (以上はあくまで予定である。授業計画の若干の変更もありうることを留保しておく)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>毎回、印刷資料（レジュメ等）を配付し、それにもとづいて講義を行う。参考文献等については、授業の中でその都度紹介する。</p>		<p>出席とレポートの提出または試験による成績評価を考えているが、履修登録者数を見て決定したいと考えているので、初回ないし第 2 回目の授業で詳細を説明する。</p>	

03～07 律/国	民法Ⅳ/****	担当者	藤田 貴宏
99～02 律/国	民法Ⅳ/民法Ⅱ－2		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>契約法及び不法行為法の基本的論点について講義します。</p>		<p>1：ガイダンス 2：売買(1) 3：売買(2) 4：売買(3) 5：貸借(1) 6：貸借(2) 7：過失(1) 8：過失(2)、責任能力 9：因果関係、共同不法行為 10：損害賠償、過失相殺 11：使用者責任 12：工作物責任 13：まとめと補充</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>大村敦志『基本民法Ⅱ』（有斐閣） 潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣）</p>		<p>学期末試験</p>	

03～07 律/国	民法V／*****	担当者	大杉 麻美
99～02 律/国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>家族法は、民法第4編、第5編に規定される、親族法・相続法を総称するものである。家族法は、家族の間で発生する様々なトラブルに対応するためのルールについて規定されているが、その内容は実に多岐にわたる。家族と一口にいっても、様々な形があり、家族を定義することは困難であると同様に、家族のトラブルを、法律を適用しただけで、解決できたと思うのは早計である。</p> <p>家族法を学ぶ者は、わが国の歴史、文化、社会の多岐にわたる興味を持っているのは当然であるが、それに加えて、家族の心理面に関しても興味を持つことが大切である。</p> <p>本講義では、家族のルールを広く学ぶとともに、家族が抱える実際のトラブルを考察することにより、わが国の家族法が将来どのようにあるべきかについて学んでみたい。</p> <p>本講義を受講する学生は、広く法律の知識を学ぶと同時に、家族がかかえる様々な問題について、考えてもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに—家族法の仕組み— 2. 婚姻の成立と効果 3. 夫婦の財産関係 4. 離婚の成立と効果 5. 離婚時の財産分与と内縁・婚約 6. 親子関係の成立—人工生殖— 7. 親権と養子縁組 8. 相続人と相続財産の範囲 9. 遺産共有 10. 遺産分割 11. 相続の承認と放棄 12. 遺言と遺贈 13. 遺留分減殺請求 	
テキスト、参考文献		評価方法	
常岡史子編「はじめての家族法」(成文堂)		定期試験のみ。	

03～07 律/国	*****／*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	会社法/会社法	担当者	明田川 昌幸
99～02 律/国	商法Ⅱ/商法Ⅱ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的 会社、特に株式会社に対する法規制および裁判例の理解。</p> <p>講義概要 株式会社の設立、株式、株主総会、取締役会、代表取締役、監査役等、株式会社を中心に、会社法による法規制と会社に関する裁判例の解説を行う。</p>		<p>【秋学期週2回開講】</p> <p>1・2 会社法総論・株式会社総説 3・4 株式会社の機関 5・6 株主総会 7・8 取締役 9・10 取締役会、代表取締役 11・12 監査役、会計監査人、委員会設置会社 13・14 役員等の責任、株主代表訴訟 15・16 株式会社の設立 発起人、定款、出資 17・18 株式会社の設立 機関、調査、設立無効 19・20 株式 株主の権利・義務、株式の種類、株券、株式の譲渡、株主名簿 21・22 株式 自己株式と株式の相互保有、株式の分割・併合・消却 23・24 募集株式の発行、社債、新株予約権 25・26 会社の計算、会社の組織再編</p> <p>(概ね上記の順番に従って講義を進めていく予定であるが、採用するテキストや講義の進行状況等により、各項目の内容や順番に若干のずれが生じることがある)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>六法。 テキストについては、追って指示する。</p>		<p>期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。</p>	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	会社法/会社法	担当者	梅田 武敏
99～02 律/国	商法Ⅱ/商法Ⅱ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 平成17年6月の商法改正により、我が国に新しく「会社法」という独立・固有の法典が制定されました。ところが、この新会社法は、かなり複雑で理解に困難を伴います。本講義は、こうした難解な会社法を平明に講義し、受講生の皆さんが社会人になった後に利用できる程度のレベルへ皆さんが到達できるようにすることを目的とする予定であります。</p> <p>〔講義概要〕 会社法は、市販の参考書による「独学」には不向きな学問です。しかし、手続き的な部分が多いので、複雑といわれる基礎的部分を十分に理解すれば、あとは簡単です。 本講義は秋学期週2回開講ですので、真面目に勉強すれば、半期で会社法をマスターすることができると思われま。前半は、会社の機関に関する部分について講義し、後半は、会社を創るにはどうすればよいか、といった会社の設立に関する部分についての講義をする予定です。 尚、六法を持参して受講されることを希望します。</p>		<p>〔秋学期週2回開講〕</p> <p>1 近代社会と会社の歴史、会社の経済的機能 2 各種会社と株式会社 3 商法典と会社法典 4 会社法が定める株式会社の機関設計の概要 5～7 会社の機関—株主総会 8～10 会社の機関—取締役と代表取締役 11 会社の機関—取締役会 12 取締役の責任 13、14 会社の機関—監査役と監査役会 15 会社の機関—会計参与 16、17 会社の機関と委員会設置会社 18 会社の機関—執行役と代表執行役 19 公開会社と非公開会社 20 親子会社関係における機関の兼任問題 21 会社設立の二形態 22～24 設立をめぐる諸問題（含変態設立事項） 25 会社の設立無効と会社の不存在 26 各種株式と株主の権利</p> <p>予定は以上ですが、講義の都合で若干変更する場合があります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
梅田が作成したプリントを配布します。		期末テスト、小テスト、による。	

03～07 律/国	手形・小切手法／*****	担当者	潘 阿憲
99～02 律/国	商法Ⅲ／商法Ⅰ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>手形・小切手の法律関係は非常に複雑である。その原因としては、手形・小切手が転々流通するものであるため、多数の関係者が存在すること、また、手形・小切手自体の法律関係と、手形・小切手の振出不いし裏書の原因となる法律関係が重なっていることなどが考えられる。</p> <p>本講義では、このような手形・小切手をめぐる法律関係をなるべく平易・明快で解明して行くように心がける。ただ、手形・小切手は非常に技術制の強い制度であることから、その法律関係を完全に理解するためには、かなりの努力が必要である。したがって、授業前のある程度予習しておくことが望ましい</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 手形・小切手の属性 2 約束手形・総論 3 約束手形・手形行為① 4 約束手形・手形行為② 5 約束手形・手形行為③ 6 約束手形・他人による手形行為① 7 約束手形・他人による手形行為② 8 約束手形・手形の変造・偽造① 9 約束手形・手形の変造・偽造② 10 約束手形・譲渡裏書① 11 約束手形・譲渡裏書② 12 約束手形・譲渡裏書③ 13 約束手形・特殊の裏書① 14 約束手形・特殊の裏書② 	
テキスト、参考文献		評価方法	
上柳克郎＝北沢正啓＝鴻常夫編 手形法・小切手法（新版） 有斐閣双書		筆記試験の成績による	

03～07 律/国	法律学特講（企業法）／*****	担当者	潘 阿憲
99～02 律/国	商法Ⅲ／商法Ⅰ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>手形・小切手の法律関係は非常に複雑である。その原因としては、手形・小切手が転々流通するものであるため、多数の関係者が存在すること、また、手形・小切手自体の法律関係と、手形・小切手の振出不いし裏書の原因となる法律関係が重なっていることなどが考えられる。</p> <p>本講義では、このような手形・小切手をめぐる法律関係をなるべく平易・明快で解明して行くように心がける。ただ、手形・小切手は非常に技術制の強い制度であることから、その法律関係を完全に理解するためには、かなりの努力が必要である。したがって、授業前のある程度予習しておくことが望ましい</p>		<ol style="list-style-type: none"> 15 約束手形・手形抗弁 16 約束手形・支払呈示 17 約束手形・支払 18 約束手形・遡求① 19 約束手形・遡求② 20 約束手形・手形保証 21 約束手形・公示催告・除権判決 22 約束手形・白地手形① 23 約束手形・白地手形② 24 為替手形・振出と裏書 25 為替手形・引受と支払 26 為替手形・手形保証 27 小切手・振出と流通① 28 小切手・振出と流通② 	
テキスト、参考文献		評価方法	
上柳克郎＝北沢正啓＝鴻常夫編 手形法・小切手法（新版） 有斐閣双書		筆記試験の成績による	

03～07 律/国	商法総則・商行為/商法総則・商行為	担当者	梅田 武敏
99～02 律/国	商法 I /*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 我が商法典は、商人間の取引（双務的商行為）、及び、商人と非商人間の取引（一方的商行為）、この両者に商法を適用する原理を採用しています。したがって、私達が日常経験する殆どの取引は、商法が適用される取引です。非商人間で行われる取引は稀です。日常生活上の取引の殆どが商法の対象であるといえます（自らが朝～夜寝るまでの間に行った取引を考えてみて下さい。相手は必ず商人であったと思います）。この意味において、商法を理解することは重要な課題です。</p> <p>しかし、商法は難解であるとの誤解があつて、履修が敬遠される傾向にあります。本講義は、日常生活にとって不可欠な商法を分かりやすく平易に講義することを目的とします。</p> <p>〔講義概要〕 上記の目的を常時忘れることなく、商法とは何か、私法の中で商法はどのような位置を占めるのか、を講義する予定でおります。具体的な例に基づいて行う予定です。そして、商法が適用される行為（商行為）は、如何なる基準において決定されるのか、といったことも明らかにします。</p>		<p>① 商法総則の意義 ② 商法とは ③ 商法概念の検討—その1 ④ 商法概念の検討—その2 ⑤ 商法典の制定 ⑥ フランス商法典、ドイツ商法典、日本商法典 ⑦ 会社法制定の商法への影響 ⑧ 商法の法源 ⑨ 商法の指導理念—従来の考え方 ⑩ 商法の指導理念—その再検討 ⑪ 商人とは ⑫ 商行為概念とその内容 ⑬ 非商人の生活と商法</p> <p>以上の予定ですが、講義の都合で若干変更する場合があります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：梅田武敏『商法総則・商行為法』[新版] 信山社出版</p>		<p>期末試験テスト、小テスト、による。</p>	

03～07 律/国	法律学特講（商行為）/*****	担当者	梅田 武敏
99～02 律/国	商法 I /*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 我が商法典の原理は、商行為法主義と商人法主義、両者の折衷主義に基づいて構成されています。商人の行為に商法が適用されるのではなく、「商行為」という特殊な行為が行われたときに、商法が適用される原理です。即ち、絶対的商行為、営業的商行為、付属的商行為、このいずれかに該当する商行為が行われたとき、商法が適用されることとなります。行為者が商人であるか否かは問題ではありません。非商人であっても、いずれかの「商行為」を行えば商法により規律され、商人であっても「商行為」をしなければ商法により規律されることはありません。本講義の目的は、この商行為概念を理解してもらうことにあります。</p> <p>〔講義概要〕 上記我が商法典の構造は、どのような歴史的経緯により形成されたのかを明らかにしながら、商行為概念を平明に講義する予定です。そして、商法が適用される行為の態様を具体的に理解できるようにする予定です。</p> <p>本講義は、内容的には商法総則の後編ともいふべき部分ですので、可能ならば、春学期開講の、「商法総則・商行為」を履修したうえでの履修を希望します。</p>		<p>① 商行為法の目的 ② 商法典と商行為概念 ③ 商法の適用と商行為 ④ 商法典と民法典—相違点1 ⑤ 商法典と民法典—相違点2 ⑥ 商法典と民法典—相違点3 ⑦ 会社法典と商行為 ⑧ 商人と非商人間の契約 ⑨ 商人間売買の特殊性 ⑩ 交互計算 ⑪ 問屋営業 ⑫ 運送営業 ⑬ 場屋営業</p> <p>以上の予定ですが、講義の都合で若干変更する場合があります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：梅田武敏『商法総則・商行為法』[新版] 信山社出版</p>		<p>期末テスト、小テスト、による。</p>	

03～07 律/国	保険法／*****	担当者	明田川 昌幸
99～02 律/国	商法Ⅳ／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 保険法全体についての総論的理解。 損害保険についての法規制と裁判例の理解。 講義概要 保険法全体についての総論的解説を行い、その後、商法第二編「商行為」第十章「保険」第一節「損害保険」について、裁判例をまじえながら解説を行う。		1 保険の意義・種別 2 保険取引の特色 3 保険監督 4 保険契約に関わる基本概念 5 保険法の法源 6 保険法特有のルール 7 保険代位 8 損害保険契約の一般的内容 9 損害保険契約の特色 10 損害保険契約の成立 11 損害保険関係の変動 12 損害の填補 13 保険担保	
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

03～07 律/国	法律学特講（生命保険）／*****	担当者	明田川 昌幸
99～02 律/国	商法Ⅳ／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 生命保険についての法規制と裁判例の理解。 講義概要 商法第二編「商行為」第十章「保険」第二節「生命保険」について、裁判例をまじえながら解説を行う。		1 生命保険契約の意義・要素 2 生命保険契約の種類、募集 3 生命保険契約の成立過程 4 告知義務 5 保険料の支払 6 保険金受取人の指定 7 保険金受取人の指定変更 8 生命保険契約の解除・解約・終了 9 生命保険契約から生ずる権利の処分 10 保険金の支払 11 傷害保険 12 疾病保険 13 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

03～07 律/国	国際私法 a/国際私法 a	担当者	山田 恒久
99～02 律/国	国際私法/国際私法		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的と講義概要 国際私法とは、涉外的な私法関係（外国的な要素を何らかの形で含んでいる民商法に関連する事実関係）に、適用すべき法を指定する規則のことです。 例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、「物権変動」など予め典型的に分類された法律関係（単位法律関係）ごとに、もっとも密接に関連する事項（連結点）を定め、この事項が存在する国の法が指定されます。 本講義では、この国際私法の基本的な考え方について講義します。		1. 序 国際私法概説 (1) 国際私法の方法 2. (2) 国際私法の法源 3. (3) 国際私法の関連領域 4. 第一編 財産編 第一章 能力 (1) 自然人①権利能力 ②行為能力 5. (2) 法人 6. 第二章 債権法 (1) 契約の実質的成立要件の準拠法 (2) 契約の形式的成立要件の準拠法 (3) 法定債権の成立 (4) 債権債務関係 7. 第三章 物権法 (1) 物権の静態 (2) 物権の動態(その1; 法律行為による物権変動) (3) 物権の動態(その2; 法律行為によらない物権変動)	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		定期試験の成績と、出席の状況、受講の様子を総合的に判断します。	

03～07 律/国	国際私法 b/国際私法 b	担当者	山田 恒久
99～02 律/国	国際私法/国際私法		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的と講義概要 例えば、A国航空会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「不法行為地」と定められていますから、B国民法が指定されることになります。このB国民法を、準拠法（準拠実質法）といいます。 講義では、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認してゆきます。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方の妥当性（制定法の正当性）をも、検討してみたいと思います。主として、民法・商法にかかわる分野ですが、可能な限り、手続きについても扱う予定です。		1. 第二編 身分編 一 属人法概説 2. 第一章 婚姻 (1) 婚姻関係の成立(その1; 実質的成立要件) (2) 婚姻関係の成立(その2; 形式的成立要件) (3) 婚姻の効力(その1; 身分的効力) (4) 婚姻の効力(その2; 財産的効力) 3. (5) 離婚 4. 第二章 親子 (1) 親子関係の成立(その1; 実親子関係の成立) (2) 親子関係の成立(その2; 養親子関係の成立) 5. (3) 親子関係の効力 6. 第三章 相続 (1) 相続の形態 (2) 相続の準拠法 (3) 遺言 7. 第三編 国際私法総論 (1) 反致 (2) 公序	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		定期試験の成績と、出席の状況、受講の様子を総合的に判断します。	

03～07 律/国	国際取引法/国際取引法	担当者	土屋 弘三
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義の目的〕</p> <p>世界経済の一層の緊密化・相互依存度の高まりを反映して、日本企業の貿易、運送、技術、投資等の国際取引は増大してきている。そのように増大する国際取引を可能にしている世界的な枠組みとその法源を理解し、さらに主として貿易取引を取り上げて国際取引契約の締結・履行とそれに関係するリスクを学んでいく。この講義では、</p> <p>① 取引の対象を企業による国際物品売買取引を中心に、国際取引を規律する法とその取引に関わるリスクを学ぶ。</p> <p>② すべての国際取引は最終的には契約書となるが契約の準拠法が英米法となる可能性が高い実態を踏まえ、必要に応じて、国際物品売買契約の主要条項を英米法の観点からも検討する。</p> <p>〔講義の概要〕</p> <p>① 国際取引の現状と世界における日本に位置づけ、取引を支える国際的枠組みを理解する。</p> <p>② 国際取引法の法源と、その法源が具体的取引にどのように関係しているかを学んでいく。</p> <p>③ 国際物品売買契約の取引の開始から終了までの主要な契約条項について、リスク・マネジメントの観点から検討する。</p>		<p>1. 国際取引の形態の概要</p> <p>2. 国際取引の現況と国際的枠組み (WTO, FTA)</p> <p>3. 国際取引法の法源とその適用</p> <p>4. 契約の当事者の様態</p> <p>5. 契約の成立、契約の方式</p> <p>6. 入札と予備的合意</p> <p>7. 引き渡し条件とインコタームズ</p> <p>8. 為替制度、代金の決済、貿易保険</p> <p>9. 保証条件と瑕疵担保責任</p> <p>10. 損害賠償責任とその限定</p> <p>11. 国際取引と国際課税問題</p> <p>12. 通商問題への対応</p> <p>13. 国際的紛争解決手段</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは用いない。講義メモを配布する。</p> <p>参考文献：『国際商取引法』 高桑 昭著 (有斐閣)</p>		<p>2回の平常試験 (20点) と学期末の定期試験 (80点) による。詳細については講義において説明する。</p>	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	刑法総論Ⅰ/刑法総論Ⅰ	担当者	内山 良雄
99～02 律/国	刑法Ⅰ/刑法－1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義と「刑法総論Ⅱ」は、犯罪の成立要件を解明する「犯罪論」と、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」を対象とします。犯罪論の課題は、殺人罪や窃盗罪といった個別の犯罪に特徴的な要素を解明する「刑法各論」と異なり、「すべての犯罪に共通する最大公約数的な要素は何か、犯罪というからには最低限備えていなければならない要素は何か」を明らかにすることにあります。犯罪とは、①構成要件に該当し②違法で③有責な行為と定義されますが、本講義では①と、②の前半を扱います。</p> <p>刑罰は、法的制裁の中で一番厳しいものですから、刑罰を科す前提として犯罪が成立しているか否かという問題は、きわめて重要な意義をもっています。犯罪の成否に関する問題は、刑罰権の発動と直結していますから、場当たりの感情的な議論をするのではダメで、論理的一貫性が強く求められるのです。本講義では、刑法の議論に必要な論理的思考能力を身につけることを目標とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法および刑法学の意義・目的・機能 2. 罪刑法定主義 3. 刑法の理論（犯罪論・刑罰論と学派の争い） 4. 犯罪概念と犯罪論体系 5. 行為論と行為の概念・態様 6. 構成要件の意義と機能 7. 構成要件の要素 8. 因果関係（1） 9. 因果関係（2） 10. 違法性の実質（1） 11. 違法性の実質（2） 12. 正当防衛（1） 13. 正当防衛（2） <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>曾根威彦『刑法総論 [第3版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介します。</p>		<p>定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。</p>	

03～07 律/国	刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ	担当者	内山 良雄
99～02 律/国	刑法Ⅰ/刑法－1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、「刑法総論Ⅰ」を受講した学生（受講していれば、単位の取得は必要ないです）が履修することを前提に、犯罪の成立要件の②の後半と③を扱います。時間に余裕があれば、不作為犯、未遂犯といった犯罪論の残された問題も対象とします。</p> <p>刑罰は最も厳しい法的制裁ですから、犯罪が成立しさえすれば科してよいというのではなく、刑罰の意味・目的からはずれた処罰は慎まなければなりません。そこで、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」での議論が犯罪論の議論に及ぼす影響についても言及する予定です。本講義においても、刑法の議論に求められる論理的思考能力の修得を目標とすること等、基本的なスタンスは、「刑法総論Ⅰ」と変わりません。</p> <p>「刑法総論Ⅰ」の講義を受けていないと、本講義の内容を理解することは到底できません。必ず「刑法総論Ⅰ」を受講してから、本講義に臨んでください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急避難(1) 2. 緊急避難(2) 3. 法令行為・正当業務行為 4. 被害者の承諾 5. 安楽死・尊厳死 6. 責任の概念 7. 責任能力と原因において自由な行為 8. 違法性の意識 9. 故意論 10. 過失論 11. 事実の錯誤(1) 12. 事実の錯誤(2) 13. 違法性の錯誤 <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>曾根威彦『刑法総論 [第3版]』弘文堂 参考書は、必要に応じて紹介します。</p>		<p>定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。</p>	

03～07 律/国	刑法総論Ⅰ/刑法総論Ⅰ	担当者	中空 壽雅
99～02 律/国	刑法Ⅰ/刑法－1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では刑法学の中の特に刑法総論の分野を扱います。刑法総論は、殺人、傷害といった個々の犯罪が共通してもっている性格を明らかにすることで、犯罪と犯罪でない行為を明確に区別しようとするものです。また、一体なぜ刑法はあるのか、刑罰は何のために存在するのかも、何が犯罪かを考えるには重要な問題となります。</p> <p>刑法総論Ⅰは、刑法の全体像をつかむことと、犯罪論のうちの構成要件論から違法性の部分までを学習します。犯罪論のアウトラインをつかむことを目的とします。犯罪論の学習は、刑法総論ⅠとⅡで完成しますので、学習効果を考えると両方を受講することが望ましい。</p> <p>刑法総論は、すべての犯罪に共通する成立要件を素材とするため抽象的な議論になりやすいが、講義では常に事例を想定しながら説明をすすめていくので、六法を持参して必ず出席してください。</p> <p>第1回目の講義で、学習方法や受講上の注意点を説明するので必ず出席すること。</p> <p>なお、授業進度は若干変更することもあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事システム全体図・刑法及び刑罰の目的 2. 罪刑法定主義 3. 犯罪の基本的概念 4. 構成要件該当性－実行行為の客観面 5. 構成要件該当性－実行行為の客観面 6. 構成要件該当性－実行行為の主観面 7. 構成要件該当性－実行行為の主観面 8. 因果関係 9. 違法性の概念 10. 正当防衛（1） 11. 正当防衛（2） 12. 緊急避難 13. 被害者の承諾・その他の違法阻却事由 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：大谷実『刑法総論 第3版』成文堂 参考文献：『刑法判例百選Ⅰ 第6版』有斐閣</p>		基本的には定期試験で評価します。	

03～07 律/国	刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ	担当者	中空 壽雅
99～02 律/国	刑法Ⅰ/刑法－1		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では刑法学の中の特に刑法総論の分野を扱います。刑法総論は、殺人、傷害といった個々の犯罪が共通してもっている性格を明らかにすることで、犯罪と犯罪でない行為を明確に区別しようとするものです。また、一体なぜ刑法はあるのか、刑罰は何のために存在するのかも、何が犯罪かを考えるには重要な問題となります。</p> <p>刑法総論Ⅱでは、犯罪論のうち責任から未遂犯・共犯までを中心的に学習します。犯罪論の学習は、刑法総論ⅠとⅡで完成しますので、学習効果を考えると両方を受講することが望ましいといえます。</p> <p>刑法総論は、すべての犯罪に共通する成立要件を素材とするため抽象的な議論になりやすいが、講義では常に事例を想定しながら説明をすすめていくので、六法を持参して必ず出席してください。</p> <p>第1回目の講義で、学習方法や受講上の注意点を説明するので必ず出席すること。</p> <p>なお、授業進度は若干変更することもあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 責任論の意義・責任の本質 2. 責任能力の意義 3. 違法性の錯誤・期待可能性 4. 未遂犯の処罰根拠・実行の着手 5. 中止犯 6. 不能犯 7. 共犯と正犯 8. 間接正犯 9. 共同正犯をめぐる諸問題 10. 教唆・幫助をめぐる諸問題 11. 共犯と身分 12. 共犯の関連問題 13. 罪数 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：大谷実『刑法総論 第3版』成文堂 参考文献：『刑法判例百選Ⅰ 第6版』有斐閣</p>		基本的には定期試験で評価します。	

03～07 律／国	刑法各論／刑法各論	担当者	中空 壽雅
99～02 律／国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑法総論では、すべての犯罪に共通する性質を学習しましたが、刑法各論では、(1) 犯罪にはどのような種類のものがあるか、(2) それぞれの種類の犯罪は、その処罰対象としてどのような行為までを含んでいるかを学習します。社会に存在する不正な行為すべてに対して刑罰が加えられるわけではありません。刑罰は国家が持つ一番強力な手段ですから、紛争解決の最終手段として使用されます。そのような行為としてどんな行為が考えられているのか、そしてそれは何故かをこの講義では理解してもらうことを目的としています。</p> <p>犯罪として処罰されている行為は、刑法典だけに規定されているのではなく、たとえば道路交通法とか、ふせいアクセス禁止法とか、その他の様々な法律でも規定されています(これを特別刑法といいます)。そのすべてを取り上げることは無理ですから、この講義では刑法典の各則編に規定されている犯罪のうちの特に重要なものを取りあげて学習をします。</p> <p>講義では毎回必ず六法を使用します。ノートと六法は忘れずに持参すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法各論の意義及び体系・解釈方法 2. 殺人罪・同意殺人罪・自殺関与罪 3. 傷害罪・暴行罪 4. 遺棄罪 5. 窃盗罪 6. 強盗罪 7. 詐欺罪 8. 横領罪・背任罪 9. 業務妨害罪と公務執行妨害罪 10. 放火罪 11. 文書偽造罪 12. 偽証罪・犯人隠匿罪 13. 賄賂罪 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：大谷實『刑法各論 第3版』成文堂 参考書は適宜紹介します。</p>		<p>基本的に定期試験で評価します。</p>	

03～07 律／国	*****／*****	担当者	*****
99～02 律／国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	*****／*****	担当者	*****
99～02 律／国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	刑法各論／刑法各論	担当者	松澤 伸
99～02 律／国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑法各論は、刑法典に定められた個別の具体的な犯罪について、その成立要件を分析・検討するものです。そのため、現に裁判所で妥当している法としての判例の役割が非常に大きなものとなります。この講義では、この点を特に重視し、実際の解釈論において、判例の果たしている役割をできるかぎり詳細に分析してゆくことを目標にします。</p> <p>それ以外の点では、基本的に、伝統的なスタイルによる解釈論を中心に講義することになりますが、その場合も、単に学説を羅列して覚えるような学習方法ではなく、問題点の根源までさかのぼって考えられるように配慮したいと思います。罪刑法定主義の支配する刑法の領域では、処罰に走った安直な解釈は許されません。具体的問題における結論の妥当性と厳格解釈の要請の間で揺れ動く微妙な価値衡量のおもしろさを味わってみたいと思います。</p> <p>個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪の順に講義します。刑法各論では、限られた時間内に相当多くの内容をこなさなければなりません。できるだけ噛み砕いた説明をするように心がけますが、授業回数との関係で、他の科目に比して、一回の進捗が速くなり、講義の密度が濃くなることが予想されます。そのため、しっかりとした予習・復習が期待されることとなります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 刑法各論序説 2 殺人罪、自殺関与罪 3 遺棄罪、傷害罪 4 交通事故にまつわる犯罪 5 名誉毀損罪 6 窃盗罪 7 強盗罪 8 詐欺罪 9 その他の財産犯 10 放火罪 11 偽造罪 12 国家的法益に対する犯罪 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
岡野光雄『刑法要説各論』（第四版、2003年、成文堂）を使用します。		授業中に行う中間試験および学年末試験で評価します。比率は、それぞれ50パーセントとします。	

03～07 律/国	刑事政策 a/刑事政策 a	担当者	安部 哲夫
99～02 律/国	刑事政策/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇（被収容者処遇法および更生保護法）や被害者の保護政策（犯罪被害者等基本法）などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義では、こうした動きを題材として、刑事政策のあるべき理念と立案を論じようと思います。</p> <p>犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。</p> <p>「刑事政策 a」では、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心に授業展開したいと思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪と刑事政策の基礎（刑事政策とは何か） 2. 犯罪現象の捉え方（犯罪統計の読み方） 3. 犯罪原因の研究①（素因論から環境論へ） 4. 犯罪原因の研究②（相互作用論から新たな研究） 5. 犯罪被害者の研究（被害者学の発展とその成果） 6. 犯罪被害者の保護のための法整備 7. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要なのか） 8. 犯罪の司法的処理（警察・検察・裁判の流れ） 9. 死刑制度を考える①（死刑存廃と米国の実情） 10. 死刑制度を考える②（日本の問題と死刑代替刑） 11. 財産刑の現状と課題（罰金を中心に） 12. 犯罪者の社会復帰と刑事政策 13. 新たな刑事制裁の可能性（責任と予防） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書として、安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂および『平成 19 年版犯罪白書』をあげておきます。		学期末試験（持込不可）80%、授業中の小レポート20%で評価します。	

03～07 律/国	刑事政策 b/刑事政策 b	担当者	安部 哲夫
99～02 律/国	刑事政策/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策を中心に授業を進めます。とくに、被収容者処遇法（2006年）および更生保護法（2007年）によって、犯罪者処遇が今後どう展開されてゆくことになるのか検討します。</p> <p>犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代刑事政策の課題 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較) 3. 施設内処遇の諸問題①（新たな受刑者処遇法） 4. 施設内処遇の諸問題②（作業、改善処遇） 5. 施設内処遇の諸問題③（高齢、外国人受刑者） 6. 社会内処遇の諸問題（仮釈放、保護観察） 7. 保護処分（少年犯罪と少年司法） 8. 凶悪犯罪・組織犯罪の現状と対策 9. 薬物犯罪の現状と対策 10. 外国人犯罪の現状と対策 11. 触法精神障害の現状と対策 12. 経済犯罪の現状と対策 13. 交通犯罪の現状と対策 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書として、安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂および『平成 19 年版犯罪白書』をあげておきます。		学期末試験（持込不可）80%、授業中の小レポート20%で評価します。	

03～07 律/国	労働法 a/*****	担当者	石井 保雄
99～02 律/国	労働法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人は多様な社会関係なかで生活を送っている。この講義では、そのうちで「労働者」としての生活関係＝雇用をめぐる、どのような法的問題が提起されるのか、またそこでトラブルや紛争の解決のあり方を示したい。なお講義科目名として「労働法」となっているが、実際は労基法などに関する「労働法保護法」「個別的労使関係法」を中心に進める。最近の労働法に関連する立法動向や裁判例の多くは、これに関するものであり、それらを反映して議論も主に保護法についてのものが多いからである。</p> <p>春学期は、労働＝雇用関係、すなわち労働契約の成立・展開・終了について、労基法を始めとする関連立法がいかなる規制を行なっているか、また人が「労働者」として働くにあたって、その労働条件や待遇内容はどのような法的仕組みのなかで決定されるのか、その基本的枠組みを示したいと思う。</p> <p>講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、詳細は、それらを参照。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 「労働法」とは何か？ 2 雇用関係の成立と法による規制＝「契約の自由」とその制限 3 労働の場における男女平等と母性保護 4 職場におけるハラスメント（いじめ・いやがらせ） 5 労働関係の成立－募集・採用内定と試用期間 6 就業規則－使用者による労働条件・職場規律＝ルールの設定・変更－ 7 労働条件の集団的規制と労使自治－労働条件等をめぐる集団的取引＝団体交渉と労働協約 8 同（続き） 9 労働「契約」関係における権利と義務 10 同（続き） 11 人事異動－配置転換と出向 12 雇用＝労働契約関係の終了（1）解雇 13 雇用＝労働契約関係の終了（2）辞職・定年退職 	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田邦重他〔編〕『労働法解体新書〔第2版〕』（法律文化社）（2004） ジュリスト別冊『労働判例百選〔第7版〕』		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を2，3度求め、それも最終評価に際し参考とする。	

03～07 律/国	労働法 b/*****	担当者	石井 保雄
99～02 律/国	労働法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の内容として、秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに働くに際して、その労働条件や待遇の内容について、現行法では、いかなる規制がなされているかについて論じる。</p> <p>具体的には、まず、労働条件の典型である、賃金について、現行法上の規制内容についてふれる。次広い意味での労働時間について、労基法はどのような規制を行ない、とくに短縮と産業構造や働き方の変化に対応しようとしているのかについて検討する。さらに働くなかで「仕事」に関連して負傷したり、病気になることもありえる。そこで職場の安全衛生体制について触れ、さらには不幸にして労働災害が発生したときの事後的救済のありかた、通勤途上の災害、さらには最近関心を呼んでいる過労死・自殺問題なども考察したいと考えている。そして最後に、秋学期のみならず、春学期も含め、労働法講義の締めくくりとして、紛争解決システム、とくに2006年4月から施行される「労働審判制度」について言及したいと考えている。</p> <p>講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、詳細は、それらを参照。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 労働条件・待遇の決定に関する法的仕組みとその相互関係 2 賃金（1）－最低賃金・支払い方法の規制 3 賃金（2）－賞与・退職金 4 昇格・昇進・降格・降職と人事考課 5 労働時間（1）労基法改正・1週40時間1日8時間労働制・規制の弾力化 6 労働時間（2）変形労働時間制 7 労働時間（3）時間外・休日労働、休憩時間そして休日 8 労働時間（4）年次有給休暇 9 職場の安全衛生－労働災害発生の防止 10 労働災害補償制度－労災の事後的処理 11 労働災害における業務上外認定と通勤途上災害 12 過労死と過労自殺 13 労使紛争の解決システム－労働審判制度を中心に－ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田邦重他〔編〕『労働法解体新書〔第2版〕』（法律文化社）（2004） ジュリスト別冊『労働判例百選〔第7版〕』		定期試験の「結果」如何が基本である。ただし2,3回レポートの提出を求め、それも評価に際し参考とする。	

03～07 律/国	社会保障法 a/*****	担当者	小西 啓文
99～02 律/国	社会保障法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期の「社会保障法 a」では、社会保障をめぐる、とりわけ労働者の権利・義務の所在を検討することにする。すなわち、社会保障の現状とその歴史的経緯をまず確認し、社会保障の権利性が争われた最高裁判例の検討を経た上で、主として、医療保険・労災保険・雇用保険の法解釈・法政策学上の論点につき検討する。</p>		<p>1 総論</p> <p>第1回～第2回 社会保障をめぐる状況</p> <p>第3回～第5回 社会保障の権利性—生活保護法、児童扶養手当法等をめぐる最高裁判例を素材に</p> <p>2 労働者と社会保険</p> <p>第6回～第8回 医療保険</p> <p>第9回～第11回 労災保険</p> <p>第12回～第13回 雇用保険</p>	
テキスト		評価方法	
<p>本澤巳代子・新田秀樹編『トピック社会保障法（第2版）』（不磨書房、2007）および労働調査会編『社会保障法令便覧 2008』（労働調査会、2008）</p>		<p>期末試験と小レポートによるが、出席調査を実施する場合には、これも平常点として加算する。</p>	

03～07 律/国	社会保障法 b/*****	担当者	小西 啓文
99～02 律/国	社会保障法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期の「社会保障法 b」では、社会保障をめぐる国民・住民の権利・義務の所在を、とりわけ「要介護性」と「障害」に焦点を当てて検討する。すなわち、いわゆる「福祉国家」の態様とその高齢社会への対応を確認した後、主として、介護保険・年金保険・障害者福祉の法解釈・法政策学上の論点につき検討する。</p>		<p>第1回～第3回 比較福祉国家論</p> <p>第4回～第7回 介護保険</p> <p>第8回～第10回 年金保険—学生無年金障害者事件を素材に</p> <p>第11回～第13回 障害者福祉—障害者自立支援法を中心に</p>	
テキスト		評価方法	
<p>本澤巳代子・新田秀樹編『トピック社会保障法（第2版）』（不磨書房）および労働調査会編『社会保障法令便覧 2008』（労働調査会、2008）</p>		<p>期末試験と小レポートによるが、出席調査を実施する場合には、これも平常点として加算する。</p>	

03～07 律/国	環境法 a/*****	担当者	一之瀬 高博
99～02 律/国	環境法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得る課を考察する。</p> <p>〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 公害・環境問題の性質と法律学の関わり 2 公害・環境法制度の発展過程① 3 公害・環境法制度の発展過程② 4 公害民事賠償の理論と裁判例① 5 公害民事賠償の理論と裁判例② 6 環境問題と国家賠償① 7 環境問題と国家賠償② 8 民事差止めの理論と裁判例① 9 民事差止めの理論と裁判例② 10 環境行政訴訟をめぐる諸問題① 11 環境行政訴訟をめぐる諸問題② 12 被害者救済および紛争処理制度 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣2006年 『環境法判例百選』有斐閣2004年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03～07 律/国	環境法 b/*****	担当者	一之瀬 高博
99～02 律/国	環境法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目標〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。</p> <p>〔講義概要〕 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するとともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 環境権、自然の権利 2 環境基本法・環境基本計画 3 環境保全の法的手法 4 環境影響評価 5 公害・環境規制法① 6 公害・環境規制法② 7 化学物質管理法 8 廃棄物・リサイクル法制① 9 廃棄物・リサイクル法制② 10 自然環境保全① 11 自然環境保全② 12 国際環境法の国内実施 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣2004年 『改訂ベーシック環境六法』第一法規2006年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	経済法 / *****	担当者	山部 俊文
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>①講義概要 はじめに経済法の観念など、経済法総論にあたる部分の解説を行い、次いで、経済法を中心に位置付けられる独占禁止法の解釈を講義を行います。</p> <p>②講義目的 この講義の目的は、市場経済における基本的法制度である独占禁止法の発想・考え方、及びその解釈を理解・修得することにあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 経済法総論・独占禁止法の目的 2 独占禁止法の基本概念 3 独占禁止法の手続の概要 4 不当な取引制限（カルテル）の規制（1） 5 不当な取引制限（カルテル）の規制（2） 6 事業者団体の規制 7 私的独占の規制 8 企業結合の規制 9 不公正な取引方法の規制（1） 10 不公正な取引方法の規制（2） 11 不公正な取引方法の規制（3） 12 不公正な取引方法の規制（4） 13 国際取引の規制等（及び予備） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストに準ずる参考書として、①金井貴嗣ほか『独占禁止法（第2版）』（弘文堂）を掲げておきますが、「経済法」あるいは「独占禁止法」（独禁法）と銘打った本であれば、基本的にどれでもかまいません（例えば、②稗貫俊文ほか『経済法』（有斐閣アルマ）、③泉水文雄ほか『ベーシック経済法』（有斐閣アルマ）、④根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説（第3版）』（有斐閣）など）。また、⑤『独占禁止法審決判例百選（第6版）』も適宜使用します。</p> <p>参考文献については、最初の授業の時に解説を行います。</p>		<p>学期末に筆記試験を実施し、その成績に基づいて評価を行います。</p>	

03～07 律/国	消費者法／*****	担当者	岩重 佳治
99～02 律/国	消費者法／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第三者に主張・展開し、第三者の法的見解を正當に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 知識の多寡にかかわらず、受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期は、消費者法の基礎的な知識の習得にも重点を置き、秋学期への足がかりにしたい。 5 受講には基礎的な法的知識があればよい。消費者問題に関心があればなおさら良いが、関心を持てるかどうか見てみようという人も大いに歓迎する。 6 <u>通年での受講が望ましい。</u>		1 ガイダンス 2 消費者被害救済の法理（1） 3 消費者被害救済の法理（2） 4 消費者契約法（1） 5 消費者契約法（2） 6 敷金をめぐるトラブル 7 英会話教室をめぐるトラブル 8 クレジット契約をめぐるトラブル 9 内容証明郵便の利用の仕方 10 消費者団体訴訟制度 11 消費生活センターの相談現場から 12 予備 13 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		出席率や、日常講義における提出物、筆記試験またはレポートにより総合的に評価する。	

03～07 律/国	法律学特講（消費者法）／*****	担当者	岩重 佳治
99～02 律/国	消費者法／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第三者に主張・展開し、第三者の法的見解を正當に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期で身につけた基礎的な知識を土台に、より実践的内容の講義にしたい。答弁書の作成等も行う予定である。 5 深刻化する多重債務問題についての講義も行う。 6 <u>春学期の講義で身につけた知識が前提になるので、通年での受講が望ましい。</u>		1 保証人被害 2 集団的消費者被害事件（預託商法被害） 3 リース契約をめぐるトラブル 4 訴状を受け取ったときの対処法（総論） 5 訴状を受け取ったときの対処法（答弁書作成） 6 振り込め詐欺の被害 7 クレジット・サラ金被害に関する基礎知識 8 借金整理法（1） 9 借金整理法（2） 10 犯罪被害収益の吐き出し 11 消費生活センターの相談現場から 12 予備 13 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		出席率や、日常講義における提出物、筆記試験またはレポートにより総合的に評価する。	

03～07 律/国	知的財産権法 a/*****	担当者	長塚 真琴
99～02 律/国	知的財産権法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法の主要分野は著作権法と工業所有権法である。この講義では、工業所有権法のうち商標法、意匠法、不正競争防止法を扱う。これらは、特定の者が用いているマーク、ブランド、デザインなどを、他人による模倣から守るための法律である。</p> <p>レジュメとコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。</p> <p>講義には、小型でよいので六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジュメ集に収録する。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：知的財産権法 b の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 知的財産権法の概要 3 不正競争防止法 1—様々な不正競争行為の規制 4 不正競争防止法 2 5 不正競争防止法 3 6 商標法 1—登録を受けたマークの保護 7 商標法 2 8 商標法 3 9 商標法 4 10 意匠法 1—登録を受けた工業デザインの保護 11 意匠法 2 12 意匠法 3 13 質問への回答と復習 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『知的財産権法 a レジュメ集』</p> <p>教科書：伊藤塾(伊藤真監修)『知的財産法 第2版』(弘文堂、2006年) 参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』(有斐閣、2005年)</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	知的財産権法 b/*****	担当者	長塚 真琴
99～02 律/国	知的財産権法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義ではそのうち、工業所有権法の中心をなす特許法を主に扱う。これは、特定の者が他人の模倣を排除して、特定の技術を独占的に実施することを認める法律である。</p> <p>レジュメとコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。</p> <p>講義には、小型でよいので六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジュメ集に収録する。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：知的財産権法 a の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 特許法 1—審査・登録を受けた技術の保護 3 特許法 2 4 特許法 3 5 特許法 4 6 特許法 5 7 特許法 6 8 特許法 7 9 特許法 8 10 特許法 9 11 特許法 10 12 実用新案法—無審査で登録された技術の保護 13 質問への回答と復習 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『知的財産権法 b レジュメ集』</p> <p>教科書：伊藤塾(伊藤真監修)『知的財産法 第2版』(弘文堂、2006年) 参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』(有斐閣、2005年)</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	民事訴訟法 a/*****	担当者	小川 健
99～02 律/国	民事訴訟法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」（債権や他の権利等）の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。</p> <p>法的関係実現のための手続全体は「広義の民事訴訟」と呼ばれるが、法的関係を実現するにあたって「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の民事訴訟」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律（「法典」）に規定されている。「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」により、なされることから、この手続段階は「判決手続」と呼ばれることもある。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。</p> <p>本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点をみんな考えてみたい。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>		<p>春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。</p> <p>講義項目： 《民事手続の意義》 1 「法」とは何か（国家法と法の実現） 《手続の開始》 2 「訴え」訴えの種類、訴状 《手続の目的》 3 「判決1」請求と判決事項、判決書 4 「判決2」処分権主義 5 「裁判」裁判の種類 6 「判決」と「審理手続」 7 「判決の確定」審級制度 8 「判決の確定」確定の意味 9 「判決の効力1」終局判決 10 「判決の効力2」執行力、既判力、形成力 11 「既判力の作用1」物的限界 12 「既判力の作用2」人的限界 13 「既判力の作用3」限界の拡張</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>現在適当なテキストはないが、参考文献として以下のものを挙げておく：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005成文堂）；中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2版（有斐閣大学双書）¥4,725（税込）</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中にレポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。</p>	

03～07 律/国	民事訴訟法 b/*****	担当者	小川 健
99～02 律/国	民事訴訟法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に基本的な構成要素を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実にも動かしていくために考慮しなければならない実務上重要な事項」を概観する。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする</p>		<p>講義項目： 《手続の変則的な終了》 1 「判決によらない訴訟の終了1」 請求の放棄認諾、和解 2 「判決によらない訴訟の終了2」 訴えの取下 《手続の利用》 3 「訴訟要件1」裁判権、管轄 4 「訴訟要件2」当事者、代理人 5 「訴訟要件3」請求に関連する要件 6 「訴え提起」の効果 《手続の運営》 7 「審理1」判断資料の蒐集（当事者主義と職権主義） 8 「審理2」事実と証拠 《手続の運営機関》 9 「管轄」 10 「裁判機関」構成、公正な機関の確保 《手続の人的変動》 11 「訴訟関係の変動」参加、承継 《特別な手続》 12 「特殊な手続」 13 「外国判決、仲裁判断」</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>春学期と同じ。</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中にレポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。</p>	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	小川 健
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	倒産法/*****	担当者	小川 健
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。</p> <p>確かに、無計画な借入れや支出を繰り返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入れや投資につき資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合も少なくない。他方、倒産の結果一般社会の外にはじき出される者が増えれば、社会は不安定になる。また、倒産者と取引していた人々にとっても、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうならば、取引機会が減少することになる。</p> <p>このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足がある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、残りの債務の負担から解放するという方法を採用し、企業の倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。</p> <p>倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働くなくなった「倒産」という病理状態を円滑な状態に戻す作用を行っているわけである。</p> <p>本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、最近大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。</p>		<p>《倒産法概論》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒産手続とは（倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係） 2 倒産手続の種類、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則 <p>《破産手続》</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立 5 手続開始の効果、他の手続との調整 6 共有関係、双務契約、継続的契約等 7 取戻権、別除権 8 相殺権 9 否認 10 手続に関係する機関（裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委員会） 11 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否 12 配当、廃止、免責、特則（住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生） <p>《破産以外の倒産手続》</p> <ol style="list-style-type: none"> 13 会社更生、民事再生、商法上の手続 <p>なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストを強いて挙げれば、谷口安平ほか編「新現代倒産法入門」（2002 法律文化社現代法双書）¥3,000。倒産関係法登載の携帯六法には、有斐閣ポケット六法と、三省堂デイレリー六法がある。但、いずれも会社更生法は抄録。</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。</p>	

03～07 律/国	刑事訴訟法 a/*****	担当者	滝沢 誠
99～02 律/国	刑事訴訟法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>わが国の法制度においては、実定法である刑法により、犯罪を行った者に刑罰が科せられることが予定されている。しかし、その者に刑罰を科すには、被告人に弁護人の助力を受けながら検察官の立証活動を批判的、挑戦的に吟味できる機会が憲法上保障されている刑事訴訟において、検察官が被告人の犯罪行為を証拠により合理的な疑いを超える程度に立証し、被告人に有罪判決が言い渡されなければならない。この刑事訴訟は、職務質問や所持品検査といった犯罪予防活動、犯罪発生後から被疑者及び証拠を収集し事案の真相を解明するために開始される捜査手続、検察官の公訴提起により検察官が起訴状に記載した公訴事実が果たして証拠によって証明されているかを判断する公判手続、前審の判断に誤りがないかを審査する上訴手続・非常救済手続といった一連の手続からなり、この一連の刑事手続を規律する法律が刑事訴訟法であり、被疑者・被告人の権利保障、実体的真実の発見、日の自由で民主主義的な社会における自由と正義を保障する観点から、一定の原理・原則にしたがって、種々の対立する利害の調整を図ろうとする学問が刑事訴訟法学である。</p> <p>そこで、本講義では、上記の一連の刑事手続の流れに従って、それぞれの手続に流れる原理・原則、種々の対立する利害の調整の必要性、個々の法制度の趣旨をふまえたうえで、判例に現れた具体的な事案をとりあげつつ、また、諸外国における法制度と比較しながら、わが国の刑事訴訟における諸問題、とりわけ、捜査手続における諸問題を検討することとする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事訴訟制度の目的、わが国の刑事手続の概要 2. 刑事手続の参加者（裁判所、検察、被疑者・被告人、弁護人、被害者等） 3. 犯罪予防活動（職務質問、所持品検査、自動車検問、自動車内の捜検） 4. 捜査手続の概要、捜査の端緒、任意捜査の原則 5. 任意捜査と強制捜査、おとり捜査、写真撮影 6. 逮捕・勾留、通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕、準現行犯逮捕 7. 別件逮捕・勾留、余罪取調べ、被疑者取調べ 8. 弁護権、被疑者国選弁護制度、接見制限 9. 捜索・押収 10. 捜索・差押許可状による捜索現場にいる第三者の身体体の捜索・所持品の検査 11. 令状によらない捜索・押収 12. 強制採血、強制採尿、通信傍受 13. 捜査の終結、違法な捜査の救済策 (履修者の理解により授業進度は変更することもありうる) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>椎橋隆幸編『プライマリー刑事訴訟法〔第2版〕』（不磨書房、2008） 井上正仁編「別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選」第8版（有斐閣、2005）</p>		論述式試験のみ	

03～07 律/国	刑事訴訟法 b/*****	担当者	滝沢 誠
99～02 律/国	刑事訴訟法/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、春学期の刑事訴訟法 a を履修していることを前提としたうえで、春学期の講義に引き続き、判例に現れた具体的な事案をとりあげつつ、また、諸外国における法制度と比較しながら、わが国の刑事訴訟における諸問題、とりわけ、公判手続における諸問題を検討することとする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国家訴追主義・検察官起訴独占主義、検察官の訴追裁量の規制 2. 公判手続の基本原則・構造、公判手続の概要 3. 予断排除の原則、訴因制度 4. 審判対象、訴因制度、訴因変更 5. 証拠調手続、証拠開示、公判前整理手続 6. 証人尋問、証人保護 7. 証拠法総則、証拠裁判主義、自由心証主義 8. 自白法則、補強法則 9. 伝聞法則 10. 科学的証拠の証拠能力 11. 違法収集証拠の排除法則 12. 公判の裁判、裁判の種類、一事不再理、二重の危険 13. 特別手続、上訴制度、再審制度 (履修者の理解により授業進度は変更することもありうる) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ		春学期と同じ	

03～07 律/国	国際法Ⅰ/国際法Ⅰ	担当者	鈴木 淳一
99～02 律/国	国際法Ⅰ/国際法Ⅰ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的</p> <p>国際社会を国際法の視点から分析するために不可欠である基礎理論の習得を目的とします。</p> <p>講義概要</p> <p>国際社会は、国内社会とは違って身近に感ずることは困難かもしれません。また、世界政府が存在しない状況下で、国際社会に「法」が果たして存在しうるのは疑問に感ずるかもしれません。本講義では、国際法をなるべく身近に感じてもらえるように、多くの事例をあげながら具体的に説明したいと考えています。</p> <p>本講義では、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係、国家承認等を扱います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODakション 2 国際法の意義 3 国際法と国内法 4 国際法の法源 5 条約法 6 国際法の主体 7 国家管轄権 8 外交関係 9 領事関係 10 主権免除 11 国家承認・政府承認 12 国家承継・政府承継 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>松井ほか『国際法（第5版）』（有斐閣）</p> <p>大沼保昭編集代表『国際条約集 2008』（有斐閣）</p>		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価します。	

03～07 律/国	国際法Ⅱ/国際法Ⅱ	担当者	鈴木 淳一
99～02 律/国	国際法Ⅰ/国際法Ⅰ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的</p> <p>国際法Ⅰを受けつつ、領域に関する国際法の基礎的知識の習得を目的とします。</p> <p>講義概要</p> <p>本講義では、領域の問題（国家領域、海洋法、宇宙法、南極を含む）を扱います。</p> <p>国際法の重要性を領土・海洋・宇宙・南極などを例としながら論じたいと思います。この講義を通じて、国際法の空間的広がりを実感して下さい。</p> <p>本講義を受講するにあたっては、国際法Ⅰを履修していることが望ましいのですが、国際法Ⅱだけを履修することも可能です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODakション 2 国家領域 3 領域権原の取得 4 国際運河と国際河川 5 内水・領海 6 国際海峡 7 公海 8 排他的経済水域 9 大陸棚 10 深海底 11 宇宙空間と天体 12 南極大陸 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>松井ほか『国際法（第5版）』（有斐閣）</p> <p>大沼保昭編集代表『国際条約集 2008』（有斐閣）</p>		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価します。	

03～07 律/国	国際法Ⅲ/国際法Ⅲ	担当者	安保 公人
99～02 律/国	国際法Ⅱ/国際法Ⅱ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際法は、国際社会共通のルールである。それは、国家間の利害を調整し、国際社会の安定と発展を図り、また、市民生活や個人を保護する。この国際法Ⅲは、国家が国際法に違反した場合におけるルール、国家間の紛争を平和的に解決するルール、および、武力行使の適法・違法に関するルールを勉学の対象とする。</p> <p>学生は、基本的なルールを習得し、また、国際社会で生じる問題や紛争を国際法に基づき適切に分析・判断できる力を構築する。</p> <p>授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。</p>		<p><u>§ X I 国家責任とは</u></p> <p>① 国際違法行為、国家責任</p> <p>② 責任の解除、実例</p> <p><u>§ X II 紛争を平和的に解決するには</u></p> <p>③ 紛争の平和的解決義務、紛争解決の方法</p> <p>④ 国連安保理事会による解決、国連他機関による解決</p> <p>⑤ 仲裁裁判所・国際司法裁判所による解決</p> <p>⑥ 国際裁判の判例（島の領有権争いなど）</p> <p><u>§ X III 武力行使が許されるのは</u></p> <p>⑦ 武力行使を制限する国際法、現代の違法な武力行使</p> <p>⑧ 国連の集団安全保障としての武力行使</p> <p>⑨ 平和維持活動の武力行使</p> <p>⑩ 自衛権行使としての武力行使</p> <p>⑪ 自国民保護・人道的介入に伴う武力行使</p> <p>⑫ 国際人道法（武力紛争法）が適法とする戦闘行為</p> <p>⑬ まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
松田幹夫編『みぢかな国際法入門』（不磨書房、2004年）『国際条約集』（有斐閣）		全講義範囲から出題する試験で成績を評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、また、好成績も獲得する。	

03～07 律/国	国際人道法/国際人道法	担当者	安保 公人
99～02 律/国	国際法Ⅱ/国際法Ⅱ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21世紀の現代においても、国際社会では戦争・武力衝突がほとんど絶え間なく生起している。こうした状態を法的に規律することなく放置すれば、人道に反する暴力や不必要な破壊が際限なく拡大し、極めて悲惨な結果を人々の上にもたらす。このため、武力紛争において人々の保護を図り、また、戦闘の方法手段等を規制する国際法（国際人道法、武力紛争法、戦争法と呼ばれる）が不可欠と認識され、国際社会は、これを発展させてきた。</p> <p>本講義は、国際人道法の理念と原則を確認するとともに、授業計画に示す基本的ルールについて理解を深めていく。国際人道法は、きわめて重要な国際法であるにもかかわらず、わが国の大学教育ではなかなか取り上げられない経緯があった。本講義は貴重な勉学の機会となる。</p>		<p>① 国際人道法の意義、適用の基礎</p> <p>② ジュネーブ法とハーグ法</p> <p>③ 共通規定、傷者・病者・難船者等の保護</p> <p>④ 捕虜の取扱い</p> <p>⑤ 文民の保護、女性・児童の保護</p> <p>⑥ 文化財の保護、背信行為による殺傷禁止</p> <p>⑦ 戦闘員と非戦闘員の区別、軍事目標と民用物の区別</p> <p>⑧ 比例性規則と予防措置、攻撃禁止対象</p> <p>⑨ 化学兵器・生物兵器の使用禁止、核兵器の問題</p> <p>⑩ 特定通常兵器・対人地雷の使用禁止</p> <p>⑪ 内戦の国際人道法</p> <p>⑫ 海戦法の概要、中立法の意義と現状</p> <p>⑬ 戦争犯罪と処罰、国際刑事裁判所</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		全講義範囲から出題する試験で成績を評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、また、好成績も獲得する。	

03～07 律/国	国際政治学 a/国際政治学 a	担当者	星野 昭吉
99～02 律/国	国際政治学/国際政治学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際政治（世界政治）の現在は著しく日常化し、我々の生存は国際政治の在り方に大きく依存している。我々は、核を中心とする大量破壊兵器問題をはじめ、民族・宗教紛争の激化、南北問題の深化、環境破壊の拡大、人口・食糧・エネルギー問題、人権抑圧問題、エイズ・麻薬問題、などの地球的規模の問題群に直面している。この巨大で、複雑で、流動的で、日常化した国際政治の危機構造の本質、その特徴、変容過程などをグローバルな安全保障、経済、文化、地球環境破壊などの実態や問題を地球環境財という視点から検討していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際政治学の基本的課題ーグローバル政治の構造ー 2 国際政治の構造的変動ー冷戦構造崩壊の意味ー 3 現代国際政治の新しい枠組みー湾岸危機・戦争ー (1) 4 現代国際政治の新しい枠組みー湾岸危機・戦争ー (2) 5 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー (1) 6 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー (2) 7 グローバル政治の形成と意義 8 世界政治と平和財 9 世界政治と安全保障財 10 世界政治と人権保障財 11 世界政治と貧困・不平等・不正義 12 世界政治と環境保全財 13 知識財 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『地球的規模の問題群と地球公共財』同文館（テキスト）		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国	国際政治学 b/国際政治学 b	担当者	星野 昭吉
99～02 律/国	国際政治学/国際政治学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日の我々の生存と日常生活は地球的規模の問題群におおわれているため、巨大で、複雑で、流動的な国際政治（世界政治）の危機構造の本質、特徴、また変革の可能性などの検討が要求されている。そこで、そうした国際政治の現実には理論と密接な相互構成関係を形成しているところから、まず、現実と理論との関連の枠組みを明らかにする。その上で、具体的な世界政治の現実としての秩序、権力、経済、規範、イメージ、科学技術を通して、現実と理論との有機的関連性や相互構成性を検討していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 戦後国際政治の現実の基本的枠組みと理論 2 事例ー戦後の日米関係の展開過程ー (1) 3 事例ー戦後の日米関係の展開過程ー (2) 4 事例ー戦後の日米関係の展開過程ー (3) 5 世界政治における秩序ー (1) 6 世界政治における秩序ー (2) 7 世界政治における権力ー (1) 8 世界政治における権力ー (2) 9 世界政治と世界経済ー (1) 10 世界政治と世界経済ー (2) 11 世界政治における規範 12 世界政治とイメージ 13 世界と科学技術革命 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『世界政治の理論と現実』（アジア大学購部ブックセンター）		試験、レポート、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国	日本政治外交史 a/日本政治外交史 a	担当者	福永 文夫
99～02 律/国	日本政治外交史/日本政治外交史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると見えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。</p> <p>日本政治外交史は隔年で戦前と戦後の政治外交史を講義している。本年は、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつけられたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本の諸政治勢力とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。その際、日本国憲法によって生み出された体制がどのようなものであったか、占領期に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたかを見つめる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに—戦後日本と国際環境— 2. 日米戦争への道 3. 米国の占領政策 (1) —ローズベルト政権 4. 米国の占領政策 (2) —国務省知日派の闘い 5. 米国の占領政策 (3) —ヤルタからポツダムへ 6. 敗戦と占領の開始 7. 政党の復活—戦前と戦後 8. 新憲法の誕生 (1) 9. 新憲法の誕生 (2) 10. 占領改革 11. 戦後日本の出発—政党政治の復活 12. 中道政権の形成と崩壊—改革から復興へ— 13. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
福永文夫『戦後日本の再生—1945～1964 年』丸善		講義中に行う平常試験 (50 点) と年度末の定期試験 (50 点) によって判定する。詳細は講義中に指示する。	

03～07 律/国	日本政治外交史 b/日本政治外交史 b	担当者	福永 文夫
99～02 律/国	日本政治外交史/日本政治外交史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると見えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。</p> <p>日本政治外交史は隔年で戦前と戦後の政治外交史を講義している。本年は、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつけられたかを、サンフランシスコにおける講和・独立から 55 年体制を経て 70 年代に至る日本の政治外交のあり方をたどり、それに日本の諸政治勢力とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに—国際社会と戦後日本— 2. 吉田茂の再登場 3. 講和への胎動 4. 「全面講和論」の展開 5. 講和をめぐる国際関係 6. サンフランシスコ講和 7. 保守勢力の混迷 8. 「55 年体制」の成立—保守合同と社会党の統一 9. 鳩山・岸内閣 10. 60 年安保騒動と政党政治 11. 池田・佐藤政権 12. 混迷の 70 年代 13. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
福永文夫『戦後日本の再生—1945～1964 年』丸善		講義中に行う平常試験 (50 点) と年度末の定期試験 (50 点) によって判定する。詳細は講義中に指示する。	

03～07 律/国	政治学原論 a/政治学原論 a	担当者	杉田 孝夫
99～02 律/国	政治学原論/政治学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>治者と被治者が身分的に切り離されていた近代以前においては、政治学は支配身分たる統治者のための統治の技術であった。しかし治者＝被治者の関係にある民主主義の現代においては、政治学は政治家や行政官にとって必要な教養である以上に市民にとって必須の教養である。よき政治家とよき行政官を生み出しかつ評価するのはわれわれ自身であるからである。政治学は人間が自由にかつ安全に相互に生きていく為のすぐれて実践的な知であり、人間についての徹底したリアリスティックな理解を基礎とする。われわれは生涯を通じて他者と何らかの権力関係を形成しその中で、自由と安全を享受している。その相互了解された関係を形成維持することなしには安全に生きる事すらおぼつかない。その作為性と変更可能性に気付く時、将来の自由と平等と平和のさらなる可能性が開けてくる。政治学原論とはまさにこのような課題を原理論的に問う科目である。</p> <p>以上の事を念頭に置いて、政治学のもっとも基本的な諸概念の検討を通じて政治とは何かを考え政治を見る目を養う。春学期は政治、権力、権威、自由、平等、自由主義、民主主義についての古典的な枠組みと 20 世紀後半以後の新しい認識枠組みについての理解を深める。</p>		<p>I 政治と秩序</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治とは何か ー政治をどう定義するかー 2. 権力と権威(1) 権力の諸形態 3. 権力と権威(2) 構造としての権力 <p>II 個人主義と自由主義</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 自然権と自由 5. 個人主義と自由主義 6. 民主主義と福祉国家 7. 全体主義の経験と二つの自由論 8. 自由と共同性と権力 <p>III 自由と平等</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 自由と平等(1) ロールズの『正義論』 10. 自由と平等(2) リバタリアニズムとコミュニタリアニズム 11. 自由と平等(3) 資源主義と福利主義 12. 民主主義の歴史 13. 民主主義と全体主義 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：川崎修・杉田敦編『現代政治理論』有斐閣,2006. (ISBN 4-641-12269-5) 1,900 円</p>		<p>出席点 30 点 学期末試験による成績 70 点 合計 100 点満点</p>	

03～07 律/国	政治学原論 b/政治学原論 b	担当者	杉田 孝夫
99～02 律/国	政治学原論/政治学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>治者と被治者が身分的に切り離されていた近代以前においては、政治学は支配身分たる統治者のための統治の技術であった。しかし治者＝被治者の関係にある民主主義の現代においては、政治学は政治家や行政官にとって必要な教養である以上に市民にとって必須の教養である。よき政治家とよき行政官を生み出しかつ評価するのはわれわれ自身であるからである。政治学は人間が自由にかつ安全に相互に生きていく為のすぐれて実践的な知であり、人間についての徹底したリアリスティックな理解を基礎とする。われわれは生涯を通じて他者と何らかの権力関係を形成しその中で、自由と安全を享受している。その相互了解された関係を形成維持することなしには安全に生きる事すらおぼつかない。その作為性と変更可能性に気付く時、将来の自由と平等と平和のさらなる可能性が開けてくる。政治学原論とはまさにこのような課題を原理論的に問う科目である。</p> <p>秋学期は、主権、主権国家、国民国家とナショナリズムという古典的な問題群に加え、政治とジェンダー、公共性・市民社会・デモクラシーをめぐる新しい問題状況についての理解を深めるとともに、グローバル化にともなう国際政治と国際関係の変容（それは同時に国内政治の変容を促さずには置かないのだが）について検討する。</p>		<p>I 国民国家と近代</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネーションとナショナリズム 2. ネーションと多文化主義 3. 政治とジェンダー(1) なぜ男性中心の政治だったのか 4. 政治とジェンダー(2)政治における男女平等の前提 <p>II 公共性と市民社会</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.公共性となにか (1) アレント 6.公共性となにか(2) ハバーマス 7.新しい市民社会論とデモクラシー論 8.討議的デモクラシーとラディカル・デモクラシー <p>III 主権国家と国際政治</p> <ol style="list-style-type: none"> 9.主権と主権国家 10.主権国家と国境 11.国際政治と国際関係のモデル 12.グローバル化と主権国家 13.政治空間の多層化と多元化 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：川崎修・杉田敦編『現代政治理論』有斐閣,2006. (ISBN 4-641-12269-5) 1,900 円</p>		<p>出席点 30 点 学期末試験による成績 70 点 合計 100 点満点</p>	

03～07 律/国	地方自治論 a/地方自治論 a	担当者	小口 進一
99～02 律/国	地方自治/地方自治論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1999年地方自治法が改正され、中央集権型政治の象徴であった機関委任事務と通達は廃止され、国は国際社会における国家としての存立にかかる事務および全国的に統一して定めることが望ましい施策と事業を担い、住民に身近な行政は可能な限り自治体にゆだねることになった。これによって、自治体は自治分権型政治への第一歩を歩みだすことになった。</p> <p>けれども自治体は、国と同じく財政の硬直化、政策情報や政治争点情報の未成熟、さらには少子高齢化・国際化・地球環境の保全といった課題への取り組みの遅れにくえ、政策法務、政策財務、政策人事といった新分野への図面を描ききれないまま、その行く手を不透明にしている。</p> <p>春学期は、市民生活に密着した自治体政策の基盤を構成する諸政策について、自治の現場から未来を展望しつつありようを考えてみたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 改正地方自治法と自治体 3. 転換期の岐路に立つ自治体(1) 4. 換期の岐路に立つ自治体(2) 5. かりやすい政策情報の策定と公開 (1) 6. わかりやすい政策情報の策定と公開 (2) 7. 自治体議会と長 8. 政策法務と訴訟法務(1) 9. 政策法務と訴訟法務(2) 10. 政策財務と財政運営(1) 11. 政策財務と財政運営(2) 12. 政策人事と人事管理(1) 13. 政策人事と人事管理(2) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト・参考文献は特に定めないが、講義中に必要に応じて参考文献等は指示する。なお、講義内容を的確に記録し、復習することが寛容である。</p>		<p>講義に沿ったテーマを設定のうえ、レポートにより評価する。詳細については、講義中に指示する。</p>	

03～07 律/国	地方自治論 b/地方自治論 b	担当者	小口 進一
99～02 律/国	地方自治/地方自治論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1999年地方自治法が改正され、中央集権型政治の象徴であった機関委任事務と通達は廃止され、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務および全国的に統一して定めることが望ましい施策と事業を担い、住民に身近な行政は可能な限り自治体にゆだねることになった。これによって、自治体は自治分権型政治への第一歩を歩み出すことになった。</p> <p>けれども自治体は、国と同じく財政の硬直化、政策情報や政治争点情報の未成熟、さらには少子高齢化・国際化・地球環境の保全といった課題への取り組みの遅れに加え、政策法務、政策財務、政策人事といった新分野への図面を描ききれないまま、そのいく手を不透明にしている。</p> <p>秋学期は、自治体の個別事務事業を中心に理論と実務の緊張のなかから、施策の制度設計とその背景を具体的に探ってみよう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ITと個人情報の保護(1) 2. ITと個人情報の保護(2) 3. 安全・安心なまちづくり(1) 4. 安全・安心なまちづくり(2) 5. 地球温暖化防止と環境行政(1) 6. 地球温暖化防止と環境行政(2) 7. 生涯教育と公立図書館(1) 8. 生涯教育と公立図書館(2) 9. 保健医療福祉のネットワーク化(1) 10. 保健医療福祉のネットワーク化(2) 11. 自治体の契約事務事業 12. 改正地方自治法の課題 13. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト・参考文献は特に定めないが、講義中に必要に応じて手参考文献等は指示する。尚、講義内容を的確に記録し、復習することが寛容である。</p>		<p>講義に沿ったテーマを設定の上、レポートにより評価する。詳細については、講義中に指示する。</p>	

03～07 律/国	政治思想史 a/西洋政治思想史 a	担当者	杉田 孝夫
99～02 律/国	政治思想史/西洋政治思想史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治学の言葉や諸概念の多くは、ヨーロッパの歴史の中から生まれた。政治とは何か、そして政治の諸概念はどのようにして生まれ、受け継がれてきたのか、という観点から西洋政治思想史の再構成を試みる。それによって政治学の基本的諸概念の歴史と意味が明らかになる。</p> <p>春学期は、古代、中世、近代（16世紀～17世紀）を対象とする。</p> <p>教科書を読み、講義を聴講するのは受講の最低条件です。講義で取上げる思想家の作品の殆どは文庫本で容易に入手できるので、一冊でも二冊でも直接手に取って読んでほしい。講義の理解が深まるだけでなく、思想史の面白さが分かるはずです。そこには教養とは何かという問いに対する答えが潜んでいます。</p>		<p>I. 政治的なるものの故郷</p> <p>1.プラトン(1)</p> <p>2.プラトン(2)</p> <p>3.アリストテレス(1)</p> <p>4.アリストテレス(2)</p> <p>II. ローマの政治的遺産</p> <p>5.キケロ</p> <p>III. 中世キリスト教の政治思想的遺産</p> <p>6.聖と俗</p> <p>7.アウグスティヌス</p> <p>8.トマス・アクィナス</p> <p>III. 近代の政治的発見あるいは遺産</p> <p>9.マキアヴェッリ：共和国・統治・徳</p> <p>10.ルターとカルヴァン：宗教と政治</p> <p>11.ボダン：主権の絶対性</p> <p>12.ホッブズ：自然権とレヴァイアサン</p> <p>13.ロック：信託の論理</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：佐々木毅・鷲見誠一・杉田敦『西洋政治思想史』北樹出版,1995. ISBN4-89384-475-X, 2,400円</p> <p>参考書：福田歓一『政治学史』東京大学出版会,1985.</p>		<p>出席点：30点</p> <p>学期末試験：70点</p> <p>合計 100点満点</p>	

03～07 律/国	政治思想史 b/西洋政治思想史 b	担当者	杉田 孝夫
99～02 律/国	政治思想史/西洋政治思想史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治学の言葉や諸概念の多くは、ヨーロッパの歴史の中から生まれた。政治とは何か、そして政治の諸概念はどのようにして生まれ、受け継がれてきたのか、という観点から西洋政治思想史の再構成を試みる。それによって政治学の基本的諸概念の歴史と意味が明らかになる。</p> <p>秋学期は、18世紀と19世紀を対象とする。</p> <p>教科書を読み、講義を聴講するのは受講の最低条件です。講義で取上げる作品の殆どは文庫本で容易に入手できるので、一冊でも二冊でも直接手に取って読んでほしい。講義の理解が深まるだけでなく、思想史の面白さが分かるはずです。そこには教養とは何かという問いに対する答えが潜んでいます。</p>		<p>I. 啓蒙と革命 あるいは理性と進歩</p> <p>1.モンテスキュー：権力分立と政体</p> <p>2.ルソー：一般意志と人民主権</p> <p>3.パーク：保守主義の論理</p> <p>4.カント(1)：啓蒙とは何か—自律と人間の尊厳—</p> <p>5.カント(2)：永遠平和のために—共和制と専制—</p> <p>6.フィヒテ(1)：主権国家と封鎖商業国家</p> <p>7.フィヒテ(2)：祖国愛と国民</p> <p>8.ヘーゲル(1)：自由と共同性—家族・市民社会・国家—</p> <p>9.ヘーゲル(2)：国家の構成原理</p> <p>II. 自由とデモクラシー</p> <p>10.マルクス：資本主義と階級社会</p> <p>11.トクヴィル(1)：デモクラシーと多数の専制</p> <p>12.トクヴィル(2)：中央集権化と失われたもの</p> <p>13. J.S.ミル：代議制統治論</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：佐々木毅・鷲見誠一・杉田敦『西洋政治思想史』北樹出版,1995. ISBN4-89384-475-X, 2,400円</p> <p>参考書：福田歓一『政治学史』東京大学出版会,1985.</p>		<p>出席点：30点</p> <p>学期末試験：70点</p> <p>合計 100点満点</p>	

03～07 律/国	行政学 a/行政学 a	担当者	雨宮 昭一
99～02 律/国	行政学/行政学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>受講生が、現在と将来において、社会の需要を観測し、それを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史的構造的、技術的な知見を行政サービスの変化、政府間関係、組織を中心に講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代と行政サービスの範囲 2. 官僚制と大衆民主制 3. 官僚制から公務員制へ 4. アメリカ行政学の展開 5. 日本における行政学 6. 政府体系－中央集権と地方分権 7. 戦後日本の中央－地方関係 8. 分権改革の到達点と残された課題 9. 議院内閣制と省庁制 10. 公務員制度 11. 官僚制論（1） 12. 官僚制論（2） 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2004年（テキスト）		平常のテストないしレポートと期末試験。	

03～07 律/国	行政学 b/行政学 b	担当者	雨宮 昭一
99～02 律/国	行政学/行政学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>受講生が現在と将来において社会の需要を観測しそれを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史的、構造的、技術的な知見を政策形成、政策立案を中心に行政サービスの変化、政府間関係、組織を中心に講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 官僚制組織の行動の仕方 2. 職員の行動様式 3. ストリート・レベルの行政職員 4. 第一線職員と対象集団 5. 官僚制批判の系譜 6. キャリアとノンキャリア 7. 政策形式と政策立案 8. 環境の変化と政策立案（1） 9. 環境の変化と政策立案（2） 10. 日本の中央省庁の意思決定方式 11. 予算と会計 12. 行政活動の能率と行政改革 13. 行政統制と説明責任 	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2001年		平常のテストないしレポートと期末試験。	

03～07 律/国	法律学特講（青少年保護法総論一少年犯罪と少年法）／*****	担当者	安部 哲夫
99～02 律/国	法律学特講 B（青少年保護法総論一少年犯罪と少年法）／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦点の課題としたところである。それはまた、問題を起こした少年を「司法」がどう対応すべきなのか、成人の刑事事件の処理とどう違うべきなのかについても、指針示している。</p> <p>本授業では、近年問題化してきた重大な少年事件を中心に、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。周知のように、少年法（1948年）は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000年の「一部改正」がなされたところである。その後14歳未満の「触法少年」による残虐事件（長崎2003年、佐世保2004年）が発生したことにより、これまで児童福祉の保護のもとにあった「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が進められた（2007年改正）。そして今さらに、少年審判への被害者の傍聴が論じられている。</p> <p>こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。</p> <p>秋学期の授業と併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 少年非行の現状①（わが国の現状と動向） 2. 少年非行の現状②（諸外国の問題状況） 3. 少年非行の原因と非行理論 4. 少年保護の法原理（自己決定と保護主義） 5. 少年保護の歴史（救済政策・感化教育・自立支援） 6. 少年法の誕生と理念（児童の権利条約との関係） 7. 少年非行の発見（少年警察、街頭補導） 8. 少年非行と審判（家庭裁判所・少年鑑別所の役割） 9. 少年非行と矯正（少年院、少年刑務所） 10. 少年非行と保護（保護観察） 11. 少年事件報道と少年法 12. 少年司法の改革（少年法の改正の経緯と展開） 13. まとめ（少年法改正によって何が変わったか） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：守山正ほか『ビギナーズ少年法第2版』成文堂 参考教材：内閣府『平成19年版青少年白書』		学期末レポート60点。授業内レポート20点、出席点を20点とする。	

03～07 律/国	法律学特講（青少年保護法各論一被害者としての青少年）／*****	担当者	安部 哲夫
99～02 律/国	法律学特講 B（青少年保護法各論一被害者としての青少年）／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦点の課題とした。2003年12月に示された「青少年育成施策大綱」においても、すべての国民と、あらゆるレベルでの青少年育成への取組みが示されたところである。</p> <p>春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応の問題について学習した。秋学期では、その少年事件の背景に、往々にして、その少年が「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況におかれていることから、「被害者」としての少年にスポットをあてて授業を進めたい。</p> <p>具体的には、青少年保護に関する法令（少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など）や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。そこでは「青少年の自立と大人社会の責任」を強調する。</p> <p>春学期の授業と併せて履修してほしい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年問題と法概論（少年法と青少年保護法制） 2. 児童虐待とその対策（児童虐待防止法の意義と再編） 3. 子どもの権利擁護をめぐって 4. 体罰事件とその対策（裁判例を読む） 5. 子どもの安全と社会環境 6. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制 7. 青少年の薬物乱用の実態と対策 8. 青少年の性行動と法的対応（自立と保護の狭間で） 9. 有害表現・有害情報と青少年 10. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち 11. 青少年健全育成条例の展開 12. 青少年育成基本法の成立へ向けて 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫『改訂青少年保護法』尚学社 参考教材：内閣府『平成20年版青少年白書』		学期末レポート60点。授業内レポート20点、出席点を20点とする。	

03~07 律/国	法律学特講 (初めての著作権法) /*****	担当者	長塚 真琴
99~02 律/国	法律学特講 B (初めての著作権法) /*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本やCDやパッケージソフトなどの「中身」は、文章や音楽やコンピュータ・プログラムである。これらの「中身」を他人が勝手にコピーしたり、真似したりしたら、著作権法の出番である。</p> <p>この講義は、著作権法の条文を踏まえて、著作権に関する基礎知識を身につけることを目的とする。主に法学部以外の学生を想定した講義である。</p> <p>レジュメ集と新書を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。著作権法の条文はレジュメ集に収録してある。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：情報教員免許取得のためには、「初めて」と「諸問題」の両方を履修する必要がある。</p> <p>○著作権法の概要を簡略にまとめた参考文献として、常岡・小柳編『基本民事法』（成文堂）第13章「知的財産権法」（長塚執筆）がある。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンスと導入 2 著作物 1 3 著作物 2 4 著作者と著作権者 5 著作者人格権 6 著作権 1 7 著作権 2 8 著作権の制限 1 9 著作権の制限 2 10 著作権の譲渡とライセンス 11 著作隣接権 12 著作権の侵害 13 質問への回答と復習 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『初めての著作権法レジュメ集』</p> <p>教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書）</p> <p>参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣）</p>		定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。	

03~07 律/国	法律学特講 (著作権法の諸問題) /*****	担当者	長塚 真琴
99~02 律/国	法律学特講 B (著作権法の諸問題) /*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、著作権法に関する基礎知識を踏まえて、著作物の主要な分野ごとに、実際に起こった紛争を詳しく解説する。受講者として、法学部生3年生以上と、情報教員免許取得を目指す経済学部生を想定している。毎回、次週の予習のための文献が指定され、講義はそれを読んできたことを前提におこなわれる。</p> <p>レジュメ集の他に新書と判例集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。</p> <p>レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。予習文献はレジュメ集に収録されている。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：この講義は応用編である。著作権法を本気で学んでいる学生向けに、今、実際に争点となっている諸問題を、ややマニアックに解説する。</p> <p>最低でも春学期の「初めての著作権法」は履修済みで、著作権法に関する基礎知識があることを前提とする。基礎知識なしでこの講義をいきなり履修しても、単位を取得できない可能性がきわめて高い。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 映画 3 ゲームソフト 4 インターネット 1 (放送等との異同/ファイル共有 1) 5 インターネット 2 (ファイル共有 2) 6 インターネット 3 (掲示板への投稿等) 7 音楽と放送 8 キャラクター 9 デザイン・応用美術 10 編集著作物 11 肖像権・パブリシティ権 12 高校教育と著作権 13 質問への回答と復習 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『著作権法の諸問題レジュメ集』</p> <p>教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書）、大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣）</p>		定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。記述式問題の答えは、法律論としての完成度を重視して採点する。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	法律学特講（経済刑法3） / *****	担当者	松澤 伸
99～02 律/国	法律学特講 B（経済刑法3） / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>経済刑法は、経済活動に関連する違法行為を規制するものである。その領域は多岐に渡るが、本講義では、「企業活動の刑事法的規制」をメインテーマとして、刑法学的手法に限らず、比較法や刑事政策、犯罪学的手法も駆使しつつ、様々な角度から、この問題について検討を加えることとする。</p> <p>具体的には、右の授業計画に従って講義を進めるが、時事的な問題を取りあげることもある。受講に当たっては、経済犯罪に関連するニュースにも、関心を持つように心がけていただきたい。</p> <p>なお、経済刑法も刑法の一領域であるから、刑法総論・刑法各論の知識は必須である。したがって、本講義を履修する前提として、これらの科目を履修済みであるか、少なくとも、同時に履修する必要がある。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 経済刑法と企業犯罪序説 2 企業・法人処罰 3 企業犯罪と保護法益 4 犯罪被害者としての企業 5 金融犯罪 6 証券犯罪 7 独占禁止法と刑事罰 8 営業秘密の刑事法的保護 9 金融実務と詐欺罪・偽造罪 10 企業コンプライアンス・プログラムと刑法理論 11 諸外国における企業犯罪（比較法的視点から） 12 企業犯罪の原因と対策（刑事政策的視点から） 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>早稲田大学 21世紀 COE 編『企業社会の変容と法システムの創造（第5巻）企業と刑事制裁』（日本評論社、2008年公刊予定）を使用する予定である。シラバス執筆時点では未刊であるので、詳細は、1回目の講義の際に指示することにする。</p>		<p>学年末試験および授業中に提出を求めるレポートにより評価する。評価の比率は、それぞれ50パーセントとする。</p>	

03～07 律/国	法律学特講（行政過程論）／*****	担当者	木藤 茂
99～02 律/国	法律学特講 B（行政過程論）／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政過程論」という用語は、近年の行政法の教科書でも時折目にしますが、その位置付けや方法論は論者によって必ずしも一様ではないように思われます。</p> <p>他方、そこには、伝統的な行政法学が基礎としてきた「私人と行政とが対立する二元的図式」の見直しや「行政活動の動態的な分析」の必要性といった、ある程度共通した視点・認識を見出すことはできるでしょう。</p> <p>本講義は、こうした行政過程論の体系的な解説を行うものでも、あるべき政策の姿を模索する公共政策学の講義でもありません。憲法・行政法の知識を基礎に、行政過程における「法」の役割や機能についての理解を深めることを主眼にしています。具体的には、現実の行政過程において「法」がどのように機能しているのかということ、具体的な素材を取り上げつつ、多角的な視点から受講者自身に主体的に考えてもらおうような講義をイメージしています。</p> <p>したがって、憲法・行政法（行政法総論）の講義を履修済で十分な基礎的知識があり、その上で行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。</p> <p>また、上述のような講義の趣旨から、講義時間中に主体的・積極的な参加や受講生同士の議論を求めますので、この点に留意の上で講義に臨んでください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 導入①－憲法・行政法の基礎知識の確認（テスト①） 2. 導入②－憲法・行政法の基礎知識の確認（テスト②） 3. 行政活動と法の交錯（総論） 4. 行政活動と法の交錯の諸局面①（行政立法①） 5. 行政活動と法の交錯の諸局面②（行政立法②） 6. 行政活動と法の交錯の諸局面③（行政計画①） 7. 行政活動と法の交錯の諸局面④（行政計画②） 8. 行政活動と法の交錯の諸局面⑤（行政行為①） 9. 行政活動と法の交錯の諸局面⑥（行政行為②） 10. 行政活動と法の交錯の諸局面⑦（法律の留保①） 11. 行政活動と法の交錯の諸局面⑧（法律の留保②） 12. 行政活動と法の交錯の諸局面⑨（行政と私人①） 13. 行政活動と法の交錯の諸局面⑩（行政と私人②） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは使用しません。</p> <p>予め文献を指定又は資料等を配布します。</p> <p>ただし、小型の六法は、各自毎回持参してください。</p>		<p>出席自体は成績評価の対象ではありませんが、成績評価のための学期末試験の受験又は課題レポート提出のために、ある程度の回数の出席と積極的な参加を要件にすることを考えています。</p>	

03～07 律/国	*****／*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	法学特講（被害者学）／*****	担当者	滝沢 誠
99～02 律／国	法学特講 B（被害者学）／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>伝統的な刑事法学においては、犯罪を行った加害者に刑罰を科すことに主眼がおかれてきたことから、刑事法学が加害者に視点を向けてきた。しかし、1940年代には、犯罪学の領域において、犯罪被害者の年齢、性格、態度や境遇が犯罪の成立に寄与しているとの仮説から、犯罪被害者が犯罪の成立に寄与することもありうるということが明らかになり、被害者学が誕生した。また、1960年代以降には、被害者学は、被疑者・被告人には憲法上の諸権利が保障されているにもかかわらず、犯罪という事件の当事者である犯罪被害者は、法制度においては、人間の尊厳を受けたかたちでその権利、関心や正当な利益について配慮されず、刑事訴訟に参加することで、かえって捜査官、被疑者・被告人、その弁護人から二次的被害を受け、その結果、社会との接点を閉ざしてしまうといった三次的被害を受けることもありうるようになった。そのため、今日では、アメリカ合衆国、ヨーロッパ連合やわが国においては、犯罪被害者保護が法政策の一つとして位置づけられ、法改正により犯罪被害者保護を実現する法制度が創設ないしは改善され犯罪被害者保護が進展しており、さらに一歩踏み込んで、犯罪被害者に憲法上の権利を付与する法制度も現れている。しかし、この性質上、犯罪被害者保護は、冷静な議論を妨げ、憲法上保障された被疑者・被告人の権利を制約させることもやむを得ないとするかのような風潮を生み出しかねないとの懸念も示されている。</p> <p>そこで、本講義では、履修者が既に刑事法入門、刑法総論・各論、刑事訴訟法を学習・履修していること前提としたうえで、被害者学及びわが国の法制度、とりわけ、刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割について概説することとする。なお、本講義は、学問として犯罪被害者について客観的に検討するものであるから、履修者は、どのようにすれば犯罪の被害を回避できるかとか、犯罪被害回復の相談といったことは本講義の直接の目的ではないことに留意されたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害者学とは 2. 被害者学の歴史 3. 被害者学の対象 4. 犯罪被害者となる危険性のあるグループ 5. 犯罪被害後の犯罪被害者の状況 6. 犯罪被害後の犯罪被害者の支援 7. わが国の法制度における犯罪被害者の地位及び役割 8. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 I 9. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 II 10. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 III 11. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 IV 12. 被害者学の展望と課題 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは、特に指定しない。参考文献は、適宜、授業中に紹介する。		試験のみ	

03～07 律／国	*****／*****	担当者	*****
99～02 律／国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	法学特講（裁判法）／*****	担当者	滝沢 誠
99～02 律／国	法学特講 B（裁判法）／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>いわゆる司法制度改革を契機として、今日のわが国の司法制度は大きな変革を伴うことになった。とりわけ、刑事訴訟の領域においては、裁判員制度や公判前整理手続が導入され、また、犯罪被害者保護の進展により、被害者参加制度、損害賠償命令等の法制度が導入された。その一方で、社会の複雑化や国際化の進展により現行法制度の予想しなかった問題が生じ、それらの問題に対処できる法運用のあり方が問われていることから、今後、大きな変革が生じることが予想される刑事司法において、そのような問題が果たして解決できるのか、できるとすればどのように解決できるかを検討することは重要なことであると思われる。そこで、本授業では、いわゆる司法制度全体のうち、刑事訴訟の領域に着目したうえで、今後のわが国の公判手続のあり方を模索することとする。</p> <p>まず、本授業においては、近年の法改正により新たに創設された法制度の一部を概観したうえで、現行の公判手続の基本原則及び構造との関連をふまえて、それらの法制度が公判手続のあり方にどのような影響を与えることになるのかについて検討する。そのうえで、今日のわが国の公判手続において問題とされている点について、それが争われた近年及び過去の重要な判例を素材としながら、履修者が刑事法、とりわけ、公判手続における諸問題を自らの力で解決できる能力を身に付けられるようにすることを目標とする。</p> <p>そのため、本授業では、授業前に、履修者が下記のテキスト及び予め配布した資料を通読する等して各自の意見を形成・表明できることを前提として、担当者及び他の履修者との議論によりながら、上記の目標に到達することを考えている（なお、履修者が既に憲法人権、憲法統治、刑法総論、刑法各論及び刑事訴訟法の授業を履修しているか一通り学習を終えていることが、実質的な履修の前提となろう。）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事公判手続の基本原則・構造 2. 裁判員制度 I（制度趣旨、選任手続） 3. 裁判員制度 II（裁判員の権限及び義務、評議） 4. 公判前整理手続（期日間整理手続）、証拠開示 5. 被害者参加制度 6. 予断排除の原則（起訴状一本主義） 7. 訴因の特定・明示 8. 訴因変更 9. 択一的認定、状況証拠による事実認定 10. 自白法則、補強法則 11. 共犯者の自白 12. 科学的証拠の証拠能力 13. 国際化と刑事司法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>椎橋隆幸編『プライマリー刑事訴訟法〔第2版〕』（不磨書房、2008年）</p> <p>井上正仁編『刑事訴訟法判例百選〔第8版〕』（有斐閣、2005年）</p>		出席・議論のみとする。	

03～07 律／国	*****／*****	担当者	*****
99～02 律／国	*****／*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	法律学特講（借地借家法） / *****	担当者	小柳 春一郎
99～02 律/国	法律学特講B（借地借家法） / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>借地借家法は身近で重要な法律である。東京都では50%近い世帯が借家世帯であり、持家の約10%が借地の上にある。最近でも、定期借地権（平成3年）、定期借家権（平成11年）、終身借家権（平成13年）の創設など議論が多い。本講義の目的は、他の法律との関連にも注意しつつ、借地借家法の規定の意義を明らかにすることである。</p> <p>借家編と借地編に分け、それぞれの講義を行う。借地では、土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上権と賃借権があり、やや複雑であるのに対し、借家は建物の賃貸借という面に絞って検討すれば足りるため、借地借家法の条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。</p> <p>講義に際しては、民法の一般的な法理との関係のみならず権利の実現という面から訴訟・執行との関係についても言及する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 借地及び借家の意義 2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。正当事由制度とは何か。 3 借家権の対抗力 借家人は、借家が売却されたら退去するのか。妨害排除はできるのか。 4 借家人の契約上の権利・義務 借家人の一度の賃料不払で、賃貸人は契約を解除しうるか。 5 借家権の譲渡・転貸 借家が賃貸人の承諾を得て転貸されたときいかなる法律関係が生まれるか。 6 近年の諸問題 定期借家・終身借家は、何を目的にしているか。破産は借家契約にどう影響するか。 7 借地権の意義 借地権にはどのような種類があるか。土地の賃貸借一般とどう異なるか。 8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題 9 定期借地権 3種類の定期借地権の特徴は何か。 10 借地権の対抗力 土地が売却されたとき、借地権はどうなるか。建物はどうか。 11 借地権者の権利・義務 借地権者は、建物増改築できるか。地主の承諾がないとどうなるか。 12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権設定にはどのような法的問題があるか。 13 講義のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
荒木新五『実務借地借家法』（商事法務）		学年末の試験を中心にする。出席も加味する。教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	法曹特講（刑事法4） / *****	担当者	中空 壽雅
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法曹特講（刑事法4）では、刑法総論の重要論点について、基礎から応用に至るまでの知識を確認・体得してもらうことを目的とします。</p> <p>各論点についての基本的な学説状況・重要判例を、テキストをもとにしながら確認し、学説対立の基礎になっている考え方で深くきりこんでいきます。</p> <p>通常の講義のように受動的に参加するのではなく、演習のようなつもりで主体的・積極的に授業に参加することが期待されます。</p> <p>受講生は、刑法総論の単位を取得していることが望ましいですが、各回の予習を十分に行なって参加するのであれば、単位取得をしていない学生の参加も認めます。</p> <p>講義の運営の仕方・予習復習の仕方等については、第1回目の講義時に説明します。受講希望の学生は必ず出席すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 結果帰属と因果関係（1） 2. "（2） 3. 不作為犯（1） 4. "（2） 5. 正当防衛（1） 6. "（2） 7. 被害者の承諾（1） 8. "（2） 9. 故意と錯誤（1） 10. "（2） 11. 未遂犯（1） 12. "（2） 13. 結果帰属と因果関係（3） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
町野朔他『ロースクール刑法総論』信山社		小テストとレポートで評価します。	

03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	法曹特講（民事法3） / *****	担当者	亀岡 倫史
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1 講義目的 本講義は、契約法についてひととおり学んだことのある（あるいは学びつつある）学生諸君を対象に、さらなるステップアップを図るため、契約法の重要問題について詳しく検討することを目的とする。</p> <p>2 講義概要 授業計画に示したような10のテーマのそれぞれにつき、①基礎知識の確認、②重要判例のチェック、③事例形式の問題の検討を行う。その際、受講生諸君の予習を前提に、質疑応答による双方向授業（ソクラテスメソッド）で授業を進めたい（なお、受講生諸君に各回の授業の課題についての報告担当を割り当てることもあり得る）。</p>		<p>1 本講義への導入 －契約法の基礎 －授業のすすめ方、成績評価の方法、参考文献など</p> <p>2 契約の交渉と成立</p> <p>3 錯誤・詐欺・強迫と情報提供義務</p> <p>4 契約自由とその制限－約款論・不当条項規制</p> <p>5 契約と第三者－契約の相対的効力</p> <p>6 同時履行の抗弁</p> <p>7 危険負担</p> <p>8 契約解除の要件・効果</p> <p>9 契約責任と瑕疵担保責任</p> <p>10 賃貸借契約の重要問題</p> <p>11 請負契約の重要問題</p> <p>12 複合契約および多数当事者の契約関係</p> <p>13 予備日 （以上はあくまで予定である。各回のテーマの変更・順序の入れかえなど、授業計画の若干の変更もありうることを留意しておく）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>毎回、印刷資料を配付し、それにもとづいて授業を行う。テキストおよび参考文献については、初回の授業で指示する。</p>		<p>出席とレポートの提出または試験による成績評価を考えているが、履修登録者数をみて決定したいと考えているので、初回ないし第2回目の授業で詳細を説明する。</p>	

03～07 律/国	経済原論 a / ****	担当者	野村 容康
99～02 律/国	経済原論 / ****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済学の目的と方法 2. 家計の行動① 3. 家計の行動② 4. 家計の行動③ 5. 企業の行動① 6. 企業の行動② 7. 企業の行動③ 8. 不完全競争の理論 9. 市場の理論① 10. 市場の理論② 11. 厚生経済学の基本定理 12. 市場の失敗 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて指示する。		原則として定期試験の成績で評価する。	

03～07 律/国	経済原論 b / ****	担当者	野村 容康
99～02 律/国	経済原論 / ****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. マクロ経済学の体系 2. 国民所得の諸概念 3. 消費と貯蓄の理論 4. 投資の理論 5. 国民所得決定の理論 6. 生産物市場の分析 7. 金融市場の分析 8. IS-LM 分析 9. インフレとデフレ 10. 政府債務と財政赤字 11. 経済成長論 12. 開放マクロ経済 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて指示する。		原則として定期試験の成績で評価する。	

03~07 律/国	会計学 a / * * * * *	担当者	内倉 滋
99~02 律/国	会計学 / * * * * *		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>企業会計もまた1つの言語であるとしばしば評されるが、言語を対象とした科学の分野には、その文法を純粹形式的に明らかにしていく「構文論」と、言葉の持つ意味の解明を試みる「意味論」と、社会的制度の中での言葉の用いられ方を研究する「語用論」とがある。本講義は、「簿記原理」という構文論の知識を前提に(それゆえ、少なくとも「簿記原理 a」を修得していることが望ましい)、それに内容的な意味付けを試みていくところの、会計学における「意味論」に相当するものである。その後展開される会計学における「語用論」(=「経営分析論」等の応用・専門学科目)への1つの橋渡しとなるものだ、とも言える。</p> <p>なお授業計画は右に掲げるとおりであるが、おおむね「会計学 a」では、会社の決算書の作成にかかわる諸ルールの概要説明をしていきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 オリエンテーション(本講義の目的等) 2 テキスト第1章 決算書から見える世界(①決算書とは、②会計学の2つの領域) 3 テキスト第2章 会計と決算 その1:複式簿記の基本概念と貸借対照表,損益計算書 4 テキスト第2章 会計と決算 その2:取引の仕訳 5 テキスト第2章 会計と決算 その3:勘定口座への転記 6 テキスト第2章 会計と決算 その4:決算修正 7 テキスト第2章 会計と決算 その5:貸借対照表,損益計算書の中身について 8 テキスト第2章 会計と決算 その5:間接法によるキャッシュフロー計算書 9 テキスト第2章 会計と決算 その6:直接法によるキャッシュフロー計算書 10 テキスト第2章 会計と決算 その7:グループ経営と決算書(連結財務諸表の作成) 11 テキスト第2章 会計と決算 その8:資産,負債定義とリース取引 12 ①テキスト第2章第4節,②テキスト第3章 第1,2節 13 テキスト第3章 第3節:資産評価の基礎 	
テキスト、参考文献		評価方法	
山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイダンス企業会計入門[第2版]』(白桃書房)		評価の中心は期末試験の結果である。その際には、相対評価を基本とし、絶対評価を加味したい。	

03~07 律/国	会計学 b / * * * * *	担当者	内倉 滋
99~02 律/国	会計学 / * * * * *		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「会計学 a」の知識を前提として「会計学 b」では、「会計監査論」,「管理会計論」,「経営分析論」,「税務会計論」といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義していきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 テキスト第3章 決算書のルール その1: 剰余金の額,剰余金の配当 2 テキスト第3章 決算書のルール その2: 会計基準の登場,会計基準の国際的調和 3 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第1節 4 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その1: 総合原価計算 その1 5 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その2: 総合原価計算 その2 6 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その3: 個別原価計算 7 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第4節 標準原価計算 8 テキスト第5章 決算書の信頼性を確かめる[≒会計監査論] 9 テキスト第6章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第2節 CVP分析 10 テキスト第6章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第4節 機会原価概念,差額原価収益分析 11 テキスト第7章 決算書を読んでみよう[≒経営分析論] 12 テキスト第8章 決算書と税金[≒税務会計論] 13 テキスト第8章の特論: 税効果会計 	
テキスト、参考文献		評価方法	
「会計学 a」と同じ。		「会計学 a」と同様。	

03～07 律／国	法政総合講座「地域の現場から」	担当者	雨宮 昭一
99～02 律／国	法政総合講座「地域の現場から」		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講座では、「地域の現場から」をテーマに、実際に地方行政の現場に携わっておられる草加市役所職員の方に。各部・各課の職務の内容、現場が抱えている問題、課題等を率直に語ってもらい、学生自らが地域との関わり、とくに大学が位置する草加市との関わりを理解し、参加していく機会としたい。その際、学生は単に聴講者としてではなく、積極的に自らが参加することのできる、双方向の講義としてかんがえてもらいたい。</p> <p>(※注意) 2006年度春学期に法政総合講座「地域の現場から」を修得済みの場合、2008年度は履修することができません。</p>		<p>1回目は、草加市長による基調講演が予定されている。また、第13回目は「地域から考える、草加から考える」というテーマでシンポジウムを行う予定である。</p> <p>その他、2回目から12回目までの講義の詳細は、学期が始まってから掲示によって連絡する。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
毎回レジュメが配付される予定。		出席とレポート。	

03～07 律／国	法政総合講座「子どもの人権と裁判」	担当者	市川 須美子
99～02 律／国	法政総合講座「子どもの人権と裁判」		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>学校や社会では、さまざまな子どもの人権侵害が起きています。学校では、いじめや体罰、厳しすぎる校則、原級留置きや障害による入学不許可などの不利益的学校教育措置、学校事故などの情報隠しなど、各種の学校教育裁判で、被害者が救済を求めています。また、残虐な少年犯罪が報道されるたびに、厳罰化を求める一部の意見に依拠して、2000年、2006年と少年法が改正されました。他方で、少年事件をめぐる冤罪が多いことも知られています。</p> <p>この講義では、上述のような子どもの人権侵害をめぐる裁判事例を取り上げて分析し、これらの裁判の論点の検討を通じて、子どもの人権侵害の予防・防止法を考察する。いじめ・体罰、校則、学校教育措置、教育情報をめぐる裁判、少年事件裁判の担当弁護士や、可能ならば、事件当事者によるチェーンレクチャーの形式で、臨場感あふれる事例研究を主体にし、それらの講義理解に必要な基礎知識の講義を交えて行う。</p> <p>いじめ・体罰、校則、学校教育措置、教育情報をめぐる裁判、少年事件裁判の担当弁護士や、可能ならば、事件当事者によるチェーンレクチャーの形式で、臨場感あふれる事例研究を主体にし、それらの講義理解に必要な基礎知識の講義を交えて行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育をめぐる子どもの人権裁判の現状 2 いじめ裁判（1） 3 いじめ裁判（2） 4 体罰裁判 5 校則裁判 6 学校教育と信教の自由 7 障害児の学習権 8 教育個人情報保護 9 教育情報公開裁判 10 少年法改正 11 触法少年事件 12 少年凶悪犯罪事件 13 少年冤罪事件 <p>講義テーマは以上の構成を考えていますが、チェーンレクチャーをお願いする担当講師の都合で、順序については変更されることがあります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しません。		講義に関するレポートで評価します。	

03～07 律/国	*****/比較法概論 a	担当者	田島 裕
99～02 律/国	*****/比較法原論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>比較法学は、世界の諸外国の法律を理解することにより、国際平和に資することを目的としている。前半の講義では、いわゆる総論として、第一に、比較法の方法論を論じる。第二に、法系論として、(1) ヨーロッパ法系、(2) 英米法系、(3) フランス法系、(4) イスラム法系、(5) アジア・アフリカ法系、(6) ラテン・アメリカ法系を説明する。第三に、各国別比較法研究の総論として、国際私法の視点からの比較法を説明する。</p>		<p>1 比較法とは何か</p> <p>2 比較法の方法論</p> <p>(1) ヨーロッパ法系</p> <p>(2) 英米法系</p> <p>(3) フランス法系</p> <p>(4) イスラム法系</p> <p>(5) アジア・アフリカ法系</p> <p>(6) ラテン・アメリカ法系</p> <p>3 国際私法の視点から見た比較法</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『比較法の方法』(信山社、1998年)。		定期試験。	

03～07 律/国	*****/比較法概論 b	担当者	田島 裕
99～02 律/国	*****/比較法原論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前半の総論の講義に続き、各論を講義する。最初に、各国別に諸外国の法律を概観する。第二に、法律学の研究領域別になされる比較法研究を紹介する。第三に、いわゆる縦の比較法として、比較法史を概説する。第四に、実用法学のための比較法として、立法、裁判(法律解釈)、企業実務における比較法の役割を検討する。なお、8月から10月10日頃までヨーロッパへ出張するため、10月に帰国後直ちに開講し、数回の補講を行う予定である。</p>		<p>1 各国別比較法研究</p> <p>(1) ヨーロッパ諸国</p> <p>(2) アジア諸国</p> <p>(3) 中近東諸国</p> <p>(4) 北米・中米・南米</p> <p>(5) オセアニア諸国および太平洋諸国</p> <p>(6) アフリカ諸国</p> <p>2 課題別の比較法研究</p> <p>(1) 比較制度論</p> <p>(2) 比較憲法・行政法</p> <p>(3) 比較民法・UCC</p> <p>(4) 比較刑法</p> <p>(5) 比較諸法</p> <p>3 比較法史学</p> <p>(1) ローマ法の形成</p> <p>(2) 中世自然法論</p> <p>(3) 啓蒙主義・合理主義</p> <p>(4) ドイツ観念論</p> <p>(5) 功利主義・歴史法学</p> <p>(6) リアリズム</p> <p>4 実用法学のための比較法</p> <p>(1) 立法のための比較法</p> <p>(2) 法解釈のための比較法</p> <p>(3) 企業実務の比較法</p> <p>(4) 国際法と比較法</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『比較法の方法』(信山社、1998年)。		定期試験。	

03～07 律/国	****/比較政治 a	担当者	津田 由美子
99～02 律/国	****/比較政治		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では欧米先進諸国の政治社会を材料とし、その特性を知ることによって、現代についての理解を深めることを目的とする。日本以外の国が対象となるが、諸外国についての知識をもとに、日本の政治との比較を行い、私たちが生きている世界について考察を進めることが重要である。</p> <p>毎週の授業では、比較政治学の基本的な分析枠組みを構成する諸要素をとりあげ、それを説明する過程で各国の事例を検証する。</p>		<p>若干の変更がありうるが、詳細については初回の授業で説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに ー比較政治学とは 2. 中央政府の統治構造 (1) アメリカ合衆国 3. (2) イギリス 4. (3) フランス 5. 中央地方関係 (1) スイス 6. (2) スペイン 7. 政治の対立軸と政党システム (1) ドイツ 8. (2) イタリア 9. 政治経済体制 (1) オーストリア 10. (2) オランダ 11. 民主主義の多様性 (1) ベルギー 12. (2) デンマーク 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
馬場康雄・平島健司(編)『ヨーロッパ政治ハンドブック』(東京大学出版会)。その他の文献は授業で指示する。		定期試験を中心に、数回提出を求めるコメントカードを加えて評価する。	

03～07 律/国	****/比較政治 b	担当者	津田 由美子
99～02 律/国	****/比較政治		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では欧米先進諸国の政治社会を材料とし、その特性を知ることによって、現代についての理解を深めることを目的とする。日本以外の国が対象となるが、諸外国についての知識をもとに、日本の政治との比較を行い、私たちが生きている世界について考察を進めることが重要である。</p> <p>秋学期はヨーロッパ統合を中心に、現代ヨーロッパの民主主義の課題を多角的に検討する。比較政治 a と併せて受講することが望ましい。</p>		<p>若干の変更がありうるが、詳細については初回の授業で説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ヨーロッパ統合の歴史 (1) 冷戦下のヨーロッパ 2. (2) EU と東方拡大 3. EU の諸機構 (1) 国家主義と超国家主義 4. (2) EU と民主的正統性 4. EU の諸政策 (1) 農業政策 5. (2) 経済・通貨政策 6. (3) 地域政策 7. (4) 文化・教育政策 8. (5) 外交・安全保障政策 9. グローバル社会とヨーロッパ <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉国家の形成と変容 その① (2) 福祉社会の形成と変容 その② (3) ヨーロッパ社会と移民問題 (4) 政治スタイルの変容 13. 現代の民主主義 	
テキスト、参考文献		評価方法	
平島健司『EU は国家を超えられるかー政治統合のゆくえ』(岩波書店)。その他の文献は授業で指示する。		定期試験を中心に、数回提出を求めるコメントカードを加えて評価する。	

03～07 律/国	****/国際組織法-1	担当者	鈴木 淳一
99～02 律/国	****/国際組織法		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 本講義の目的は、国際組織に対する法的視点を習得することを目的とする。		1 イントロダクション 2 国際組織の概念と歴史 3 国際法の基礎知識 4 国際組織の設立と解散 5 国際組織の国際法上の地位 6 国際組織の国内法上の地位 7 国際組織と加盟国 8 国際組織間の連携・協力 9 国際組織と NGO（民間団体） 10 国際公務員 11 国際組織の意思決定 12 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題 13 まとめ	
講義概要 本講義では、国際組織の国際法上の理論的諸問題を取り上げて検討する。 本講義は、受講生が国際法の知識を有することを必ずしも前提とはしていないが、主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通カリキュラムの国際法や法学部の国際法も受講することを奨励する。			
テキスト、参考文献		評価方法	
横田洋三編著『新国際機構論 上』（国際書院）		主として学期末に実施する試験と出席により評価する。	

03～07 律/国	****/国際組織法-2	担当者	鈴木 淳一
99～02 律/国	****/国際組織法		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 本講義は、国際社会で活躍する国際組織の活動について、基礎的な知識を習得することを目的とする。		1 イントロダクション 2 国際組織と国際法 3 紛争の平和的解決に関わる国際組織（1） 4 紛争の平和的解決に関わる国際組織（2） 5 安全保障に関わる国際組織（1） 6 安全保障に関わる国際組織（2） 7 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 8 人権・人道・難民問題に関わる国際組織 9 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 10 開発援助と南北問題に関わる国際組織 11 教育・文化に関わる国際組織 12 国際保健に関わる国際組織 13 まとめ	
講義概要 国際社会には世界政府は存在しない。しかし、多様な国際組織が国家とともに国際社会の共通利益の実現のために重要な役割を担っている。本講義では、国際組織の様々な活動分野を取り上げて、国際組織がそれらの分野で果たしている機能を具体的に説明する。 本講義は多様な国際組織の活動について主に国際法の視点から分析を行うものであるため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法についての簡単なレクチャーを行う。			
テキスト、参考文献		評価方法	
横田洋三編著『新国際機構論 下』（国際書院）		主として学期末に実施する試験と出席により評価する。	

03～07 律/国	****/国際人権法 a	担当者	高佐 智美
99～02 律/国	****/国際人権法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：国際人権法とは何か、その意義及び概要について理解した上で、現在の日本社会における人権問題を認識し、その問題に対して国際人権法を具体的にどう適用していくか、を検討します。</p> <p>概要：授業計画及びホームページ参照 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0060/</p> <p>受講生について：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法 I（人権）の知識は当然あるという前提の下で授業を進めるので、憲法の教科書に予め目を通しておいてください。 2. ハンドアウト（プリント）は HP 内の Syllabus から各自ダウンロードするように（ハンドアウトは授業が始まる前日までにはアップするようにします） 3. 講義の内容は秋期とリンクしていますので、履修者は国際人権法 a、b ともに受講するように。 		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 国際人権法の意義と歴史 3. 国連における人権保障制度 1 4. 国連における人権保障制度 2 5. 条約における人権保障制度 6. 地域的な人権保障制度 1 7. 地域的な人権保障制度 2 8. 国際法と国内法 9. 自由権規約と日本 10. 死刑制度と日本 11. 人種差別撤廃条約と日本(1) 12. 人種差別撤廃条約と日本(2) 13. まとめ～おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：特に指定しない。</p> <p>参考文献：①阿部他『テキストブック国際人権法【第2版】』（2002年、日本評論社）</p> <p>②畑・水上編『国際人権法概論〔第4版〕』（2006年、有信堂）</p>		<p>定期試験、及び小テスト（計 2～3 回実施）の総合点で判断</p>	

03～07 律/国	****/国際人権法 b	担当者	高佐 智美
99～02 律/国	****/国際人権法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：国際人権法とは何か、その意義及び概要について理解した上で、現在の日本社会における人権問題を認識し、その問題に対して国際人権法を具体的にどう適用していくか、を検討します。</p> <p>概要：授業計画及びホームページ参照 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0060/</p> <p>受講生について：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法 I（人権）の知識は当然あるという前提の下で授業を進めるので、憲法の教科書に予め目を通しておいてください。 2. ハンドアウト（プリント）は HP 内の Syllabus から各自ダウンロードするように（ハンドアウトは授業が始まる前日までにはアップするようにします） 3. 講義の内容は秋期とリンクしていますので、履修者は国際人権法 a、b ともに受講するように。 		<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性差別撤廃条約と日本 1 2. 女性差別撤廃条約と日本 2 3. 子どもの権利条約と日本 1 4. 子どもの権利条約と日本 2 5. 刑事手続に関する国際準則と日本 1 6. 刑事手続に関する国際準則と日本 2 7. 刑事手続に関する国際準則と日本 3 8. 日本における外国人の人権 1 9. 日本における外国人の人権 2 10. 日本における外国人の人権 3 11. 日本における外国人の人権 4 12. 日本における外国人の人権 5 13. まとめ～おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：特に指定しない。</p> <p>参考文献：①阿部他『テキストブック国際人権法【第2版】』（2002年、日本評論社）</p> <p>②畑・水上編『国際人権法概論〔第4版〕』（2006年、有信堂）</p>		<p>定期試験、及び小テスト（計 2～3 回実施）の総合点で判断</p>	

03~07 律/国	*****/国際環境法 a	担当者	一之瀬 高博
99~02 律/国	*****/国際環境法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 主に総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の類型、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的手法、国際環境法における諸原則や国際環境保全規範の構造などを検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 環境問題と国際社会 2 国際環境問題の紛争解決手法 3 越境汚染と領域使用の管理責任 4 環境に対する国家の責任の進展① 5 環境に対する国家の責任の進展② 6 環境損害に関する民事責任条約 7 国際環境法の諸原則 8 国際環境保全規範と事前防止 9 事前防止の手続的規則①通報・協議 10 事前防止の手続的規則②影響評価 11 国際環境保全と私法 12 国際環境保全と国内公法 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 『地球環境条約集』第4版、中央法規2003年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03~07 律/国	*****/国際環境法 b	担当者	一之瀬 高博
99~02 律/国	*****/国際環境法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 環境条約の内容、国家実行、国際会議や国際機関の対応、具体的紛争等を素材に、個々の環境問題の類型ごとに国際環境法の構造を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 長距離越境大気汚染、酸性雨 2 地球大気圏・気候変動問題① 3 地球大気圏・気候変動問題② 4 海洋環境の保全① 5 海洋環境の保全② 6 南極の環境保護 7 廃棄物の越境移動 8 化学物質、原子力と環境 9 自然環境の保全 10 生物多様性の保全 11 環境と貿易 12 環境と武力紛争 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 『地球環境条約集』第4版、中央法規2003年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03～07 律/国	****/国際経済法	担当者	宗田 貴行
99～02 律/国	****/国際経済法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 本講義は、卒業後に民間の企業の法務部や営業部で働くことを考えている学生などに対して、WTO 及び各国独占禁止法の知識、とくに現在世界各国でその活用が望まれている独占禁止法にかかる民事訴訟についての知識を重点的に提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要] まず、わが国でどのような行為が WTO や各国独占禁止法に違反するのかについて、図や表などを用いてわかりやすく説明します。また、どのように独占禁止法が執行されるのかについて、とくに国境を越える独禁法違反についてどのように執行されるのか、どのように被害者は救済されるのかについて説明します。各国独占禁止法にかかる民事的救済制度については、海外で収集した資料に基づき、詳しく説明します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際経済法とは 2 WTO (1) 3 WTO (2) 4 WTO (3) 5 アメリカ反トラスト法 6 EC 競争法 7 ドイツ競争制限防止法 8 フランス競争法 9 イギリス競争法 10 アジアの競争法 11 日本の独禁法 (1) 12 日本の独禁法 (2) 13 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、宗田貴行『独禁法民事訴訟』（レクシスネクシス・ジャパン）を指定します。毎回レジュメを配布します。		出席を重視します。出席及びレポートで成績を採点します。	

03～07 律/国	****/国際関係法特講（国際経済法）	担当者	宗田 貴行
99～02 律/国	****/国際経済法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義目的] 今日、世界では独占禁止法違反行為や消費者契約法違反行為など様々な違反行為によって多数の消費者への少額の被害が生じています。多数の消費者へのこういった被害を救済するために、わが国では 2007 年 6 月から消費者契約法に消費者団体訴訟制度が導入されています。また将来は特定商取引法や景品表示法にも、この制度は導入される予定です。この消費者団体訴訟制度は、ドイツに古くからある制度です。そこで、本講義では、ドイツの消費者団体訴訟制度を解説することにより、わが国の消費者団体訴訟制度をしっかりと理解できるようにし、将来的課題も検討します。</p> <p>[講義概要] 拙著及び海外調査での成果を使用して、ドイツにおける団体訴訟制度の新たな展開を詳しく解説します。その上で、わが国の消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度について説明します。内閣府のパンフレットや研究会資料などを用い、パワーポイントで作成した図や表も使って理解を深めます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 独占禁止法における民事的救済制度 2 消費者団体訴訟制度とは 3 差止訴訟法上の消費者団体訴訟制度 4 法律相談法上の消費者団体訴訟制度 5 不正競争防止法上の消費者団体訴訟制度① 6 不正競争防止法上の消費者団体訴訟制度② 7 競争制限防止法上の団体訴訟制度 8 消費者団体訴訟制度の利用状況 9 団体訴訟の理論構成 10 アメリカにおけるクラスアクション・父権訴訟 11 わが国の消費者団体訴訟制度① 12 わが国の消費者団体訴訟制度② 13 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
宗田貴行『団体訴訟の新展開』慶應義塾大学出版会 2006 年。各自必ず購入してください。		出席を重視します。出席状況とレポートで評価します。	

03～07 律/国	****/国際開発協力法	担当者	櫻井 雅夫
99～02 律/国	****/*****		
講義目的, 講義概要		授業計画	
<p>行革推進法の施行で、本年 10 月、国際協力銀行 (JBIC) は解体され、ODA 業務は国際協力機構 (JICA) に併合、OOF (国際金融等) 業務は新設の日本政策金融公庫 (JFC) に移管されます。これにより、開発協力の法と仕組みは大きく変わります。</p> <p>[講義の目的]</p> <p>卒業後に会社の海外事業部門や開発協力に関係する JICA, JFC, JETRO (日本貿易振興会) などや NGOs などと働こうと考えている学生にたいして、国際開発協力にかかわる最低限かつ必須の法律知識を提供することを目的にしています。</p> <p>[講義の概要]</p> <p>単に実務に役立つ知識や「援助評論」を詰め込もうとするものではありません。あくまでも、国際開発協力にかかわる知識を体系的に会得させようとするものです。法的な知識にとどまらず、隣接する分野とくに経済学、国際関係論の知識も習得します。</p> <p>授業では、①毎回ビデオとパワーポイントのスライドを多用し、②海外で収集してきた開発協力プロジェクトの事例をたくさん取り入れるので、理解は進むと思います。</p>		<p>[はじめに]</p> <p>受講にあたっての心構え</p> <p>[総論]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開発と法 2 国際開発協力のフレームワーク <p>[各論]</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 ODA (政府開発援助) (1) - 定義 4 ODA (2) - 政策と法 5 ODA (3) - 贈与と法 6 ODA (4) - 開発借款と法 7 ODA (5) - 一般案件 (海外投融資) と法 8 OOF (その他政府資金協力) (1) - 公的輸出信用と法 9 OOF (2) - 投資金融と法 10 PF (民間資金協力) (1) - 民間輸出信用と法 11 PF (2) - 投資と法 12 NGOs による贈与と法 13 国際機関を通じる協力と法 <p>[まとめ]</p> <p>講義の総括 レポート作成の注意事項</p>	
テキスト, 参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際開発協力法』全訂 2008 年版。入手方法は、第 1 回の授業の時に指示します。		期末試験なし。レポート提出のみ。出席を重視。	

03～07 律/国	****/国際開発協力法	担当者	櫻井 雅夫
99～02 律/国	****/*****		
講義目的, 講義概要		授業計画	
<p>行革推進法の施行で、本年 10 月、国際協力銀行 (JBIC) は解体され、ODA 業務は国際協力機構 (JICA) に併合、OOF (国際金融等) 業務は新設の日本政策金融公庫 (JFC) に移管されます。これにより、開発協力の法と仕組みは大きく変わります。</p> <p>[講義の目的]</p> <p>卒業後に会社の海外事業部門や開発協力に関係する JICA, JFC, JETRO (日本貿易振興会) などや NGOs などと働こうと考えている学生にたいして、国際開発協力にかかわる最低限かつ必須の法律知識を提供することを目的にしています。</p> <p>[講義の概要]</p> <p>単に実務に役立つ知識や「援助評論」を詰め込もうとするものではありません。あくまでも、国際開発協力にかかわる知識を体系的に会得させようとするものです。法的な知識にとどまらず、隣接する分野とくに経済学、国際関係論の知識も習得します。</p> <p>授業では、①毎回ビデオとパワーポイントのスライドを多用し、②海外で収集してきた開発協力プロジェクトの事例をたくさん取り入れるので、理解は進むと思います。</p>		<p>[はじめに]</p> <p>受講にあたっての心構え</p> <p>[総論]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開発と法 2 国際開発協力のフレームワーク <p>[各論]</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 ODA (政府開発援助) (1) - 定義 4 ODA (2) - 政策と法 5 ODA (3) - 贈与と法 6 ODA (4) - 開発借款と法 7 ODA (5) - 一般案件 (海外投融資) と法 8 OOF (その他政府資金協力) (1) - 公的輸出信用と法 9 OOF (2) - 投資金融と法 10 PF (民間資金協力) (1) - 民間輸出信用と法 11 PF (2) - 投資と法 12 NGOs による贈与と法 13 国際機関を通じる協力と法 <p>[まとめ]</p> <p>講義の総括 レポート作成の注意事項</p>	
テキスト, 参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際開発協力法』全訂 2008 年版。入手方法は、第 1 回の授業の時に指示します。		期末試験なし。レポート提出のみ。出席を重視。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / 国際租税法	担当者	石村 耕治
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解していなければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってきました。</p> <p>例えば、学生諸君が、将来、勤め先の日本企業からアメリカの支店に派遣されたとします。この場合、日本の本店とアメリカ支店との間の課税関係はどうなるのかといった問題に遭遇するかもしれません。国際租税法は、こうしたグローバルに活動する税金を払う「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学ぶ科目です。税金を使う「官」の問題について学ぶ科目ではありません。</p> <p>国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法との関連で授業を進めます。出席を重視します。</p> <p>授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際租税法の基礎をしっかりと学んで、将来に役立ててください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際租税法で何を学ぶのか 2 国内税法(所得税法・法人税法など)との関係は 3 企業の海外進出形態と課税 4 個人居住者・内国法人(居住者)と個人非居住者・外国法人(非居住者)とは 5 居住者・非居住者の納税義務の範囲 6 国内税法と租税条約の関係 7 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール 8 源泉課税・総合課税・分離課税、PE概念とは 9 国際的二重課税の防止策：①国内法による対応、②租税条約による対応 10 外国税額控除とは：①直接外国税額控除、②間接外国税額控除、③みなし外国税額控除 11 タックス・ヘイブン対策税制とは 12 移転価格税制とは 13 過少資本税制とは、レビュー 	
テキスト、参考文献		評価方法	
石村耕治編『現代税法入門塾〔第4版〕』清文社		①試験～70%(レポート試験)、③出席30%	

03～07 律/国	****/国際知的財産権法	担当者	長塚 真琴
99～02 律/国	****/国際知的財産権法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法分野の国際条約のうち WIPO（世界知的所有権機関）が所管するものについて、基礎的な知識を身につけ、この分野の伝統的な国際秩序を理解することを目的とする。</p> <p>最初の数週は、条約を理解するのに必要な限度で日本法の概要を説明する。</p> <p>その後、特許をはじめとする工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、近年締結された条約にも触れながら、個別の条約とその基本的な考え方を解説する。</p> <p>レジュメ集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条約等の条文はレジュメ集に収録されている。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：秋学期の国際関係法特講の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 日本法の概要 1) 特許法・実用新案法 3 日本法の概要 2) 意匠法・商標法・不正競争防止法 4 日本法の概要 3) 著作権法 5 パリ条約 1) 成立史と特許関係規定 6 パリ条約 2) 特許関係規定 7 特許協力条約 8 ブダペスト条約と UPOV 条約 9 特許をめぐる南北問題とパリ条約改正 10 商標・意匠・原産地表示の国際条約 11 ベルヌ条約 12 ベルヌ条約(続き)とその他の著作権関係条約 13 質問への回答と復習 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『国際知的財産権法レジュメ集』</p> <p>参考書：高倉成男『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）→版元品切、図書館で見よ。他は講義中に指定</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	****/国際関係法特講（グローバル化と知的財産権）	担当者	長塚 真琴
99～02 律/国	****/国際知的財産権法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>TRIPs 協定を批判的に検討する。1995年に発効した同協定は、WTO協定の付属書の1つであり、知的財産権法分野の伝統的な国際条約と比べると、いくつかの点で異質であるといえる。</p> <p>この講義では、同協定を従来の国際条約と比較しつつ、その成立過程、その内容、その問題点等について解説を加えていく。</p> <p>その後、同協定による知的財産権の保護水準上昇が途上国の民衆にもたらした諸問題と、国際社会によるその解決への歩みについて検討する。</p> <p>レジュメ集を用い、ビデオやウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条約等の条文はレジュメ集に収録されている。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：春学期の国際知的財産権法の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 GATT から WTO へ 3 WTO と知的財産権—TRIPs 協定制定の経緯— 4 WTO の諸原則と紛争処理機構 5 TRIPs 協定 1) 特許・実用新案 6 TRIPs 協定 2) 商標・意匠・地理的表示等 7 TRIPs 協定 3) 著作権 8 医薬品アクセス問題 1) 9 医薬品アクセス問題 2) 10 医薬品アクセス問題 3) 11 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権 1) 12 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権 2) 13 質問への回答と復習 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『国際関係法特講レジュメ集』</p> <p>参考書：高倉成男『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）→版元品切、図書館で見よ。他は講義中に指定</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / 国際家族法	担当者	常岡 史子
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>家族関係の形成・変動について国際化の影響が確実に広まりつつある現在、家族の法律関係について、日本法のみでは対応することのできない問題が加速度的に増えている。また、これまで伝統や歴史を色濃く反映し、国ごとの独自性が強く現れる分野と考えられてきた家族法においても、国際的な潮流や世論がその動向に大きな影響を与えつつある。そこでは、国際法・国際私法も視野に入れつつ、このような事態に対応しうる新たな法規範の定立が求められている。本講義では、国際社会が家族法に与える影響と涉外身分関係の基本的理解を目的として、婚姻、親子、相続に関する民法、戸籍法、国籍法等諸法の内容を外観する。講義では、法律概念の説明とともに、代表的な裁判例を取り上げ、紛争の実態の把握に努める。</p> <p>各回の授業について、受講者全員が事前に配付した資料等を読み予習済みであることを前提に講義を進める。受講者数の多寡にかかわらず、授業時間中に指名して質問することがあるので、準備の上出席されたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国籍と戸籍 2 婚姻の成立 3 婚姻の法的効果 4 離婚原因と離婚の方式(1) 5 離婚原因と離婚の方式(2) 6 親権と子どもの監護 7 親子：実子 8 親子：養子 9 生殖補助医療技術と親子関係 10 法定相続制度(1) 11 法定相続制度(2) 12 遺言の機能 13 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
レジュメ、資料等を適宜配付する。		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	***** / 国際民事訴訟法	担当者	山田 恒久
99~02 律/国	***** / *****		
Objectives This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on international civil procedure.		Course 1 : Rules as to Jurisdiction to Adjudicate [Introduction]	
Curriculum This program consists of two components, which are not divisible. Each students is required to attend at all of two courses in the following subjects:		1. Theory 2. Practice [Jurisdiction in Personam]	
Course 1 Rules as to Jurisdiction to Adjudicate (1) Jurisdiction in Personam (2) Jurisdiction in Rem (3) Jurisdiction Declined (4) Quasi-Jurisdictional Dismissal		3. Consent 4. Forum benefits and activities 5. General formulas 6. "Doing-business" statutes [Jurisdiction in Rem]	
Course 2 Rules as to Recognition and Enforcement of Foreign Judgments (1) Jurisdiction (2) Natural Justice (3) Public Policy (4) Reciprocity		7. Types of in rem jurisdiction [Jurisdiction Declined] 8. Forum non convenience 9. Foreign actions [Quasi-Jurisdictional Dismissal]	
Xeroxed materials will be distributed in class appropriately.		10. Procedural incapacity 11. Foreign sovereigns 12. Res judicata [Conclusion] 13. Conclusion	
		Evaluation will be graded according to the results of the final examination and attendance at the lecture.	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / 模擬国際裁判	担当者	鈴木 淳一
99～02 律/国	***** / 模擬国際裁判		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>模擬国際裁判とは、ある架空の国際事件を想定して、学生が原告・被告・裁判官の三グループに分かれ、自主的に調査・研究を行い、現実の国際裁判さながらに法的主張を競い合う法学教育です。本講義を受講するにあたっては国際法の知識を有することを必ずしも前提とはしません。また、グループ作業が中心となるので、共同で勉強することが苦痛でない人に適した講義です。</p> <p>受講希望者が30名を超える場合、以下のいずれかについて解答する記述式のテストを行い、履修者を決定します。履修を希望する学生は、必ず第1回目の講義に出席してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際法の法源 ・ 国際紛争の平和的解決 <p>なお、履修にあたっては、法学部が優先となります。</p>		<p>1 コースガイダンス——模擬国際裁判とは何か？</p> <p>2 課題文と訴状の発表</p> <p>3～4 国際裁判の手続を学ぶ</p> <p>5～6 申述書提出（原告側）</p> <p>7～8 答弁書提出（被告側）</p> <p>9 国際法上の論点を学ぶ</p> <p>10～11 口頭弁論</p> <p>12 判決</p> <p>13 自己評価と反省</p> <p>本講義で過去に扱った事例としては、核兵器使用の合法性に関する事件、ミロシェビッチ事件（旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所）、イスラエルの分離壁、宇宙空間への兵器配備、竹島問題、ミサイル防衛問題などがあります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
大沼編『国際条約集 2008年版』有斐閣 その他、適宜、参考文献を紹介します。		書面及び発表や模擬裁判への参加態度に基づいて評価します（試験は行いません）。	

03～07 律/国	****/国際関係法特講 (海洋法)	担当者	安保 公人
99～02 律/国	****/国際関係法特講 B (海洋法)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>海洋法は、海洋の秩序を定める国際法をいう。海洋は、エネルギー原料や製造物品などの輸送、石油・ガスなどの海底資源開発、漁獲活動、国家の安全保障などのために、各国が共に利用する場である。したがって、海洋利用の秩序を維持していくことは、国際社会の安定化と発展にとって不可欠であり、また、わが国のような海洋国家にとっては、国家・国民の安全と繁栄の基盤となる。</p> <p>学生は、右授業計画に示す海洋法のルールを習得する。また、国際関係で生じる関連問題や近隣国との間に生じている海洋問題について、適切な分析と判断が実施でき、その解決方法を検討できる基盤を構築する。</p> <p>授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① 海洋法の意義・発展、現代海洋法の水域区分 ② 直線基線の設定、商船、軍艦・政府船舶の主権免除 ③ 領水の無害でない外国船（密航船・工作船等）対処 ④ 領水の潜没潜水艦対処、接続水域の防止措置 ⑤ EEZ・大陸棚の権利と外国船（資源探査船等）対処 ⑥ EEZ・大陸棚境界面判定判例、東シナ海境界面判定問題 ⑦ 公海の自由・EEZの自由航行、海賊取締り ⑧ 国際海峡の4類型、日本の特定海域（津軽海峡等） ⑨ 群島水域の通航制度、国際法の島（沖ノ島島問題等） ⑩ 深海底資源開発、海洋法紛争の解決 ⑪ 近隣国（中国・韓国・北朝鮮・ロシア）の海洋法制 ⑫ 日本の海洋法制（権利行使の現状・問題点・あり方） ⑬ PSI、MIO（禁輸執行、対テロ）、海戦法 (EEZ: 排他的経済水域) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		定期試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

03～07 律/国	****/国際関係法特講 (安全保障国際法)	担当者	安保 公人
99～02 律/国	****/国際関係法特講 B (安全保障国際法)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際社会では各種の利害対立や紛争が絶え間なく生起している。各国家や国際機構は、平和に対する脅威が生じればそれを除去し、また、侵害が生じた場合には、それを排除して、平和で安全な状態の回復に努めている。また、国際社会は、そのためのシステムを構築し、一定のルールを定めてきた。本講義は、こうした安全保障に関する国際法の諸ルールを勉学の対象とする。</p> <p>学生は、関係の国際法を適用事例とともに習得する。また、現に生じる安全保障問題について、適切な分析と判断が実施でき、その解決方法を検討できる基盤を構築する。</p> <p>授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① 安全保障の意義、安全保障国際法の発展 ② 国連の創設、国連の主要目的、安全保障理事会 ③ 集団安全保障に関する国連憲章の制度 ④ 冷戦期の国連集団安全保障（朝鮮戦争、南ローデシア等） ⑤ 冷戦終結後における国連集団安全保障の発展、安保理の要請決議に基づき加盟国が行う禁輸執行 ⑥ 安保理の権限付与決議に基づき加盟国が行う平和回復等の措置（湾岸戦争、東チモール、イラク戦争後等） ⑦ 国際テロリズムに対する国連の集団安全保障措置（9.11テロ、アフガニスタンなど） 大量破壊兵器の武装解除・移転防止の措置 ⑧ 国連平和維持活動の発展（ソマリア、ユーゴ、東チモールなど） ⑨ 自衛権行使の条件、集団的自衛権、ミサイル防衛 ⑩ 在外自国民の保護、人道的介入の実行 ⑪ NPTとIAEA、核軍縮問題 ⑫ 島嶼領有紛争の国際裁判と竹島・尖閣諸島問題 ⑬ 安全保障国際法と日本の対応 	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		定期試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

03～07 律/国	*****/比較会社法 a	担当者	周 劍龍
99～02 律/国	*****/比較会社法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的： 本講義では、日本、アメリカおよび中国の会社（とくに株式会社）に関する法規制を素材として、3国における株式会社の法規制、とりわけ株式会社の機関に関する法規制の異同を解明する。</p> <p>講義概要： 序論では、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質、会社の形態、有限責任制度、法人格否認の法理などを明らかにする。 本論では、日本、アメリカにおける株式会社の機関の法構造の異同を比較して、解明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、 市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質 2、 会社の形態、有限責任制度、 3、 法人格否認の法理、会社の権利能力、日本会社法の沿革 4、 日本の株式会社の機関：株主総会（その1） 5、 日本の株式会社の機関：株主総会（その2） 6、 日本の株式会社の機関：取締役会、代表取締役 7、 日本の株式会社の機関：取締役の義務と責任 8、 日本の株式会社の機関：監査役（会）、委員会等設置会社 9、 アメリカにおける会社の基礎理論、アメリカ会社法の沿革 10、 アメリカの株式会社の機関：株主総会 11、 アメリカの株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 12、 アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任 13、 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはとくに指定しない。講義用レジュメや参考資料のコピーなどを配布する。		基本は期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

03～07 律/国	*****/比較会社法 b	担当者	周 劍龍
99～02 律/国	*****/比較会社法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的： 同上</p> <p>講義概要： 序論では、中国会社法を理解するための基礎知識として、中国の国家の性質、政治制度、司法制度を説明する。 本論では、中国会社法の沿革、中国における株式制度と証券市場の導入の意義、中国会社法の枠組み（とりわけ、株式会社の機関）、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向などについてを説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、 中国の国家の性質 2、 中国の政治制度 3、 中国の司法制度 4、 中国の会社法の沿革 5、 国有企業改革と株式制度の導入 6、 株式会社の設立と消滅 7、 株式会社の資金調達 8、 株式会社の機関：株主総会 9、 株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 10、 株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任 11、 株式会社の機関：監査役会 12、 中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向 13、 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
周劍龍「中国ビジネスと法秩序——会社法制・証券法制を中心に——」（中央経済社、2005年） そのほか、関連資料のコピーを随時配布する。		基本は期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

03～07 律/国	****/平和学 a	担当者	星野 昭吉
99～02 律/国	****/平和学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際紛争（戦争）と平和の問題は著しく日常化し、我々の生存・生活はその在り方によって大きく左右されている。人類に直面している「紛争（戦争）と平和」をめぐるさまざまな問題を解明していく。まず、平和学とは何か。すなわち、平和学の目的・対象・方法・課題などを明らかにする。とりわけ、国際紛争構造の形成・展開・変容過程を分析していくなかで、平和の在り方を位置づけていく。その上で、平和をどう理解することができるか。また、どう理解すべきかを明らかにする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 グローバル社会における平和と平和学の現在 2 平和学の形成・発展過程 － (1) 3 平和学の形成・発展過程 － (2) 4 平和学の基本的枠組み － 平和価値と科学性 － 5 平和学の基本的枠組み － 全体志向性と学際性 － 6 現代世界における「紛争と平和の枠組み」 7 国際紛争構造の概念 8 国際紛争構造の意味と特性 9 国際紛争構造の形成・展開過程 － (1) 10 国際紛争構造の形成・展開過程 － (2) 11 国際紛争構造の形成・展開過程 － (3) 12 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み － (1) 13 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み － (2) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会における「紛争と平和の枠組み」』同文館（テキスト）		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国	****/平和学 b	担当者	星野 昭吉
99～02 律/国	****/平和学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>グローバル紛争構造の四つの下位的紛争構造、すなわち、暴力紛争（戦争）・南北非対称的紛争構造・アイデンティティ紛争構造・地球環境紛争構造を分析・説明していく。その上で、グローバル・ガバナンスの視点から、それら紛争構造の解決・変革の必要条件と可能条件とを抽出していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 グローバル暴力紛争の構造的な原因 2 暴力紛争と軍事体制 3 暴力紛争と権力配分構造 4 暴力紛争と核抑止戦略 5 暴力紛争と民主的平和 6 南北不平等紛争構造 － (1) 7 南北不平等紛争構造 － (2) 8 アイデンティティ紛争構造 9 地球環境紛争構造 10 「上からのガバナンス」の構造と特性 11 「下からのガバナンス」の構造と特性 12 平和の構築と平和教育 13 世界環境の平和教育化 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会の平和学－現状維持志向平和学から現状変革志向平和学へ－』同文館		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国	*****/国際協力論 a	担当者	片岡 貞治
99～02 律/国	*****/国際協力論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わせられた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>前期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力及び開発援助政策についての分析を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① イントロダクション ② 発展途上国問題と国際開発 ③ 日本の経済協力政策の史的展開 ④ 日本の経済協力政策決定形成過程 ⑤ 日本の経済協力政策の今後の課題 ⑥ 主要国の経済協力政策I (米国、カナダ、英) ⑦ 主要国の経済協力政策II (仏、独、蘭、北欧等) ⑧ 多国間開発援助の仕組み ⑨ 国際社会における援助協調のあり方 ⑩ グローバリゼーションと開発 ⑪ ガバナンスと開発 ⑫ MDGsと今後の課題 ⑬ 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に配布。		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

03～07 律/国	*****/国際協力論 b	担当者	片岡 貞治
99～02 律/国	*****/国際協力論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わせられた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>後期は、政治面の国際協力、即ち、国連の集団的安全保障の問題、集団的自衛権、多発する紛争や内戦の予防・解決の試み、分析を行う予定である。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① 国連システム ② 集団的安全保障 ③ 集団的自衛権 ④ 朝鮮戦争 ⑤ 湾岸戦争 ⑥ 湾岸戦争と日本の対応 ⑦ 集団的安全保障の変形としての国連平和維持活動 ⑧ 国際平和協力 ⑨ 日本人とPKO ⑩ 9.11テロ攻撃 ⑪ イラク戦争と日本 ⑫ 自衛隊と国際協力 ⑬ 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に配布		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

03～07 律/国	****/国際関係史 a	担当者	永野 隆行
99～02 律/国	****/国際関係史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義の目的は、20世紀国際政治の歴史の全体像を把握し、それを21世紀国際政治の理解に役立てることである。国際政治の現象の理解に必要なのは、理論（的枠組み）と歴史（的背景）である。「グローバル社会論」が前者を提供し、本講義「英語圏の国際関係」が後者を学生諸君に提供することになる。</p> <p>本講義では、第二次世界大戦後の歴史を主として冷戦という観点から振り返っていくが、時間の許す限り、「ナショナリズムの勃興と脱植民地化」、「核兵器」、「経済的繁栄と政治」、「冷戦と日本の戦後」などのテーマ別に約50年間の歴史を捉えなおしてみたい。</p> <p>なお、本講義はパワーポイントを利用し、同時に簡単なレジメを配布する。スクリーンに投影されるスライドと講義内容を自分なりに理解して、レジメにメモをしてもらうことになる。また、抜き打ち的に出欠調査を兼ねたリアクションペーパーを提出してもらう。</p> <p>本講義では、受講者に戦後国際政治史に関する基礎知識があることを前提としていないが、毎回の授業の理解度を深めるためには、予習と復習を怠らないようにして欲しい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（第1～3週） ～第二次世界大戦前後の国際関係の変化 2. 冷戦①（第4～6週） ～冷戦とは何であったのか？ 3. 冷戦②（第7～9週） ～冷戦の開始 4. 冷戦③（第10～12週） ～冷戦の展開 5. 冷戦④（第13週） ～冷戦期の国際紛争 	
テキスト、参考文献		評価方法	
第一回目の授業時に紹介する。		リアクションペーパー（数回）と学期末の試験による評価。	

03～07 律/国	****/国際関係史 b	担当者	永野 隆行
99～02 律/国	****/国際関係史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本が21世紀においてアジア太平洋地域の平和と安定のために積極的に関わろうとするとき、日本とオーストラリアの連携（日豪連携）はとりわけ重要である。それは、両国が自由主義的民主主義、そして市場経済という政治的、経済的基本理念、またアジア太平洋地域の平和と安定の実現という戦略的価値観を共有しながら、同時にアジアの歴史と伝統のなかで生きているというアイデンティティをも共有しているからである。日本とオーストラリアは、ともに信頼できるパートナーとして、国際社会において共同行動をとっていきけるし、とっていかねばならないであろう。</p> <p>こうした問題意識のもと、本講義では、第二次世界大戦後のアジア・太平洋地域の国際関係の歴史を振り返りながら、それをオーストラリアの視点から学んでいく。カンガルー、コアラ、美しい珊瑚礁などでイメージされがちなオーストラリアを、国際関係という視点から見つめることで、日本外交の重要なパートナーであるオーストラリア理解を深めたい。</p> <p>本講義はパワーポイントを利用し、同時に簡単なレジメを配布する。なお、抜き打ち的に出欠調査を兼ねたリアクションペーパーを提出してもらう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（第1週） ～アジア太平洋における日本の重要なパートナーである「オーストラリア」を学ぶ意義 2. 20世紀初頭の戦争とオーストラリア（第2～5週） ～日本とオーストラリアの「戦争の記憶」 3. 対日脅威の高まりとアジア国際関係への関心（第6～9週） ～日本のアジア進出と英豪対立・対米接近 4. 第二次世界大戦後のオーストラリアとアジアの安全保障（第10～13週） ～大国依存の安全保障から、自立した対アジア安全保障コミットメントへ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：森健ほか編『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。		リアクションペーパー（数回）と学期末の試験による評価。	

03~07 律/国	*****/現代経済論 a	担当者	阿部 正浩
99~02 律/国	*****/現代経済理論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、現実の経済社会を概観しながら、ツールとしての経済学を学習します。</p> <p>経済学は社会学の女王とよばれています。経済学を用いた議論は論理的厳密性が要求されます。その一方で、経済学は実社会の問題を解決しようとしてきました。この講義では経済学の基本的な考え方と、その応用について考えていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス (授業の進め方についてお話しします) 2. 経済ってなに I 3. 経済ってなに II 4. マーケットの仕組み I 5. マーケットの仕組み II 6. マーケットの仕組み III 7. 働くということ I 8. 働くということ II 9. 消費の仕組み I 10. 消費の仕組み II 11. 企業の仕組み I 12. 企業の仕組み II 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートと期末テスト	

03~07 律/国	*****/現代経済論 b	担当者	阿部 正浩
99~02 律/国	*****/現代経済理論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>特殊講義 a (経済学入門) を参照してください。</p> <p>なお、特殊講義 a (経済学入門) を既修していることが望ましいですが、既習していなくても履修することはできます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス (授業の進め方についてお話しします) 2. 三つのマーケット 3. 経済の大きさ I 4. 経済の大きさ II 5. 経済が成長する理由 I 6. 経済が成長する理由 II 7. 経済が変動する理由 I 8. 経済が変動する理由 II 9. 物価の動きとその背景 I 10. 物価の動きとその背景 II 11. 失業問題 I 12. 失業問題 II 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートと期末テスト	

03～07 律/国	*****/日本経済論 a	担当者	波形 昭一
99～02 律/国	*****/日本経済論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現在の日本経済を理解するには、その生い立ちを知っておくことが重要である。とりわけ高度成長期についての知識が不可欠である。そのため「日本経済論 a」では、高度成長期における日本経済の問題を中心に講義する。</p> <p>なお、本講義は内容上、春期・秋期を通して聴講するのが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 戦後民主化政策と経済改革 3. 戦後経済復興対策 4. ドッジ・ラインとシャウブ勧告 5. 朝鮮戦争と日本経済 6. 高度成長時代の到来 7. 高度成長の構造 8. 高度成長の精神的土台 9. 高度成長の時代背景 10. 高度成長の終焉(1) ドル・ショック 11. 高度成長の終焉(2) オイル・ショック 12. 日本経済の構造転換 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
主に統計表などのプリントを配布。		学期末試験の結果（通年講義は春期・秋期の合計）で評価する。相対評価方法を採用。	

03～07 律/国	*****/日本経済論 b	担当者	波形 昭一
99～02 律/国	*****/日本経済論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1970年代後半から日本経済をめぐる内外の諸環境は大きく変化し、その結果として現在の日本経済がある。したがって「日本経済論 b」では、春学期の講義をふまえて、70年代後半からの日本経済の構造変化、その結果としてのバブル経済と「失われた10年」について論述し、そのうえで近年たまたかわされた日本経済再建論議の当否、小泉内閣の構造改革の位置づけ、さらにその後の状況を検討したい。</p> <p>なお、本講義は内容上、春期・秋期を通して聴講するのが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. スタグフレーションとその原因 3. レーガノミクスとアメリカ経済 4. プラザ合意後の経済変化 5. バブル経済の発生とその原因 6. バブル経済の崩壊 7. 平成不況の特徴 —複合不況— 8. 「失われた10年」とその意味 9. 景気対策か構造改革か(1) 10. 景気対策か構造改革か(2) 11. 小泉内閣の構造改革を問う(1) 12. 小泉内閣の構造改革を問う(2) 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
春期と同じ。		春期と同じ。	

03～07 律/国	****/国際経済論 a	担当者	益山 光央
99～02 律/国	****/国際経済論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際経済を理解するのに最低限必要と思われる基本的な考えを講義します。その中心は貿易理論、国際貿易の一般均衡、貿易政策となります。講義で扱う内容は、よりすすんだ諸理論を学ぶのに必須の基礎的事項なので厳密な展開を心がけたいと思います。受講生には予習と復習を求めます。私語厳禁。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際貿易概観 2 リカード的比較優位説 3 ヘクシャー・オリーン定理 4 ヘクシャー・オリーン定理 5 国際貿易の一般均衡 6 国際貿易の一般均衡 7 経済成長と貿易 8 国際資本移動と移民 9 国際資本移動と移民 10 関税・輸入数量制限 11 関税・輸入数量制限 12 輸入補助金と輸出自主規制 13 質問とまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店		定期試験80%、出席20%	

03～07 律/国	****/国際経済論 b	担当者	益山 光央
99～02 律/国	****/国際経済論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に扱った貿易理論とともに国際経済学の大きな柱である国際収支調整メカニズムに関連する事柄を学びます。国際収支の赤字、黒字からはじまり、だんだんと高度な内容へと移行します。すべて基本的内容なので、きちんと理解する必要があります。</p> <p>春学期の国際経済論 a を履修しているほうがより理解が深まります。私語厳禁。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際収支と国民所得勘定 2 国際収支と国民所得勘定 3 外国為替市場 4 外国為替市場 5 外国為替市場 6 固定相場制下の所得決定 7 固定相場制下の所得決定 8 変動相場制下の所得決定 9 変動相場制下の所得決定 10 国際収支と財政・金融政策 11 国際資本移動と財政・金融政策 12 国際資本移動と財政・金融政策 13 質問とまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定		定期試験80%、出席20%	

03~07 律/国	*****/国際金融論 a	担当者	山本 美樹子
99~02 律/国	*****/国際金融論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現実の国際金融的現象を理解する上で基本となる事項についての説明をしていく。</p> <p>最低限の理論的な分析も含まれるが、あくまでも現実の経済現象を理解することを目標とする。</p> <p>前半 12 コマは国際金融論の基本的な事項についての講義を進める。</p> <p>講義はパワーポイントを使ってする。講義概略は学の講義支援システムを使い講義前に公開するので、必要な学生は各自プリントアウトすること。</p>		<p>1 インTRODakシヨン</p> <p>2 国際収支の構造</p> <p>1、国際収支表</p> <p>2、経常収支が黒字であることの意味</p> <p>3、経常収支の金融的側面</p> <p>4、Jカーブ効果</p> <p>3 外国為替市場と為替レート</p> <p>1、外国為替相場</p> <p>2、為替リスクのヘッジと金利平価説</p> <p>3、投機 (1)</p> <p>投機 (2)</p> <p>4、政府による介入</p> <p>4、外国為替決定の理論</p> <p>1、購買力平価説</p> <p>2、フローアプローチ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定 講義時に参考書を提示		出席状態調査を兼ねた小テストと 学期末試験	

03~07 律/国	*****/国際金融論 b	担当者	山本 美樹子
99~02 律/国	*****/国際金融論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に学んだことを基礎として、国際金融論にとって応用的なことを中心に講義する。</p> <p>21世紀にますます進展するだろう、リージョナリズムについては、春学期に私が研修で得た最新の知識で、東アジア経済、特に金融についての講義を進めたいと思っている。</p>		<p>5 固定相場制</p> <p>1、金本位制</p> <p>2、IMFのブレトンウッズ制度</p> <p>6 開放マクロ経済政策</p> <p>1、外国貿易乗数</p> <p>2、固定相場制の開放マクロ経済政策</p> <p>3、マンデルフレミングモデル</p> <p>4、変動相場制の開放マクロ経済政策</p> <p>5、国際政策協調</p> <p>7 国際資本移動</p> <p>1、国際資本取引の拡大</p> <p>2、金融デリバティブ取引 (1)</p> <p>8 リージョナリズムと国際通貨体制</p> <p>1、欧州通貨統合</p> <p>2、東アジアの通貨統合の可能性</p> <p>9、まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定 参考書は講義時に指示		出席状況調査を兼ねた小テストと 学期末試験	

03～07 律/国	****/多国籍企業論 a	担当者	小林 哲也
99～02 律/国	****/多国籍企業論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて活動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や販売だけでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進めている。生産・流通・広告・金融などでの技術革新により、新しい形で国際分業が再編成されていると言える。</p> <p>本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組みを提供することを目的とする。</p> <p>前半で主として理論・歴史を取り扱い、後半でケーススタディを行うので、通年受講が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. グローバリゼーションの時代 2. 現代経済における多国籍企業 3. 巨大企業と「豊かな社会」 4. コーポレートガバナンスの変貌 5. フォードシステム 6. 日本的生産システム 7. 情報技術革命のインパクト 8. 情報技術革命と企業組織 9. 企業組織と経営戦略の変貌 10. 情報技術革命と日米企業 11. 生産性と競争優位 12. 多国籍企業と新しい国際分業 13. 情報化社会と日本的経営の再審 	
テキスト、参考文献		評価方法	
トーマス・フリードマン『フラット化する世界』日本経済新聞社		定期試験	

03～07 律/国	****/多国籍企業論 b	担当者	小林 哲也
99～02 律/国	****/多国籍企業論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを中心として、グローバリゼーションの現状を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本企業の国際化 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 90 年代 3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 4. 日本企業の海外進出 アメリカの日系企業 5. 日本企業の海外進出 ヨーロッパの日系企業 6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 7. 「世界の工場」中国の登場 8. IT 革命と世界的な産業の再編成 9. ハイテク産業の覇権をめぐって 10. 自動車産業の再編成 11. 新しいビジネスモデルの登場 12. 製品および産業のアーキテクチャ 13. 日本企業の課題 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に適宜指示する		定期試験	

03～07 律/国	****/西洋政治史 a	担当者	津田 由美子
99～02 律/国	****/西洋政治史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近現代の西洋政治史の展開を学ぶことにより、今日の私たちの政治社会の成り立ちを理解する。「国民国家」を中心とする政治が、どのように成立・発展し、変化してきたのかを中心に講義を進める。</p> <p>春学期では、主権国家体制の形成から第一次世界大戦までの欧米世界を対象とし、国民統合と民主化・資本主義化の関連性を検討する。個々の事件を重視するだけではなく、時間軸と空間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのかを考える。</p> <p>下記以外の参考文献については、授業時に説明する。</p>		<p>具体的な項目には若干の変更がありうるが、初回の講義で説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに ー 西洋政治史を学ぶ意味 2. 主権国家の形成 3. フランス革命とナポレオン <ol style="list-style-type: none"> (1) 旧体制とフランス革命 (2) フランス革命とヨーロッパ 4. 「国民国家」とナショナリズム <ol style="list-style-type: none"> (1) アメリカ独立革命 (2) ドイツ・イタリアの統一 5. 産業化と民主主義 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自由主義の変容 (2) 労働運動と社会主義 6. <ol style="list-style-type: none"> (1) 自由主義の変容 (2) 労働運動と社会主義 (3) 参政権の拡大 7. 帝国主義と大衆社会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「ヨーロッパ世界」の拡大 (2) 大衆社会と政治の変容 8. 第一次世界大戦 9. <ol style="list-style-type: none"> (1) 自由主義の変容 (2) 労働運動と社会主義 (3) 参政権の拡大 10. 帝国主義と大衆社会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「ヨーロッパ世界」の拡大 (2) 大衆社会と政治の変容 11. <ol style="list-style-type: none"> (1) 自由主義の変容 (2) 労働運動と社会主義 (3) 参政権の拡大 12. 第一次世界大戦 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>篠原一『ヨーロッパの政治』（東京大学出版会）、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』（放送大学出版振興会）、渡邊啓貴（編）『ヨーロッパ国際関係史』（有斐閣）</p>		レポートを中心に、出席点を加味して評価する。	

03～07 律/国	****/西洋政治史 b	担当者	津田 由美子
99～02 律/国	****/西洋政治史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近現代の西洋政治史の展開を学ぶことにより、今日の私たちの政治社会の成り立ちを理解する。「国民国家」を中心とする政治が、どのように成立・発展し、変化してきたのかを中心に講義を進める。</p> <p>秋学期では、第一次世界大戦後から現在にいたる欧米世界を対象とし、民主主義の展開と戦後世界の変容について講義する。個々の事件を重視するだけではなく、時間軸と空間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのかを考える。</p> <p>下記以外の参考文献については、授業時に説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ヴェルサイユ体制の形成 2. 相対的安定期のヨーロッパ 3. 経済危機と民主主義の動揺 <ol style="list-style-type: none"> (1) ファシズムの台頭 (2) 民主主義体制の維持 4. <ol style="list-style-type: none"> (1) ファシズムの台頭 (2) 民主主義体制の維持 5. アメリカ民主主義の発展 6. 1930年代の国際関係 7. 戦後西ヨーロッパの復興と安定 <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) 8. <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) 9. 東西ヨーロッパの対立 10. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパの統合 11. ヨーロッパ諸国家の統合と分裂 12. グローバル化と民主主義の課題 13. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>篠原一『ヨーロッパの政治』（東京大学出版会）、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』（放送大学出版振興会）、渡邊啓貴（編）『ヨーロッパ国際関係史』（有斐閣）</p>		レポートを中心に、出席点を加味して評価する。	

03～07 律/国	****/アジア政治論 a	担当者	上村 幸治
99～02 律/国	****/アジア政治論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国が経済発展にともない、世界の大国として存在感を強めている。米国メディアの中には超大国と呼ぶところも出てきた。アジアの巨大途上国の台頭を、21世紀の世界史的イベントだと指摘する声も出ている。</p> <p>同時に、社会の混乱や環境破壊、軍拡に懸念を示す声も出てきた。発展する沿海工業地帯と貧しい内陸の農村地帯の経済格差も大きな問題になっている。</p> <p>ナショナリズムの台頭は、反日デモや米国批判という形で火を噴いている。</p> <p>日本との貿易が急増するなど、日本との経済交流も深まっている。</p> <p>現代の中国を多角的にとらえるため、アヘン戦争以来の歴史を踏まえ、政治や外交や経済、文化の実態を見ていこうと思う。</p> <p>その上で、これからの中国がどう発展していくのか、日本との関係がどう変化していくのかを考えたい。</p> <p>春学期は歴史も踏まえながら、現代中国の実態に迫ろうと思う。秋学期は、現在の中国の表情、この国のかかえる問題点について具体的に見ていく。</p>		1 はじめに（現代中国の実像） 2 香港の変遷（アヘン戦争と近代史） 3 日中関係（上） 4 日中関係（下） 5 大国中国の台頭 6 朝鮮半島と中国 7 共産党と国民党 8 社会主義化がもたらしたもの 9 文化大革命の実像 10 改革開放から市場経済化への道 11 天安門事件と民主化 12 台湾問題の本質 13 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
「教材」上村幸治著『中国路地裏物語—市場経済の光と影』岩波新書、上村幸治著『中国のいまがわかる本』岩波ジュニア新書		出席、レポート、試験による	

03～07 律/国	****/アジア政治論 b	担当者	上村 幸治
99～02 律/国	****/アジア政治論		
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期と同じ		1 市場経済のもたらしたもの 2 都市部の変貌 3 農村の課題 4 巨大プロジェクト 5 環境問題 6 経済格差と階層社会の出現 7 教育問題 8 医療や社会保障 9 選挙と民主化 10 政治システム 11 中台関係 12 国際社会の中の中国 13 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ		春学期と同じ	

03～07 律/国	*****/地域研究特講（ラテンアメリカ政治経済論）	担当者	今井 圭子
99～02 律/国	*****/地域研究特講B（ラテンアメリカ政治経済論）		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1. ラテンアメリカ政治経済社会構造の特質を、アジア、アフリカとの比較において理解し、ラテンアメリカ地域の自然・住民・宗教・文化について概観する。</p> <p>2. ラテンアメリカ地域の政治経済社会の歴史の変遷過程を辿り、植民地前の先住民社会、植民地期の政策に関してその基本構造を把握する。そして独立後の国家建設および経済開発の思想と政策を学び、政治経済構造の変容について理解する。</p> <p>3. こうした考察を踏まえてラテンアメリカ経済の現状を分析し、グローバル化が進む中でラテンアメリカ諸国が直面している主要な政策課題を明らかにする。そしてこれらの政策課題に対する各国政府や国際機関の取り組みについて紹介する。</p> <p>4. ラテンアメリカにおける開発の思想、理論、政策について、中心-周辺理論、構造学派、従属論、およびコスタリカ・モデル（非武装・中立・教育・福祉・環境重視）を中心に解説し、持続可能な開発のあり方について考える。</p> <p>5. 日本とラテンアメリカの関係を移民、外交、貿易、投資、経済協力について考察し、グローバル化時代の下での日本とラテンアメリカの協力関係のあり方について受講生全員で考え、討論する。主として講義形式で進め、テーマに応じてディスカッションをとり入れる。</p>		<p>1. ラテンアメリカ概観—ラテンアメリカとアジア、アフリカの比較</p> <p>2. 第1章 ラテンアメリカ経済の歴史の変遷過程 第1節 時期区分 ラテンアメリカ経済史時期区分</p> <p>3. 第2節 植民地期以前の先コロンブス期（-15世紀末）コロンブス一行到来以前の先住民社会の概観</p> <p>4. 第3節 植民地期（15世紀末-19世紀初め）</p> <p>5. 第4節 独立期（19世紀初め-19世紀半ば）</p> <p>6. 第5節 第一次産品輸出経済確立期（19世紀半ば-1929年恐慌）</p> <p>7. 第6節 工業化から地域統合に至る時期（1929年恐慌-現在）</p> <p>8. 第2章 ラテンアメリカ政治経済の現状と課題</p> <p>9. 第2章 ラテンアメリカ政治経済の現状と課題</p> <p>10. 第3章 ラテンアメリカの開発思想・理論・政策</p> <p>11. 第3章 ラテンアメリカの開発思想・理論・政策—コスタリカ・モデル</p> <p>12. 第4章 日本とラテンアメリカの関係</p> <p>13. まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>（参考書）今井圭子編著 『ラテンアメリカ 開発の思想』日本経済評論社、2004年、西島章次・細野昭雄編著『ラテンアメリカ経済論』ミネルヴァ書房、2004年。</p>		<p>授業中にリアクション・ペーパー、学期末にレポート提出。リアクション・ペーパーとレポート、出席、授業参加状況を合わせて評価する。</p>	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	****/地域研究特講（中・東欧とロシア1）	担当者	志摩 園子
99～02 律/国	****/地域研究特講B（中・東欧とロシア1）		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>東欧とか中欧とはと考えるとき、ロシアとの係わり合いを抜きにして語ることはできない。この地域をどのように捉えることができるのだろうか。ヨーロッパ連合の東方拡大によって、この地域はどのように代わって言っているのだろうか。</p> <p>本年度は、特に、バルト地域に焦点をあてて、ここで進んでいる地域統合についても検討したい。前期は、その背景としての歴史的、文化的な側面を中心に、後期は、現代世界の問題を考える上での重要な地域としてバルト地域の現状を検討したい。</p> <p>春学期は、後期講義の内容理解のための基礎的知識となる歴史や文化についての講義とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① 日本とバルト地域とのかかわり ② バルトとは ③ 歴史遺産の町 ④ バルト海東南岸の地域の自然 ⑤ ドイツ人の進出とバルト地域 ⑥ 「バルト帝国」 ⑦ ロシア帝国とバルト地域 ⑧ ロシア帝国とバルト地域 ⑨ バルト地域の文化 ⑩ バルト地域の文化 ⑪ 大学と地域文化 ⑫ バルト地域とユダヤ人 ⑬ まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料配布、参考資料等適宜紹介		出席店、平常点（小レポートも含む）、レポートの総合評価	

03～07 律/国	****/地域研究特講（中・東欧とロシア2）	担当者	志摩 園子
99～02 律/国	****/地域研究特講B（中・東欧とロシア2）		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>東欧とか中欧とはと考えるとき、ロシアとの係わり合いを抜きにして語ることはできない。この地域をどのように捉えることができるのだろうか。ヨーロッパ連合の東方拡大によって、この地域はどのように代わって言っているのだろうか。</p> <p>本年度は、特に、バルト地域に焦点をあてて、ここで進んでいる地域統合についても検討したい。前期は、その背景としての歴史的、文化的な側面を中心に、後期は、現代世界の問題を考える上での重要な地域としてバルト地域の現状を検討したい。</p> <p>秋学期は、前期に講義した歴史や文化を土台にした内容となるため、できれば、前期受講者が望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① バルト地域と日本 ② バルト地域と日本 ③ バルト地域と世界 ④ バルト三国の成立 ⑤ バルト三国のソ連への編入 ⑥ バルト三国のソ連時代 ⑦ 冷戦終結とバルト三国 ⑧ バルト三国と独立回復 ⑨ バルト三国の EU, NATO 加盟 ⑩ バルト三国と北欧 ⑪ バルト三国とロシア ⑫ バルト三国と環バルト海地域 ⑬ まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料配布、参考資料等適宜紹介		出席店、平常点（小レポートも含む）、レポートの総合評価	

03～07 律/国	****/国際関係法講読 I	担当者	宗田 貴行
99～02 律/国	****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【講義目的】 日本法は明治時代以来、外国法を参考にして立法されているため、日本法を学ぶには、外国法を知ることが、かなり手助けになります。したがって、外国法を学ぶ本講義を受講することにより、日本法の理解が深まります。</p> <p>本講義を受講することにより、①世界の法律に関する最新の情報を知ることができ、また②法律に関する英語の知識が増えます。さらに、③堅苦しいとも感じられる法律であっても、英語で世界の法律を学ぶと楽しいことが実感できます。ともに、法律の世界旅行を楽しみましょう。海外でのヒアリングなどで収集した資料で勉強しましょう。</p> <p>【講義概要】 本講義では、①世界の外国法の最新情報をインターネットの記事で知ることや、②やさしい英語で書かれた外国法についての洋書を読むことなどによって、楽しく外国法を知ってもらいます。</p> <p>毎回、外国法の最新情報についてのインターネットの英語の記事を配布し解説します。また、不当表示問題などの身近な法律問題を扱ったイギリスやスウェーデンやドイツの消費者法の資料などを解説します。わが国の消費者法と比較してみましょう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODakション～法律の世界旅行へ出発！～ 2 スウェーデンの消費者紛争と ADR (1) 3 スウェーデンの消費者紛争と ADR (2) 4 スウェーデンの消費者紛争と ADR (3) 5 イギリスの消費者法 (1) 6 イギリスの消費者法 (2) 7 イギリスの消費者法 (3) 8 イギリスの消費者法 (4) 9 イギリスの消費者法 (5) 10 ドイツの消費者法 (1) 11 ドイツの消費者法 (2) 12 ドイツの消費者法 (3) 13 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
毎回配布します。		出席を重視します。成績は、出席状況とレポートで決めます。	

03～07 律/国	****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	*****/国際関係法講読 I	担当者	土屋 弘三
99~02 律/国	*****/国際関係法文献研究		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義の目的〕 世界経済のグローバル化が進展するなかで、企業の国際取引契約は増大し、その契約書は多くの場合英文で作成される。 この講義は、</p> <p>① 「英文契約書の読み方」の入門と位置付け、英文契約(書)についての基礎的な知識を習得する、</p> <p>② 英文契約書の様式・構成・文体、英文契約書に多用される独特の表現や語彙を学ぶ、</p> <p>③ 準拠法との関係から英米法の法理を理解する、ことを目的とする。</p> <p>〔講義概要〕</p> <p>① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布して、簡単な説明を加えていく。</p> <p>② 配布する英文講読テキスト「Conditions of Purchase Order」及び「Disclosure of Confidential Information」を用いて、毎回テキストを読解しながら契約の英語を学んでいく。</p> <p>講義は実践的なものを目指しています。将来企業で渉外的業務に携わることを志望する方は、春学期と秋学期を併せて受講されることを希望します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 英文契約書の特徴と機能 2. 英文契約書の構造と文体 3. 契約の英語の注意点 (1) 4. 契約の英語の注意点 (2) 5. 契約準拠法 6. 契約の成立要件 7. 予備的合意と MOU 8. 予備的合意と秘密保持契約 9. 契約の方式 10. 英米法での約因、単純契約・捺印契約 11. 詐欺防止法と契約の書面性 12. 一般契約条項 13. 契約締結権限 (日本と米国)、委任状 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>英文講読テキスト及び講義メモを配布する。 参考文献：岩崎一生著 『英文契約書—作成実務と法理—』〔全訂新版〕 (同文館出版)</p>		<p>出席、テストによる 詳細については講義において説明する。</p>	

03~07 律/国	*****/国際関係法講読 II	担当者	土屋 弘三
99~02 律/国	*****/国際関係法文献研究		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義の目的〕 販売店契約は、国際取引契約においてよく締結される契約類型の一つである。日本企業と外国企業が販売店契約を締結することを想定している。 春学期の講読 I は、「英文契約書の読み方」の入門と位置付けたが、この秋学期では、春学期の履修を前提にして、販売店契約の全体を読解していく。それによって、契約の英語及び取引に関わるリスクを検討していきたい。</p> <p>〔講義概要〕</p> <p>① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布し、簡単な説明を加えていく。</p> <p>② 配布する英文講読テキスト「Distributorship Agreement」を用いて毎回講読する。</p> <p>③ 英米法の法理が実際の契約書にどのように展開されているか検討する。</p> <p>④ 契約とは、一定条件下でのリスクの引き受けであるという理解から、契約条項を法的リスク・マネジメントの観点からも検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 販売店契約(Distributorship Agreement)とは 2. 販売権の許諾と代理 3. 販売店の義務 4. 代金決済 5. 商標等の知的財産権の取扱い 6. 表明と保証 (Representation & Warranty) 7. 製品の瑕疵担保責任 8. 明示の保証、黙示の保証 9. 損害賠償責任 10. 契約解除とそれに付随する権利・義務 11. 販売店契約と製造物責任 12. 紛争解決手段 13. 一般契約条項 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>英文講読テキスト及び講義メモを配布する。 参考文献：向 高男著 『英文販売店契約の常識とリスク』 (同文館出版)</p>		<p>出席、テストによる 詳細については講義において説明する。</p>	

03～07 律/国	*****/国際政治講読 I	担当者	津田 由美子
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際政治の変容、とくにヨーロッパ政治の現状を知るために英語文献を講読する。単語や文法の習得ではなく、英文の内容についての質疑や討論を通して、自分の考えをまとめることが目的である。</p> <p>教材には、現代ヨーロッパについての英字新聞記事や雑誌の小論を中心に取り上げる予定である。詳細は参加者と相談のうえで決定する（昨年度は、英字新聞からフランス社会に関する記事を取り上げたほか、国際関係の雑誌に掲載された日本の東アジア外交についての論文を扱った）。それらを読むことによって、単にヨーロッパ諸国についての知識を得るのではなく、日本社会と比較しつつ、その共通点や相違点の背景にある両社会の特徴を考察する。</p> <p>毎回の出席と予習が必要である。</p>		<p>1. 授業の進め方についての説明 2. ～ 12. 文献講読と質疑・討論 13. まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
初回に指示する。		出席と授業への貢献度が中心になる。レポートを提出を求めることがある。	

03～07 律/国	*****/*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****/*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	***** / 国際政治講読Ⅱ	担当者	星野 昭吉
99~02 律/国	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代のグローバル化した国際関係（世界政治）は、これまでの国家中心の国際関係の枠組みを大きく変容させている。新しい枠組みを構成しているグローバリゼーションはじめ、国際関係を動かしている多様な原理および国際関係の変容を、英語のテキストを使用して説明していく。</p>		1 Globalizing Framework of International Relations — (1) 2 Globalizing Framework of International Relations — (2) 3 Globalization and Global Economy — (1) 4 Globalization and Global Economy — (2) 5 Globalization and Regionalism — (1) 6 Globalization and Regionalism — (2) 7 Globalization and Nationalism — (1) 8 Globalization and Nationalism — (2) 9 Globalization and Transnationalism — (1) 10 Globalization and Transnationalism — (2) 11 Globalization and Governance — (1) 12 Globalization and Governance — (2) 13 Globalization and Governance — (3)	
テキスト、参考文献		評価方法	
Akiyoshi Hoshino, <i>Deconstruction of International Politics and Reconstruction of Global Politics</i> (Tokyo : Teihan, 2003)		テスト、発表、出席率で総合評価	

シラバス 法学部

2008年4月1日発行

獨協大学教務部

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

電話 048-946-1664



DOKKYO UNIVERSITY

学 科	学 年	氏 名
学科	年	